

第四編

社会・衛生

第一章 福祉社会と高齢化社会

第一節 苫小牧市の福祉政策

一、福祉政策と各種制度

福祉事務所から 苫小牧市は昭和五十八年（一九八三）十二月以来検討を続けてきた全庁の機構改革を平成十年保健福祉部へ（九八）四月一日より実施した。この機構改革は行政改革の一環として行なうもので、部の統廃合を伴う庁内組織の機構改革は昭和五十三年（七八）十一月以来のことであった。これにより従前の福祉事務所に保健、医療、国保年金部門を一体化し、名称を「保健福祉部」と改めた。

このことにより庁内全体では一七部九室九六課を一五部九室九七課体制に移行した。一階市民ホールを改修し執務室に変更して保健福祉部の高齢対策室を拡大するとともに新設の医療助成、健康管理課が活用することになった。なお、移動に伴う庁内案内表示板の変更や電話移設など、機構改革に関連する経費は総額八〇〇万円であった。

保健福祉部内の行政機構は、高齢対策課、社会福祉課、児童家庭課、保護課、健康管理課、医療助成課、国保課、年金課など八課一七係のほか市立保育園、養護老人ホーム、老人福祉センター、市民活動センター、生活館、心身障害者福祉センターなどの管理運営に関する事項が所管されており、嘱託員を含め総勢三一九人がその任に当たっている。

る。ちなみに平成九年度（九七）の福祉事務所機構では三課一室五館の組織であつた。^①

福祉行政へ 苫小牧市の福祉施策につき市長の掲げる施政方針についてみると、昭和五十年（七五）では老人の取り組み 福祉では医療費の無料化引下げ（六七歳）、老人クラブ活動の促進と助成、児童・母子福祉では乳幼児の医療費無料化の引下げと保育所新設、助成、心身障害者福祉では機能回復と憩いの場として心身障害者福祉センターの建設、民間社会福祉施設への助成を挙げていて、もっぱら医療費補助と施設建設であつた。同五十四年度（七九）になると、若干ニュアンスが変わつてきていて、「社会福祉…高齢化社会に対応し、健康教育事業、ねたきり老人等の看護指導のため、在宅老人家庭看護訪問事業を行い、一貫した老人の健康保持と福祉の向上を図つてまいります。また、市立養護老人ホームの浴室を改築するほか、樽前地区に社会福祉法人が建設する経費老人ホームに対して建設費の補助を行い、老人のより豊かな生活向上に努めてまいります。末広町地区に社会福祉法人が建設する定員一二〇人の保育所に対し、建設費の助成を行い、待機児童の解消に努めてまいります」と大泉源郎市長は述べており、本市においても高齢化問題を真剣に取り上げることになり、在宅看護問題も出ていた。同五十六年度（八一）では国際障害者年を迎え、心身障害者センターに体育館を建設して機能回復と身障者スポーツの振興を全面に挙げ、老人オリピックと地域老人クラブへの助成、父子家庭の福祉向上、ウタリ対策、社会福祉会館の改築など新たな分野への踏み込みもあつた。同六十二年（八七）には共に支え合い安心して暮らせる地域社会の形成として、在宅福祉の推進、昼食や入浴、日常動作訓練などの各種サービスを行なうデイサービス事業の実施、シルバー一〇番の開設、心身障害児への対応等、メンタルな部分への取り組みが見られた。

平成三年度（九一）の施政方針で鳥越忠行市長は、人間らしい暮らしづくりとして、「福祉のまちづくりについてであります。老人福祉では、人口の高齢化とともに、窓口を訪れるお年寄りの方が年々増えておりますので、ケース

ワーカーの増員によつて相談体制を充実し、さらに行き届いた福祉サービスの提供に努めます。また、毎日の食事の支度に苦勞している独り暮らしのお年寄りなどに、バランスのとれた栄養のある食事を提供する給食サービス制度をつくるため、モデル地区を設けて食事の宅配サービスを実施すべく、準備をすすめてまいります。障害者福祉では、在宅障害者の福祉的就労の場、あるいは雇用につなげる場として大きな役割を担っている小規模授産所について、作業がしやすく、運営も円滑にするために、第一と第二授産所を移転、統合し、その充実を図ります。また、樽前かしわぎ園の増床計画についても支援し、障害者の入所希望に応えてまいります（後略）と述べて、民間福祉活動の拠点としての社会福祉会館、地域活動、ふれあいの場としてのコミセンの建設、老人保健対策の充実を挙げていた。⁽³⁾

さて、近年においては高齢化社会を迎え、デイサービスセンターや在宅介護支援センター、訪問看護婦ステーションなどの介護支援、在宅福祉サービスの充実が叫ばれており、平成十二年度（二〇〇〇）の施政方針では「高齢化社会を迎え、介護を社会全体で支え合う総合的なサービスを提供する介護保健制度が、いよいよ同十二年四月から実施されます。本市においては、同十一年十月から介護認定審査会をスタートさせ、介護の認定に関する準備を進めてまいりました。また、福祉、医療、保健に精通する有識者などによつて「介護保健事業計画等策定委員会」をつくり、幅広い討議を進めてきましたが、このたび「介護保健事業計画」の策定と「高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、一体的な介護サービスのメニューが整備されましたので、これ



ケアライフ王子

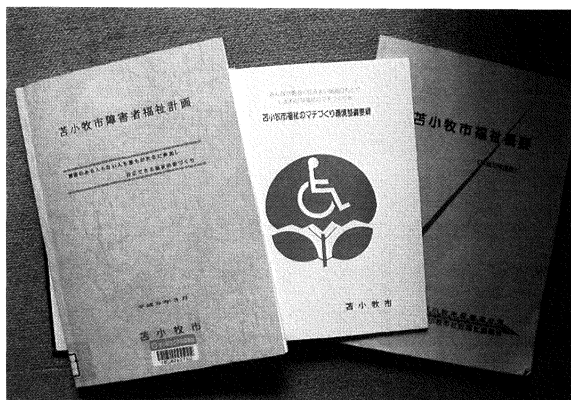
らの実施に万全を期しております。市民の皆さんにとつて関心の高い保険料につきましては、国の算出基準に基づいて、六五歳以上第一号被保険者の基準月額を三、一二四円と算出させていただきました。この事業の推進にあたつては、職員を増員して体制の強化を図るほか、市民の相談に迅速に対応するための相談員の配置、直通相談電話の設置やパンフレット配布による制度の周知など、市民の理解と協力を得られるよう努めてまいります」と、市長選挙後（無投票当選）の初市議会であり、臨時事業の説明であつたから、鳥越市長は介護保健について詳しく述べていた。

国際障害者年 国連は昭和五十年（七五）に障害者の権利に関する宣言を採択し、障害者にも他の人々と同じ市への取り組み 民権・政治権があると宣言し、同五十六年（八一）の総会において「国際障害者年」に指定した。そして、国家、地域および国際的なレベルで初歩的な医療保障、リハビリテーション、障害の予防などに重点を置く行動計画を策定することを要望すると共に、障害者年の目的及びテーマを「完全参加と平等」とした。

苦小牧市でも福祉都市にしようと各種事業を検討し、五月一日からその一環として車椅子ごと乗れる福祉ハイヤーの運行を実施した。また、この国際障害者年に向けて民間サイドから推進すべき事業、行動について検討すべく、苦小牧国際障害者年推進会議（会長・炭谷肇）を発足させて検討し、同五十六年十二月十日に要望、意見をまとめて市に具申した。

その内容は完全参加と平和という国際障害者年の求める理想社会に一步でも近づけるため、①乳幼児の健康管理システムの確立、②障害者が安心して生活できる環境施設の整備促進、③雇用促進対策の強化、④ボランティア都市宣言の四項目を重点に障害者に対する健常者の抜本的な意識改革を進める必要があるとしていた。

これを受けて苦小牧市では、同五十七年（八二）三月に「苦小牧市国際障害者年行動計画」を策定した。その基本的な考えは、障害は単なる身体的、精神的な能力の不全でだれもがその可能性を持つものであつて、たとえその欠陥



苦小牧市の福祉計画書等

があるからといって人間の尊厳が損われるものでない。障害者対策に当たっては弱者の権利と参加を最大限に保障する理念に基づくものでなければならぬ。障害者やその家族は同情を求めているのではない。人間としての誇を持ち、できる限り自立し、社会の一員として生活できるよう障害となつてゐる条件が取り除かれることを求めているのである。社会全体に正しい障害者観が確立される必要がある。国際障害者年は、障害者だけのものではなく、市民全体のものであり、障害者を締め出すような社会は弱くもろい社会である。これらの人々が社会の一員として平等に生活できる社会を築き上げることは、単に障害者のみならず社会全体にとつても利益となるものであり、市民全体が取り組むべき課題である。

障害の発生防止をはじめとし、早期発見、早期療養に関する問題、教育・保育に関する問題、生きがいのための文化・スポーツ・レクリエーションの問題などに対する施策とともに、障害者を取り巻く社会的諸条件の整備も併せて行なわなければならない。このため、長期にわたる市民的な取り組みが必要であり、当市の特性を踏まえて長期行動計画を策定する。この計画は、障害者が健常者と同じように社会の一員として生活を営むことができるような社会づくりを目標に、今後十年間（昭和五十六年度～同六十五年度）にわたる障害者対策の基本的な方向と主要な施策を示すものであるとした。

主要施策については、1 保健医療の確保として、①障害の発生防止、②早期発見、③早期養育、機能回復訓練、2 生活環境の整備促進として、①環境整備要綱の策定、②建築物の整備改善、③道路等の整備改善、3 社会参加の

推進として、(1)教育・保育の充実では、①就園・就学指導体制の確立、②保育・教育条件の整備、③保育・教育の内容・方法の完全充実、(2)雇用・就業の拡大では、①雇用の促進、②職業相談体制の充実、③就職援護体制の充実、④授産施設等の整備、(3)社会活動の推進では、①文化活動の推進、②スポーツ・レクリエーション活動の促進、③障害者団体活動の促進、(4)福祉援護の充実では、①相談指導体制の充実、②援護体制の充実、4 正しい障害者観の確立では、①広報活動の推進、②福祉教育の推進、③ボランティア活動の推進、④障害者自身の自己啓発をあげていた。そして、計画の推進にあたっては、1 社会経済情勢、緊急度を勘案しながら積極的に推進する、2 障害者の実態、ニーズなどの的確な把握に努め、各年次における具体的な施策の企画と推進に反映させる、3 国、道及び民間諸団体等との連携を蜜にし、効果的な施策の展開を図るというものであった。⁵⁾

障害福祉

福祉都市事業は障害者の社会参加を促進するため、官公庁や学校、更生文化施設の自動ドア化や道路都市の指定、路の段差切り上げ、視覚障害者用信号装置の整備、福祉タクシーの運行、市民に対する啓発などの事業を二年間で実施するもので、昭和五十四年度（七九）からスタートしたものである。

すでに道内では札幌市（昭和五十年）、旭川市（同五十三年）、函館市（同五十四年）、釧路市（同五十五年）、帯広市（同五十六年）、小樽市（同五十七年）と受けており、苫小牧市では次の指定をと申請していたが、同五十八年（八三）六月一日に厚生省より、障害者の住みよい街づくりを推進する「障害福祉都市」に指定された。この指定をうけると、事業費として一ヶ年三、〇〇〇万円が認められ、うち一、〇〇〇万円の国庫補助が受けられ、総額六、〇〇〇万円の事業を行なうことになった。

苫小牧市ではさっそく各種福祉事業の内容を検討し、初年度に三、三〇〇万円を盛り込み各種事業を展開することになり、六月議会に補正予算を提出して、同五十八年度の事業を次のように決めた。

1、生活環境改善事業 一、九二八万円

①市社会福祉会館正面玄関ドアの自動化、②裏口に斜路の設置、③トイレの改修、④勇弘・錦岡両出張所を障害者向けに改善

2、障害者福祉サービス事業 七九五万円

①心身障害者の雇用促進協議会をつくり、雇用の手引きを作成、②テープ作成朗読室設備、障害者スポーツ振興事業（器具の購入、障害児者機能回復訓練整備など

3、心身障害児早期療育推進事業 二七七万円

①心身障害児早期療育指導委員会設置、②療育母親学級開設、療育キャンプ、療育フィルム整備など

4、市民啓発事業 三〇〇万円

広報特集号発行、福祉への心副読本作成、障害児者を理解する作文募集、市民とのふれあい交流、障害者福祉都市推進協議会事業など

（『苦小牧民報』 昭和五十八年六月九日号 苦小牧民報社）

なお、昭和五十九年度（八四）においても「障害者福祉都市推進事業費」として、三、三〇〇万円が計上され、四項目により推進事業が行なわれた。

一方、苦小牧市は国際障害者年に当たり、市国際障害者年行動計画をまとめたが、この中の心身障害児早期発見・早期療育体制の実現に向けて、同五十九年二月十五日に苦小牧市障害者福祉推進協議会（会長・炭谷肇）を設置した。同協議会では心身障害児早期療育指導部会と心身障害者雇用促進部会の二つの専門部会をもうけて調査検討を行い、翌六十年（八五）二月に、現行の三カ月、十二カ月の乳幼児検診を一カ月、四カ月、十二カ月、二十四カ月ときめ細かくして障害児の早期発見を早め、医師、理学療養士、作業療養士、保健婦、栄養士、保母、言語指導士、発達相談

苦小牧市史（追補編）

員など専門スタッフをそろえた療養センターを設置して早期の療養指導にあたり、障害を早い時期に克服するとの答申が板谷市長に提出された。^⑥

福祉ふれ 苦小牧市は平成四年度（九二）から国の交付税のうち、新たな地域福祉基金創設費用とされているあい基金 約一億円を既存の地域振興基金と合わせ「福祉ふれあい基金」とすることを決めた。

これは一億円の利息を活用し高齢者などの保健福祉の増進、在宅福祉の向上、健康づくりなどの民間活動を支援するよう用途が限定されている。同二年度（九〇）からスタートしている国の高齢者福祉推進一〇カ年計画（ゴールドプラン）の具体的推進の一環で交付税措置が取られたものである。苦小牧市に配分されたのは約九、九七八万円であった。

苦小牧市福祉ふれあい基金条例（平成二年三月三十日条例第六号）

（設置）

第一条 あたかい心がふれあう福祉のまちづくりを推進する事業に要する経費（以下「事業費」という。）の財源に充てるため、苦小牧市福祉ふれあい基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益（以下「収益」という。）は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業費に充てるものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、利益の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することができる。

(繰返運用)

第五条 市長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 市長は、第一条に規定する目的のために基金の一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、市長がさだめる。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

〔苦小牧市例規類集〕 平成十年加除分 苦小牧市

福祉活動

助 成 金

社会福祉法人が市内において社会福祉施設の新設・増設等を行う場合、その建設費に対して債務負担等により市が助成している。平成八年度、同九年度（九六・九七）の助成額は次のとおりであった。

（単位、カ所・千円）

施 設 区 分

八年度

九年度

一〇年度

施設数

補助金額

施設数

補助金額

施設数

補助金額

心身障害者（児）福祉施設

五 二五、五八三

三

二六、六九九

九

二六、四二八

苦小牧市史（追補編）

精神障害者福祉施設

老人福祉施設

認可保育所

計

社会福祉施設運営費助成（補助金交付状況）

（単位、カ所・千円）

施設区分

八年度

九年度

一〇年度

施設数

補助金額

施設数

補助金額

施設数

補助金額

心身障害者（児）福祉施設

八

八、七五七

八

九、四二一

八

八、八四一

精神障害者福祉施設

八

八、七五七

八

九、四二一

八

八、八四一

老人福祉施設

五

一一、二五二

五

一一、六〇一

五

一一、九九四

認可保育所

一一

四〇、六九三

一一

三九、五二七

一一

四一、〇三四

計

二四

六〇、六九三

二五

三九、五四九

二五

六七、七六九

『苦小牧市福祉概要』

平成十年度

苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会

お年寄りの 多年にわたり社会の発展に寄与してきたお年寄りにさまざまな老人福祉施策が実施されている。

生きがい対策 満七〇歳に達した人には「市営バス無料乗車証」を交付し、市営バス全線有効の無料乗車証が受けられることになっている。

また、在宅の虚弱老人に対して送迎用専用バスを運行し、市内五カ所のデイサービスセンターにおいて生活指導、日常動作訓練、健康チェック、入浴、給食等各種サービスが行われている。さらに病気や老衰のために日常生活に不

便を感じているお年寄りで、家族の世話が受けられない人にホームヘルパーを派遣し、家事や身の回りの世話をしている。

ひとり暮らしの老人と隣人（協力員三人）をインターホンで結ぶ「緊急通報システム」を設置、孤独感の解消と緊急時の連絡手段として平成五年度（九三）から五年間に三五〇台が設置された。一方、老人や家族が抱える心配ごと、悩みごと等の相談を電話による「おとしよりでんわ相談」（三二―一一五五）を受け専任の市嘱託相談員が必要な助言指導を行っている。

自宅に風呂がなかったり、またはあっても家族の手による入浴が困難な場合には「移動入浴車」の派遣を受けられるが、この時は医師からの確認書が必要とされている。入浴作業は浴槽を居室にセットして看護婦とホームヘルパーが従事し家族の協力も必要となっている。入浴車の訪問家庭を対象に希望により布団乾燥サービスも行っている。

また、長期にわたり、ねたきりの状態にある人で寝台を利用することが、家族の介護に役立つと認められた場合、「特殊寝台」の貸与も受けられることになっている。住宅の事情で移動入浴車の派遣ができない場合、入浴させるのに適当な介護者がいる家庭に「簡易浴槽」の貸し出しも行われている。

市、社協、民生委員が年一回見舞班を組織して、在宅の「ねたきり老人」を慰問し、介護している家族に対して激励し見舞い品を贈呈している。同五年度（九三）から五年間で四五三人が対象者となった。市では重度の心身障害者やねたきりのお年寄りが「福祉ハイヤー」を利用した場合に走行料金の半額を助成する制度を導入している。対象者は常時車いすを使用している人で、下肢または体幹機能障害一〜三級の身体障害者手帳の保持者や重度の知的障害者、六カ月以上ねたきりの状態にある六五歳以上の人とし、この場合、医師の診断書または地区民生委員証明書が必要となっている。

「苦小牧市福祉のマチづくり環境整備要綱」に基づき、障害者が安心して利用できるように整備された建物には、体の不自由な人に配慮した建物です」と車イスのマークの入ったステッカーが表示されている。

注（１）『苦小牧市職員録』 平成九年・同十年 苦小牧市総務部人事課

（２）『苦小牧市施政方針』 昭和五十四年度 苦小牧市

（３）『苦小牧市施政方針』 平成三年度 苦小牧市

（４）『苦小牧市施政方針』 平成十二年度 苦小牧市

（５）『苦小牧市国際障害者年行動計画』 昭和五十七年 苦小牧市

（６）『苦小牧民報』 昭和六十年三月九日号 苦小牧民報社

（７）『苦小牧市の福祉概要』 平成十年度版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会

二、地域福祉活動と福祉団体

市民活動 もともと社会福祉会館たる建物はなく、市の福祉事務所に事務局が設置されていた。昭和五十五年（一九八〇）十一月三日に苦小牧郵便局が若草町に移転したが、市が旭町三丁目（ホテルニュー王子前）にあった旧郵便庁舎を譲り受けて改修し、同五十六年（八二）七月四日に苦小牧市社会福祉会館としてオープンした。

その後、同会館の老朽化も激しく、市民の自発的な社会福祉への取り組みが高まる中で、社会福祉会館の新築問題

が起こった。旧図書館跡地など場所において幾多の問題もあったが、平成四年（九二）十一月に若草町の王子製紙所有地と決定し、旧婦人ホーム（現女性ホーム）を併設して、一・三階を社会福祉会館とし、四・五階を女性ホームとする複合施設とすることになった。^{（一）}

この複合施設は福祉団体と女性団体の活動拠点である「市民活動センター」（社会福祉センター・女性センター）として同六年（九四）十月二十三日に若草町三丁目三・八に新設された。同センター（愛称・ふれあい3―3）の敷地面積は五、二〇五平方メートルで建物は鉄筋コンクリート造り五階建て延べ約四、五〇〇平方メートルで、社会福祉センターは一・三階である。その中には社会福祉協議会のほか民生委員・児童委員協議会、町内会連合会、消費者団体など一五団体が入居している。

一階には市民ギャラリ的な要素を持たせた市民プラザ、最大二〇〇人収容のステージ付き多目的ホールをはじめ管理事務室、研修室三、会議室三、ボランティアルームなどが完備され、総事業費約二〇億三、二〇〇万円が投入された。

市民活動センターの入居団体・機関

- ・社会福祉法人苦小牧市社会福祉協議会
- ・苦小牧市民生委員児童委員協議会
- ・苦小牧市町内会連合会
- ・苦小牧市老人クラブ連合会
- ・苦小牧市福祉人材無料職業紹介所
- ・苦小牧市シルバー人材センター
- ・日本赤十字社苦小牧市地区
- ・苦小牧共同募金会
- ・苦小牧市遺族会
- ・苦小牧市献血推進協議会
- ・苦小牧市赤十字奉仕団
- ・苦小牧市ボランティア連絡協議会
- ・社団法人苦小牧母子寡婦の会
- ・とまこまいふれあい広場推進委員会
- ・苦小牧市ぼけ老人を支える会
- ・苦小牧市女性ホーム
- ・苦小牧市婦人団体連絡協議会
- ・苦小牧市消費者センター
- ・市民相談所
- ・結婚相談所

市民活動センター利用状況一覧（単位：日・人、平成五年度は社会福祉会館の数）

貸室名	平成五年度		平成七年度		平成八年度		平成九年度	
	利用延日数	利用延人員	利用延日数	利用延人員	利用延日数	利用延人員	利用延日数	利用延人員
ギャラリー			二七三	二五、四九〇	二八八	二二、三七八	三二六	三〇、〇二九
多目的ホール			三二七	三三、八〇二	三二七	二一、一四〇	三二五	三三、七三九
研修室A	二〇八	六六二三	二四四	五、六〇二	二五二	六、二二八	二八二	八、六九一
研修室B	一五三	四、一六〇	二七一	三、七五四	二六一	三、四六五	二九七	四、一九七
研修室C			二四一	八、二一五	二五三	七、〇五九	二四八	八、八七八
ボランティアルーム			二四四	二、五七一	二七六	四、〇六九	三〇九	四、六一九
録音室			二七四	一、九〇八	三三八	二、六二九	三二六	二、五四一
点字作業室			二〇九	八八九	一九五	九五四	一八〇	七六三
会議室1（大会議）	一三九	九、七四二	一四〇	四、〇八一	一六九	五、五二五	二〇七	六、一四九
会議室2			一四七	三、五五四	一六五	四、三七一	二二四	六、六〇八
会議室3			一四九	三、七七九	一六三	四、三二七	二一九	六、四七六
講習室（A1）	二六三	五、六六一	二四〇	三、二九二	一六八	三、二三一	一七〇	五、一六九
和室	一七三	四、九七九	八八	一、二六五	二二六	一、二五五	一三九	一、三一八
プレイルーム	一四七	八、〇四七						
講習室A2	一六〇	五、一六九						
講習室B	一五五	五、七九〇						
相談室	三三三	五、四八八						
談話室	五八	一、二九九						
計	一、四八九	五、〇一八	二、七四七	八八、二〇二	二、九七一	八七、六三二	三、二四二	一〇九、一七七

（『苦小牧市統計書』 平成十年度版 苦小牧市企画調整部企画課より作成）

社会福祉 苦小牧市社会福祉協議会（社協）は昭和二十七年（五二）二月十七日、民間の社会福祉団体として協議会 結成された。以来、現在までに各種相談所の運営をはじめ母子、心身障害者、遺族会、老人クラブ等

の福祉団体の育成、各種ボランティア団体の育成、その他市内の総合的福祉計画、連絡調整、低所得世帯の援護資金貸付など数多くの事業を行ってきた。さらに民間社会福祉事業の拡大と高度化に伴って昭和四十三年（六八）二月、厚生大臣の認可を得て社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会として再発足し現在に至っている。

平成十年度（九八）の事業方針は来る二十一世紀の高齢化・少子化社会に対応して、同二年（九〇）の社会福祉八法の改正以来「新ゴールドプラン」「エンゼルプラン」「障害者プラン」が国において策定され、同十二年（二〇〇〇）には介護保険制度の導入が決定し、社会福祉の諸施策が総合的、計画的に取り組まれている。

予想以上に早い高齢・少子化が進んでいる中で、同社協は引き続き積極的に在宅福祉サービスの受託、運営を推進するとともに、社会的援助を必要とする人びとが地域で住民相互のふれあい・たすけあいに支えられ自立、生活していける地域福祉の実現に向け、また、福祉サービス事業の実施やボランティア活動に対する支援や促進など、地域福祉推進体制の充実に向けて、事業の重点を、1 第二期地域福祉実践計画の推進、2 在宅福祉サービスの推進、3 財政基盤の整備、強化とした。なお、同年度の予算総額は二億九、三一八万円であった。⁽²⁾

福祉法人苫小牧市社会福祉協議会

・役員 会長一人、副会長三人、常務理事二人、理事一五人、監事三人、事務局

・平成十年度実践事業

・各種事業

① 低所得者世帯等の援護活動の実施

① 心配事相談所（昭和三十六年六月開設）

② 児童及び父子・母子家庭への福祉活動の推進

② 高齢者無料職業紹介所（昭和四十三年九月開設）

③ 老人及び障害者家庭の福祉活動の推進

③ 福祉人材バンク（平成四年四月開設）

④ 在宅福祉活動の推進

④ 結婚相談所（昭和三十八年六月開設）

苦小牧市史（追補編）

- ⑤ ボランティア活動の推進
- ⑥ 活力ある民間活動の推進
- ⑦ 各種相談サービス業務の推進
- ⑧ 啓発・情報活動の推進
- ⑨ 活動体制の機能充実
- ⑩ 財政基盤の確立
- ⑪ 歳末たすけあい運動
- ⑤ 生活福祉資金（昭和三十年四月開始）
- ⑥ 生活応急資金貸付事業（昭和三十六年五月開始）
- ⑦ 高額療養資金貸付事業（昭和五十二年四月創設）
- ⑧ ボランティアセンター事業（昭和三十八年四月開設）
- ⑨ 社会福祉資金

『苦小牧市福祉概要』 平成十年度版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧社会福祉協議会

民生委員児童 民生委員は社会奉仕の精神を持つて、地域社会の中で生活上のさまざまな問題を抱えている人の

委員協議会 調査・相談・援助に当たる人で、苦小牧市は一九民生委員協議会区域で、定数は三三二人（主任児童委員一九人を含む）となっており、厚生大臣の定める基準に従い、北海道知事が協議会区域とともに定数も決めている。また、本市の発展に伴い、民生委員の定数、地区も増加しているが、昭和四十六年度（七一）に八三人・三地区であったものが、同五十二年度（七七）に二一人・八地区、同五十八年度（八三）に二二八人・一地区、同五十九年度（八四）に二五〇人・一二地区、同六十三年度（八八）に二五七人・一五地区、平成二年度（九〇）に二六一人・一五地区、同八年度（九六）に三〇八人・一七地区と、人口増、市街地の拡大とともに定数、地区ともに増加をみていた。^③

苫小牧市の民生委員の定数と民生委員協議会区域（平成九年一月二日現在）

民生委員定数 三三二人	民生委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域
	鉄北地区民生委員協議会	日の出町、三光町、美園町、泉町の一部、高丘の一部
	緑ヶ丘地区民生委員協議会	清水町、春日町、緑町、木場町
	北地区民生委員協議会	新明町、明野新町、柳町、新開町、あけぼの町、明野元町
	北沼地区民生委員協議会	植苗、美沢、沼ノ端の一部
	勇払地区民生委員協議会	勇払、沼ノ端の一部
	中央地区民生委員協議会	錦町、表町一・二丁目、王子町一丁目、王子町二・三丁目的一部、寿町、本町、本幸町、幸町、栄町、高砂町、大町
	南地区民生委員協議会	旭町、末広町、汐見町
	東地区民生委員協議会	一本松町、晴海町、船見町、入船町、新中野町、元中野町、表町三・六丁目、若草町、王子町一・三丁目的一部
	西地区民生委員協議会	浜町、元町一・二丁目、矢代町、白金町、弥生町
	大成地区民生委員協議会	新富町、大成町、青葉町、元町三丁目
	糸井地区民生委員協議会	小糸井町、有明町、日吉町、永福町、糸井、光洋町
	しらかば地区民生委員協議会	しらかば町、日新町三丁目、日新町四・五丁目的一部、川治町
	北新地区民生委員協議会	柏木町、ときわ町、澄川町、宮の森町、糸井の一部
	錦岡東地区民生委員協議会	のぞみ町、美原町、明徳町の一部、錦岡の一部
	錦岡西地区民生委員協議会	明徳町の一部、青雲町、もえぎ町、宮前町、錦岡の一部、樽前
	山手地区民生委員協議会	山手町、北光町
	花園地区民生委員協議会	花園町、啓北町、見山町、松風町
	双葉町地区民生委員協議会	双葉町、音羽町、住吉町、高丘の一部、泉町の一部
	豊川地区民生委員協議会	有珠の沢町、豊川町、桜木町、日新町六丁目、日新町一・二・五・六丁目的一部

（『北海道例規類集6―保健福祉』平成十年加除分 北海道編 第一法規出版）

民生委員の職務は「民生委員法」で定められており、それぞれの担当地区において生活保護世帯、老人、身障者、知的障害者、母子及び寡婦などの要援護者に対し必要な相談援助活動を行うほか、市町村福祉行政への協力者として、地域で生活をする人びとの福祉のサービスを結びつけるパイプ役もしている。

また、「児童福祉法」に基づき民生委員は児童委員に充てられたものとされており、児童委員は民生委員が兼任している。その児童委員の職務は、地域にあつて子どもたちが健やかに育つよう見守り、その手助けをするという役割を持ち、児童相談所や保健福祉部などの公的機関と協力し、児童や妊産婦の生活環境の調査をしたり、相談、指導を行うのが主な職務となっている。

児童委員については、平成六年（九四）一月一日より主任児童委員制度が設けられ、新たに現在一九人の「主任児童委員」が配置され、児童、妊産婦にかかわる問題を専門に扱うことになっている。

民生委員児童委員の推薦については、最初に町内会等から候補者の推薦を受け、その後市民生委員推薦会で審議され、さらに北海道地方社会福祉審議会で認められた者が、道知事の推薦により厚生大臣から委嘱されるようになっていく。

民生委員児童委員協議会とは「民生委員法」の規定に基づき、地区ごとに組織された地区民生委員協議会（地区民協）の適性かつ円滑な運営を図るため、地区民協相互の連絡調整、関係団体との連絡調整、その他必要な事業を行うとともに社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

町内会 苫小牧市町内会連合会は昭和三十九年（六四）二月十五日に設立され、市内の各地域住民で組織する八六町内会を網羅し、町内会の自主的な発展と住民の福祉を増進することを目的として必要な事業を行っている。同会婦人部は市内八六町内会婦人部長をもって昭和五十二年（七七）四月十六日に設立され活動が進

められている。

平成十年度（九八）の総予算額は九三二万五、五〇〇円で、次の重点目標達成のため各種の事業が行われている。

平成十年度の重点目標

町内会相互の親睦と交流を図り、町内会活動の円滑な運営を促進する。

研修を通して町内会活動の方策を求め、実践を推進する。

地域福祉に取り組む町内会活動を目指す。

関係機関・団体との連携を通じ、全市民的な住民参加の運動に協力する。

住みよいまちづくりの実現のため、行政への意見反映に努める。

町内会活動功労者を讃えるため、表彰式を実施する。また、優良単位町内会・自治会及び会長を他団体へ推薦する。

安心して町内会活動が行えるよう共済加入を促進する。

平成十年度の主な事業

- ① 方面別町内会懇談会の開催
- ② 町内会防災、青少年、環境衛生、福祉各担当者研修会の開催
- ③ 他市視察交流の実施
- ④ 町内会役員研修会及び施設見学の実施
- ⑤ 市長と町連役員との懇談会の開催
- ⑥ 町連だよりの発刊
- ⑦ ふるさと三大まつりへの積極的参加（港まつり、スケートまつり、サンフェスティバル）

苦小牧市史（追補編）

- ⑧ 各種募金運動への参加と協力
- ⑨ 道町連共済加入の促進
- ⑩ 町内会・自治会活動功労者の顕彰並びに新年交礼会の実施
- ⑪ 福祉事業関係への参加と協力
- ⑫ 福祉委員会活動の推進
- ⑬ 資源ゴミリサイクル運動への積極的参加と協力
- ⑭ 青少年の健全育成と非行防止運動への参加と協力
- ⑮ 災害時における緊急体制づくりへの協力
- ⑯ 市制施行五〇周年記念事業への協力

（『苦小牧市福祉概要』 平成十年度版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会）

日本赤十字社

日本赤十字苦小牧市地区の日赤奉仕団には、朗読奉仕団、点字奉仕団、無線奉仕団、水上安全奉

苦小牧市地区 仕団、スキーパートロール奉仕団などがあり、それぞれの奉仕団は会員の総意のもと自主的な活動が展開されている。

苦小牧市内で視覚障害者のためのボランティア活動を行っている朗読赤十字奉仕団（影浦泰子委員長、四三人）は平成三年（九二）七月、創立二〇周年を迎えた。この二〇年間に録音した朗読図書は九〇分用力セットテープで約二、三〇〇巻、作品数にすると三〇〇点以上に達した。港まつりの実況録音や広報とまこまい、定期刊行物「つばさ」などを収録、活動は充実期に入った。

一方、点訳図書づくりに励んでいる点訳赤十字奉仕団（駒木根達弘委員長、二四人）も同年、創立二〇周年を迎え

一般図書のほか広報とまこまい、「希望」と名づけられた新聞記事、盲人用カレンダー、ふれあい広場など活動は幅広く障害者福祉の充実のために地道な活動が継続されている。

日赤スキーパトロール奉仕団（小田嶋泰団長）は平成七年（九五）三月、栗山町で行われた「第二三回北海道赤字スキーパトロール競技大会」で同五年（九三）大会に続いて二度目の総合優勝を果たした。同大会には全日本スキー連盟公認のスキー技術一級以上で、日赤救急法を取得した日赤公認スキーパトロール員五人で構成、全道の六市三町から一三チーム、八六人が出場した。

ボランティア 苦小牧市ボランティア連絡協議会（松井郁夫初代会長）は昭和五十三年（七八）四月二十九日、連絡協議会 二二団体、三〇〇人で結成され、初めてボランティア団体の一本化が実現し事務局を苦小牧市社会福祉協議会内に設置した。

苦小牧におけるボランティア団体の設立の推移をみると、最も古い歴史を持つ「苦小牧母子寡婦の会」は昭和二十六年（五一）五月に結成されており、同三十年代（五五）までに八団体が設立されている。同四十年代（六五）は一一団体、同五十年代（七五）には一〇団体が発足し、同六十年代から平成（八五）に入ると実に一九団体の設立が見られ、その活動内容も福祉社会の時代背景を反映し多岐にわたっている。

平成十一年（九九）一月現在、加盟団体は四八団体、会員数は六、〇一四人（会長・岩田典一）にまで拡大し相互の連絡と交流を深め、福祉に関する情報提供、交流、広報活動を積極的に行い、また個々の団体の自主的な活動を通して地域住民の福祉増進に寄与している。

同協議会は各加盟団体から出ている理事で会の運営を図っているが、研修交流会、他地区ボランティア研修会参加、全道ボランティア団体交流、広報紙（そよかぜ通信）発行、苦小牧市盲人ガイドヘルパー派遣事業等が主な活動である。

苦小牧市ボランティア団体一覽表（平成十一年一月三十一日現在）

区分	団体名	代表者	会員数	設立年月日	所在地	活動内容
小中学生	海洋少年団 ボーイ・ガールスカウト連絡協議会 苦小牧市郵便友の会連合 苦小牧市つみきの会	梅津 信行 柏 征一 岩瀬 義一 森利口洋介	五六 一六〇 一〇 一〇	昭和43・2 昭和60・4 平成3・8 昭和43・8	春日町2・10・4 中野研修会館内 苦小牧郵便局内 市教委内	各種募金活動、各種行事参加 施設訪問、各種募金活動 国内・海外文通、各種行事参加 地域子供会援助
高校生	苦小牧東高校つくしんぼ同好会 苦小牧中央高校ボランティアサークル 苦小牧中央高校ボランティアサークル 苦小牧高等商業学校ボランティア部 駒澤大学附属苦小牧高校社会福祉部	山口 芳子 鈴木 俊和 矢本 克 田中 良子 影浦 泰子 佐藤 絹子 水口 哲二 鈴木 敏之 伊藤 寛 佐々木 暁 馬道 敏 荒木 孝幸 萬谷 淑枝 丸屋 輝夫 荒城 悟男 中澤 利治 橋本 浩成 森下多美子 渋谷 勉 大塚弥一郎	三六 一八 一〇 一三 五七 四二 二二 二九 七九 三六 四一 九 一一 三九 一〇九 七 二二 二〇 四二 二〇 一一三	昭和48・12 昭和46・4 昭和47・11 昭和44・3 昭和48・4 昭和41・2 昭和48・4 昭和41・4 昭和54・7 昭和41・4 昭和25・11 昭和43・4 昭和28・12 昭和57・5 昭和59・1 昭和57・5 昭和59・1 昭和56・4 昭和56・4 昭和56・3 昭和38・10	苦中央高校内 苦高等商業学校内 苦小牧高校内 駒大苦小牧高校内 フローリンス明野 市民活動センター 市民活動センター ときわ町6・19 高砂町2・7・6 澄川町6・9・19 市民活動センター 糸井三九九 双葉町3・7・14 見山町3・8・18 経済センター内 双葉町3・19・17 日新町1・10・21 立正佼成会教会内 有珠の沢町5・20 澄川町6・7・9 市民活動センター	障害児手伝い、託児ボランティア 施設訪問、環境整備、各種募金活動 施設訪問、レクリエーション指導 施設訪問、一円募金、古切手収集 手話通訳養成、聴力障害者交流 朗読奉仕（市広報、図書等） 点訳奉仕、視力障害者交流 災害時の非常通信、各種通信警備 水上安全法講習会、水泳事故防止 冬山バートル、障害者スキー介助 チャリティーダンスパーティー 施設訪問、母子父子家庭事業協力 施設訪問、在宅障害者と交流 青少年健全育成、独居老人友愛訪問 政治・経済・社会文化の調査研究 ボランティア関係講師派遣 早朝研修、ユニセフ募金 各種募金活動、青少年健全育成 独居老人にふれあい便り送付活動 施設訪問（日舞、民謡、詩吟） 健康活動、友愛活動、奉仕活動
一般	苦小牧市朗読赤十字奉仕団 苦小牧市点訳赤十字奉仕団 苦小牧市無線赤十字奉仕団 苦小牧市水上安全赤十字奉仕団 苦小牧スキーバートル赤十字奉仕団 苦小牧軽音楽会 苦小牧BS会 ボランティアサークル「たんぽぽ」 萬谷ボランティア教室 社団法人苦小牧青年会議所 ボランティア「ななかま」 国際スコーレ協会苦小牧地区委員会 明るい社会作りを推進する会 ふみの会 はまなすの会 苦小牧市老人クラブ連合会社会奉仕部	田中 良子 影浦 泰子 佐藤 絹子 水口 哲二 鈴木 敏之 伊藤 寛 佐々木 暁 馬道 敏 荒木 孝幸 萬谷 淑枝 丸屋 輝夫 荒城 悟男 中澤 利治 橋本 浩成 森下多美子 渋谷 勉 大塚弥一郎	五七 四二 二二 二九 七九 三六 四一 九 一一 三九 一〇九 七 二二 二〇 四二 二〇 一一三	昭和48・12 昭和46・4 昭和47・11 昭和44・3 昭和48・4 昭和41・2 昭和48・4 昭和41・4 昭和54・7 昭和41・4 昭和25・11 昭和43・4 昭和28・12 昭和57・5 昭和59・1 昭和57・5 昭和59・1 昭和56・4 昭和56・4 昭和56・3 昭和38・10	市民活動センター 市民活動センター ときわ町6・19 高砂町2・7・6 澄川町6・9・19 市民活動センター 糸井三九九 双葉町3・7・14 見山町3・8・18 経済センター内 双葉町3・19・17 日新町1・10・21 立正佼成会教会内 有珠の沢町5・20 澄川町6・7・9 市民活動センター	各種募金活動、各種行事参加 施設訪問、各種募金活動 国内・海外文通、各種行事参加 地域子供会援助 障害児手伝い、託児ボランティア 施設訪問、環境整備、各種募金活動 施設訪問、レクリエーション指導 施設訪問、一円募金、古切手収集 手話通訳養成、聴力障害者交流 朗読奉仕（市広報、図書等） 点訳奉仕、視力障害者交流 災害時の非常通信、各種通信警備 水上安全法講習会、水泳事故防止 冬山バートル、障害者スキー介助 チャリティーダンスパーティー 施設訪問、母子父子家庭事業協力 施設訪問、在宅障害者と交流 青少年健全育成、独居老人友愛訪問 政治・経済・社会文化の調査研究 ボランティア関係講師派遣 早朝研修、ユニセフ募金 各種募金活動、青少年健全育成 独居老人にふれあい便り送付活動 施設訪問（日舞、民謡、詩吟） 健康活動、友愛活動、奉仕活動

一 般	婦 人
苦小牧市キリスト者奉仕会タビタの会 徳寿会奉仕活動部 ボケット 苦小牧市はけ老人を支える会 北星ボランティアグループ ボランティア悠々 苦小牧市声の絵本の会 ゆのみ ぐらんしえる とまごまい 海外文通翻訳ボランティア活動会 わかばの会 ABCキルト苦小牧 サークル「アイガイド」 苦小牧骨髄バンク推進会 MOA青年会議所苦小牧 北海道鉄道OB会苦小牧支部 苦小牧家庭生活力ウーナーみずの会 苦小牧市赤十字奉仕団 苦小牧市婦人団体連絡協議会 苦小牧市町内会連合会婦人部会 ボランティアサークル「ともしび」 苦小牧母子寡婦の会 ボランティア「みどりの会」	国本 京子 郡司 邦子 浅沼 洋石 小澤キン子 吉川 禮子 清水 京子 大村 聡 土田 文治 島崎 鶴松 岩瀬 義一 木村 碩明 関寺美起恵 津川 佳信 山口 芳子 久郷 公彦 能谷 弘美 北畠 瞳 奈良美沙緒 及川 小春 宮田 俊江 佐々木豊子 藤枝ひで子 保浦 昌子
六一 昭和50・3 一一二 平成4・4 二一五 二一七 八 九 三六 一四 五 二二 六八 三三 二四七 八〇 六八 五五 一七五 二、五〇〇 七八 二四 三八四 二〇	昭和50・3 48・5 平成4・4 2・3 元・6 5・4 5・9 6・4 6・11 7・7 7・9 8・1 7・7 3・5 8・5 昭和27・4 平成8・6 昭和37・7 27・4 52・4 56・4 26・5 平成元・4
新富町2・9・8 社団法人徳寿会 N T T苦小牧内 表町2・2・10 桜木町3・5・3 緑町1・6・8 川治町2・3・22 榑つうけん内 しらかば町4・7 苦小牧郵便局内 豊川町3・12・5 関寺医院内 明徳町2・10・18 苦中央高校内 MOA苦小牧内 有珠の沢町5・20 糸井一四九 市民活動センター 市民活動センター 市民活動センター 市民活動センター 市民活動センター 市民活動センター 市民活動センター 糸井一四七	農作業、買物、遠足などの介護 施設訪問、各種募金活動 ウツナイサンクチュアリ清掃 ふれあい訪問、電話相談 地域ふれあい活動、国際交流 老人クラブの施設奉仕の送迎支援 目の不自由な子供への読み聞かせ 使用済テレカ・切手収集運動 各種行事協力、外出介護・交流 海外文通の翻訳協力、国際協力 施設訪問、各種行事参加協力 エイズ啓蒙活動 視力障害者との交流・ヘルパー 骨髄バンクの広報・推進活動等 青少年育成、各種募金活動 市所有の蒸気機関車の保存整備 相談事業、研修、会報発行 施設訪問、各種行事参加協力 施設訪問、各種行事参加協力 施設訪問、各種行事参加協力 施設訪問、各種行事参加協力 施設訪問、各種行事参加協力 施設訪問、各種行事参加協力 施設訪問、各種行事参加協力 施設訪問、各種行事参加協力

〔苦小牧市福祉概要〕 平成十一年版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会

社会福祉 社会福祉法人は、社会福祉事業を行なうことを目的として厚生大臣の認可を得て設立された法人であり、その行なう事業を通して社会福祉の向上を図るものである。現在、苦小牧市には一二の事業法

苦小牧市史（追補編）

人があり、老人福祉、児童福祉、障害福祉、ケア福祉など幅広い分野で活躍している。なお、苦小牧市社会福祉協議会もまた社会福祉法人であるが、別に述べているので本表より除外した。

市内の社会福祉法人一覧表（平成十年十二月末現在）

法人名	所在地	認可年月日	理事長	理事	監事	名 称 認 可 種 別			施設	事業開始年月	定員
緑星の里	植苗 一一一の一	S 45・1・20	橋 浪 蔵	一一	二	永光学園 光陽荘 ワークランドのぞみ 星雲学園 やまぶき学園 いぶき寮 陽明園 デイサービス陽明園 在宅介護支援陽明園 ナイスデイやなぎ デイサービスやなぎ しんとみ保育園 錦岡保育園	知的障害者更生 " 知的障害者授産 知的障害者更生 " 知的障害者通勤寮 特別養護老人ホーム デイサービス 在宅介護支援 経費老人ホーム（介護） デイサービス 保育所 保育所	S 45・2・1 46・4・1 H 11・4・1 S 50・4・1 58・4・1 60・4・1 53・2・1 H 2・1・1 10・1・1 10・1・1 S 51・4・1 S 45・4・1	三七 七〇 三〇 五〇 六〇 二五 八〇 八〇 五〇 九〇 九〇		
錦岡福祉会	錦岡 三〇五の一	S 45・3・3	池田作哉	五	二	沼ノ端保育園	保育所	S 46・4・1	九〇	九〇	九〇
沼ノ端福祉会	沼ノ端 六三二の一	S 46・4・1	小松智元	五	三	緑陽園 樽前緑樹園 デイサービス緑樹園	特別養護老人ホーム " デイサービス 保育所	S 48・1・20 H 8・2・1 S 48・3・1	一〇 五〇 一五	九〇	九〇
緑陽会	樽前 二二〇の五	S 47・8・23	佐藤常代	一〇	三	なかの保育園	保育所	H 8・3・1	一五	九〇	九〇
中野福祉会	新中野町三 ・一六・四	S 48・3・20	幡野治雄	五	二	ひよし保育園 こいとい保育園	保育所 " 保育所	S 51・11・1 53・3・1	六〇 六〇	六〇 六〇	六〇 六〇
苦小牧市社会福祉事業協会	末広町一 二二・二	S 51・8・27	島 美樹二	八	二						

山手の里	みやま福祉会	苦小牧慈光会	美々川福祉会	苦小牧希望の里	せらび
山手町一・二・三	音羽町二・一〇・四	樽前 二二六・五	美沢 一三九・一	樽前二五九・一四九	日吉町 四・一・三
S 53・11・1	S 53・11・24	S 54・6・7	S 54・1・10	S 59・9・14	H 8・4・1
大矢 稔	壬 生 龍之介	郡 司 徳 男	森 岡 永 吾	斉 藤 浩 一	ジョージ・マギー
九	一	一一	一一	七	七
二	二	二	二	三	二
キユービット保育園 アドニス園 アポロ園 デイサービスアポロ 在宅介護支援アポロ	おとわ保育園	樽前慈光園 樽前慈生園 在宅介護支援慈光園 デイサービス慈生園 樽前かしわぎ園	美々川福祉会 美々川デイセンター	樽前希望学園	ケアアルドル
保育所 経費老人ホーム 特別養護老人ホーム デイサービス 在宅介護支援	保育所	経費老人ホーム 特別養護老人ホーム 在宅介護支援 デイサービス 身体障害者療護	知的障害者授産 (通所)	知的障害者更生	知的障害者授産
S 54・4・1 55・4・1 56・4・1 S 54・1・1 54・4・1 H 2・4・1 S 63・2・1 H 11・3・1 S 53・12・1	S 54・1・1 54・4・1 H 2・4・1 S 63・2・1 H 11・3・1 S 53・12・1	S 55・2・1 57・6・1 H 7・9・1 7・9・1 S 60・4・1 S 55・4・1 H 9・4・1 S 60・4・1 H 8・4・1	S 55・4・1 55・4・1 H 9・4・1 S 60・4・1 H 8・4・1	S 60・4・1 H 8・4・1	H 8・4・1
九〇	九〇	五〇	五〇	五〇	三〇

『苦小牧市福祉概要』 平成十年度版 苦小牧市保健福祉部、苦小牧市社会福祉協議会

注(1) 『苦小牧民報』 平成四年十二月十一日号 苦小牧民報社

(2) 『苦小牧市福祉概要』 平成十年版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会

(3) 『苦小牧市福祉要覧』 各年 苦小牧市福祉事務所・苦小牧市社会福祉協議会

第二節 高齢者対策

一、老人福祉対策

高齢者人 人口に占める高齢者（六五歳以上）の割合が一四パーセントを超えた社会を高齢化が安定した社会の増加 といひ、わが国は平成七年（一九九五）に一五パーセントを超え、名実ともに高齢化社会に入った。その原因は寿命の伸びよりも出生率低下によるところが大きいと言われている。⁽¹⁾

苦小牧市の高齢者人口をみると、昭和五十年（七五）以降の国勢調査人口をみても、各五年間の間に高齢者人口が〇・七パーセントから二・三パーセントの割合で増加している。

ただ、全国的なレベルから見ると、平成七年（九五）の高齢者の割合が全国の一四パーセントに対して、苦小牧市は一一・七パーセントとかなり低い状態にある。同十年（九八）三月末でも一三・一一パーセントであった。⁽²⁾

国勢調査における苦小牧市の高齢化人口割合

（単位：人、％）

区分	昭和五〇年		昭和五五年		昭和六〇年		平成二年		平成七年	
	人	口	割合	人	口	割合	人	口	割合	人
総人口	一三三、四七七	一〇〇	一五、一九六七	一〇〇	一五八、〇六一	一〇〇	一六〇、一一八	一〇〇	一六九、三三八	一〇〇
高齢者人口	六二、三二九	四・七	八、四八五	五・六	一一、三九四	七・二	一五、〇二〇	九・四	一九八、四七七	一一・七

『苦小牧市福祉概要』 平成十年度版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会

苦小牧市の平成十年三月末の年令別高齢者人口

(単位:人)

年令別	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	百歳以上	計	人口比
人 員	八、一五八	六、一三二	三、九九五	二、四五二	一、二二六	三九四	八九	一一	二二、四四七	一三・二一%

(『苦小牧市福祉概要』 平成十年度版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会)

高齢化問題

検討委員会

苦小牧市における高齢化問題は昭和五十年(七五)の国勢調査時には六五歳以上の人口は四・七パーセントであり、全国平均が七・九パーセントであったから、あまり深刻な問題としては取り上げられることは少なかった。しかし、同六十年代(八五)に入ると高齢化は社会問題としてマスコミ等でも取り上げられ、苦小牧市においても福祉の枠を取りのぞいた総合的施策を打ち出すための意見具申を得る目的で、同六十二年(八七)二月二十三日、苦小牧市高齢化問題検討委員会(会長・安住是)が設置された。

同検討委は①高齢者の生活安定、②生涯学習、③保健予防と医療体制、④社会参加の促進、⑤老人福祉援護施設の体系化を柱に調査・検討を進め、市の高齢者対策のビジョンを模索することになった。委員の構成は、市社会福祉協議会のほか、町内会、老人クラブ、福祉、医療、労働、経済、スポーツ、青年、婦人など市民団体代表一八人が委員として幅広く委嘱され、任期は二年間であった。

これまでの老人問題といえば、在宅看護か施設入所といった福祉の面でのみ施策が進められてきたが、これからは生きがい、働く場の確保、趣味と娯楽など制度や慣例にとられない行政を進めたいとして、既成の枠を超えた長期的かつ総合的な新しい指針が求められることになった。

同検討委員会は発足後八回にわたって会合を続け、先進地視察などを重ねて内容を煮詰めていった。平成元年(八

九）二月二十一日、鳥越忠行市長に苫小牧市の高齢化社会の対応についての意見をまとめて答申した。

答申書は高齢化社会の背景と課題、高齢化社会の対応に対する意見の二章にわかれ、第一章では市民の暮らしにとって身近な福祉、健康、教育をはじめ住宅、安全、環境、経済、都市基盤など各分野にわたって国の対策と平行して、総合的に対応を講ずべきと強調した。高齢者の生活安定、生涯教育、高齢者の保健予防と医療、高齢者の社会参加、老人福祉援護施策、高齢者の住みよい福祉のまちづくり、行政の取り組みが必要と結論づけた。

第二章では前述の項目について基本的な考え方、具体的事項に分けて提言した。同委員会は高齢化の問題は老人のみならず、すべての世代にかかわる複雑な問題であり、その対応は極めて深刻かつ困難を伴うものであるとし、今後、高齢者福祉対策を市政の中心課題として位置づけ、総合的に早急かつ着実に推進をと要請するものであった。

高齢化行政の取り組みに当たっては、国、道、市が責任と役割を明確にした上で、市は総合調整機能と推進体制の整備、充実が必要であるとし、高齢者対策室の設置を強調していた。また、国にたいして地方自治体の負担の軽減を要請すべきとし、高齢者福祉対策を市政の中心に位置づけることを要望し、まず高齢者に対応した審議会の設置を要望していたのである。⁽³⁾

高齢者問題を報ずる新聞

高齢者保健

苦小牧市は平成六年（九四）三月に「高齢者保健福祉計画」（同五〇十一年度）の概要をまとめた。

福祉計画 これは急速に進展する高齢化社会への対応策で、デイサービスセンターや老人訪問看護ステーションの建設、ホームヘルパーの増員、老人訪問指導など在宅福祉に根ざした老人福祉施策の実施目標数値を盛り込んだものであった。

この計画では「施設福祉」から「在宅福祉」に移行させる国の方針に沿った内容で在宅ケアの充実強化が骨子となった。最終年度の同十一年度（九九）の総人口を一八万一、三三一人と想定し、このうち高齢人口（六五歳以上）を二万四、七一人とし、総人口の一三・六パーセントに達すると予測した。

また、ねたきり老人、痴呆性老人、虚弱老人の人数もそれぞれ現在に比べ四四・四パーセント増えると見込んだ人口想定のもとに、ショートステイやデイサービスセンター、ホームヘルパーの拡充強化などの「福祉部門」、保健婦による健康教育や訪問栄養指導、痴呆性老人訪問指導、老人訪問看護ステーションや老人保健施設の建設などの「保健部門」の二部門の実施目標数値を設定した計画で、総事業費は三六億円、うち市と民間を合わせた地元負担分を二二億円と想定した。⁽⁴⁾

市は同六年度（九四）四月から福祉事務所社会福祉課の老人福祉係を同課から分離し、所内に「高齢化対策室」を設置した。これは市老人保健福祉計画の推進など、老人福祉問題を専門的に取り扱うもので、すそ野の広がる高齢化社会に積極的に対応するためのものであった。

苦小牧市の老人保健福祉計画の実施目標数値（概要）

【福祉部門】

▽在宅サービス

苦小牧市史（追補編）

ホームヘルパーは現行の常勤一〇人を一五人へ。また、パートを八八人、身体障害者専任ヘルパーを四人に。寝たきりや痴呆性老人宅へのヘルパー派遣も現行の週一〜二回から週三回へ増やす。また、デイサービスセンターの利用回数を現行の週一回から週三回へ。

▽施設サービス

在宅介護を軽減するデイサービスセンターを現在の二施設から七施設へ。センターと併設させる在宅介護支援センターを六施設新設する。特別養護老人ホームで実施しているショートステイの専用ベットを現行一七床から三八床へ。また、老人マンシヨンの性格を持つケアハウスを二施設新たに開設する。一方、特別養護老人ホーム（現在五施設、養護老人ホーム（二施設）は現状維持とする。

【保健部門】

▽在宅サービス

基本健康検査の受診率を一五・六％（四年度実績）から四〇％へ引き上げる。保健婦などによる健康教育を年間四九回（同）から一五八回へ。訪問指導も六三三回（同）を三、四七七回に増やす。また、新たに訪問栄養指導（年間四二六回）、痴呆性老人訪問指導（七九五回）、老人訪問看護（七、一五四回）を実施。これに伴う人材として市の保健婦を現行の二人から一〇人に増やす。

▽施設サービス

老人保健施設を現在の二施設から四〜五施設へ。在宅老人の医療ケアを行う老人訪問看護ステーションを二〜三施設開設する。

（『苦小牧民報』 平成六年三月二十六日号 苦小牧民報社）

シルバー人 高齢者の就業機会の拡大を目指して昭和六十年（八五）四月から事業を開始する苦小牧市シルバー人材センターは、その事務局を同年一月七日、苦小牧市社会福祉会館二階にオープンし、二月に社團

法人の認可を受けた。お年寄りの余暇時間を利用して生きがい対策と社会参加推進を目的とする同センター（高西哲郎理事長）が昭和六十年（八五）四月一日から業務を開始した。

同センターはお年寄りのこれまでの経験を生かして事業所などからの短期的、補助的な仕事に従事、健康増進や社会参加を進め、労働に応じて配分金を受け取るシステムで、六〇歳以上を対象とした会員も目標の三〇〇人を突破し、お年寄りの関心の高さを示した。

同センターは道内では八番目のセンターとして誕生、会員は三七二人を数え、同六十三年度（八八）の受注件数は二、四一七件で、受注金額が初めて一億円を突破、一億五、〇〇〇万円の大台に乗った。

開設七年目を迎えた同センターの平成二年度（九〇）の登録会員数は三一人（対前年比三八人の減）と過去最低を記録した。同元年度（八九）の総受注額は一億一、一五〇万円で、前々年度よりも金額にして約五三〇万円も下回り、対前年比九五・五パーセントと初めてのマイナス成長となった。会員の平均年齢六六・七歳と高齢化の進行も手伝って新規に事業開拓する余裕もなく深刻な事態を招いたのである。

同センター（神谷與四郎理事長）は同五年（九三）四月から八月までの事業実績は約五、四〇〇万円で前年同期比で約七三〇万円上回り、長引く不況の影響などで実績が伸び悩む他市に比べ、苫小牧では伸び率が一五・八パーセント増となった。



シルバー人材センターの開設を報ずる新聞

シルバー人材センターは平成六年度（九四）で創立一〇周年を迎えた。事業収入から事務費、必要経費を差し引いた設立時の収益は約四、三〇〇万円であったが、同五年度（九三）は過去最高の約一億四、〇〇〇万円に達し、実に三倍以上の飛躍的な伸びを記録した。会員数も同五年度末で三五〇人であった。

事業収入に占める民間からの受託は一億四〇〇万円で七四パーセント、官公庁からは三、六〇〇万円で二六パーセントで、部門別では清掃や除草などの軽作業がトップ、続いて駐車場整理や公園管理の管理部門、大工、建築などの技術・技能部門、事務整理部門となっている。

同センターは同八年度（九六）に入って会員数が開設以来初めて四〇〇人台に達し、同九年度（九七）には過去最高の四二七人となり、平均年齢は六七・二歳であった。高齢者とはいっても世代交代が激しく年間一〇〇人前後も入れ替わり、三五〇〜三七〇人台で推移していたが、増加の要因は定年退職後もなお就労意欲を持つ高齢者が増えていることが背景になっている。

同センターは同九年度（九七）四月から小学生を対象とした「補習教室」を開設した。教員経験のある会員を講師に起用して学習塾事業に乗りだし偏差値や成績にとらわれない教科指導を実践し、生活指導も視野に入れた新しいタイプの塾を目指すこととなった。

対象は小学三年から六年生で定員は二〇人、教科は国語と算数で市民活動センターを会場に週二日開設し、募集範囲は若草、東、西、大成、清水、緑の六小学校に限定した。道内二カ所のシルバー人材センターの中で、こうした補習教室を開設しているのは札幌、旭川、帯広、室蘭などで苦小牧は一〇カ所目となっている。

シルバー人材センターセンターの活動状況一覧

(単位:人、円、件)

年 度	件 数	注 延 人 員	受 配 分 金 (含 交 通 費)	注 材 料 費	金 管 理 費	額 合 計
昭和60年度	九七二	一、八六五	四〇、二九〇、六六二	七〇四、五二七	二、七二三、三〇九	四三、七二八、四九八
61年度	一、二七一	一六、二二三	五、一〇四、五六三	一七、六一〇	四、一八五、一七〇	五六、二四八、四一九
62年度	一、四二七	二、三二一	七、六八三、〇二六	六、七四七	五、五四三、五六〇	八一、四四七、三三三
63年度	二、四一七	二、八七〇	九、六八三、一〇二	三、一六〇、八二二	八、〇二五、二四五	一〇五、一四四、四二九
平成元年度	二、六九一	三、五七二	一〇、三〇〇、二四三	二、三四一、八九五	一、四九〇、八三二	一六八、三四四、九六〇
2年度	二、四五七	二、九三八	九、六七九、九九五	三、二四六、七九八	一、五〇四、二七二	一六八、三四四、九六〇
3年度	二、二九四	二、八四二	一〇、六四七、五八四	四、〇六三、三二〇	一、三二二、七四九	一四〇、五二六、〇六五
4年度	二、二六二	二、九二〇	一〇、一五二、一一二	四、四七二、一二四	一、三〇八、九五三	一四〇、五二六、〇六五
5年度	二、六〇四	二、九六三	一一、二六六、二二八	五、六九〇、八八九	一、三五一、七四三	一四〇、五二六、〇六五
6年度	二、七四一	二、九二八	一一、四五六、四六三	七、二四一、一六一	一、四〇四、一一五	一四〇、五二六、〇六五
7年度	三、〇二八	三、〇五九	一一、六二二、三〇三	八、五五五、六九六	一、七五〇、四四二	一四〇、五二六、〇六五
8年度	三、一六九	二、四七七	一三、五八一、四九七	九、〇五四、二八四	一、六九五、七七〇	一六、一〇六、二五五
9年度	三、一三〇	四、一三六	一六、四三三、二五三	一三、八五一、五三二	一、九二六、六六五	一九七、三九八、四五〇
10年度	三、四三六	四、三三三	一八、〇七六、三三三	一五、四二二、一二七	二、一三七、七三三	二一八、三二七、一九三

(『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課)

各老人クラブ 苦小牧市内の各町内会や住民で組織されている老人クラブは昭和五十年(七五)には三七団体、

ブと連合会 三、〇七三人であったが、本市の人口増と高齢化に伴い、平成九年度(九七)には五八団体、六、三

〇七人に増加していた。そしてこれらの連合体である苦小牧市老人クラブ連合会は、昭和三十八年(六三)十月二十一日にすでに設立されていた。

老人クラブに対する運営補助は、老人の生活を健全で豊かなものにするため、市は地域ごとに自主的な活動を行なう六〇歳以上の人で結成するクラブに補助した。同六十年(八五)の補助額は二万円十(会員数×三五〇円)であっ



老人クラブ連合会の地区別交流会

たが、現在では三万円＋（会員数×三五〇円）になっている。

老人クラブ連合会についても市は、老人の社会参加の促進と老人クラブの育成を図っている。老人クラブ連合会に運営費と事業費を補助している。その内容は当初については、運営費補助で基本額一万二、〇〇〇円＋会員数×一〇円であったが、現在は二四万円＋（会員数×九〇円）に増額され、事業費補助では老人演芸大会開催費三八万円、老人オリンピック開催費三〇万円、全国老人クラブ大会参加費二〇万円のいずれも定額補助が続けられている。

老人クラブ連合会は単位クラブの発展と老人の福祉を増進することを目的とし、会員相互の親睦を図るとともに高齢化社会の担い手として市補助と独自予算をもつて平成十年度（九八）は約一、一四〇万円で、次の目標のもと必要な事業を行っている。⁶⁾

老人クラブ連合会の事業重点目標

- | | | |
|----------------|---------------|-----------|
| ・健康活動 | ・趣味・文化活動 | ・交流事業の推進 |
| ・友愛活動 | ・若手・女性リーダーの養成 | ・福祉行政への要望 |
| ・奉仕活動 | ・会員加入促進運動の推進 | ・会報の発行 |
| ・老人クラブ保険への加入促進 | | |
| 老人クラブ連合会の主な事業 | | |
| ・各種街頭募金への協力 | ・ハイキングの実施 | ・友愛活動の実施 |

- ・老人クラブの森整備の実施
- ・展示会の開催
- ・地区別ゲートボール大会の開催
- ・地区別交流研修会の開催
- ・リーダー研修会の開催
- ・他市町村老連交流会の実施

- ・老人オリンピックの開催
- ・演芸大会の開催
- ・各部会研修会の開催
- ・公園清掃その他環境美化活動の実施
- ・福祉施設への奉仕活動の実施
- ・転入者を温かく迎える運動の推進

- ・「いきいきクラブ体操」の普及
- ・市長との懇談会の開催
- ・女性委員会の活動強化
- ・全国一斉奉仕の日活動実施
- ・新年交礼会の開催
- ・会報の発行など

苦小牧市の老人クラブ数・会員数一覧

（『苦小牧市福祉概要』 平成十年度版 苦小牧保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会）

（単位：団体、人、％）

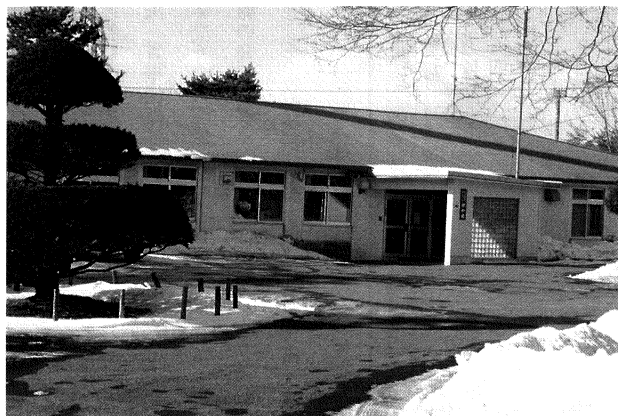
年 度	ク ラ ブ 数	会 員 数	60歳以上の人口 に対する加入率	年 度	ク ラ ブ 数	会 員 数	60歳以上の人口 に対する加入率
昭和50年度	三七	三、〇七三	三一・三	昭和62年度	五五	五三七五	
51年度	四二	三、二五九	三二・一	63年度	五四	五四四九	
52年度	四六	三、六六〇	三三・八	平成元年度	五四	五九〇〇	
53年度	五〇	四、〇一四	三四・五	2年度	五五	六九八一	
54年度	五五	四、三三一	三四・六	3年度	五六	六七四二	
55年度	五五	四、三一一	三三・七	4年度	五七	六〇七九	
56年度	五六	四、四九三	三三・〇	5年度	五八	六一七〇	
57年度	五六	四、五九二	三一・九	6年度	五八	六二三〇	
58年度	五七	四、八六六	二九・二	7年度	五八	六二三八	
59年度	五六	四、八五二	二九・〇	8年度	五八	六二七七	
60年度	五六	五、〇四〇	二八・七	9年度	五八	六三〇七	
61年度	五七	五、三四六		10年度	五九	六三六四	

（『苦小牧市福祉概要』 各年度版 苦小牧市福祉事務所・苦小牧市保健福祉部、苦小牧市社会福祉協議会）

市内の各 苦小牧市内に老人ホームが設置されたのは、昭和三十六年（六一）十一月に市立養護老人ホーム老人ホーム「静和荘」が松風町（当時山手町）に開設されたのが最初であった。当時はまだ養老院と呼ばれていた時代であり、本来は同三十三年（五八）に建設の予定であつたが、例の王子製紙の一四五日に及ぶ無期限ストのため、財政難に陥つた市は延期を余儀なくされたのである。

敷地面積約二万六、六六一平方メートルに補強コンクリートブロック造り平屋建て約二、一七七平方メートルの建物が、総工費三、八七一万円をもって完成した。居室は三二室（二人部屋一四室、三人部屋一八室）あり、定員は八〇人（二時一〇人）で、娯楽室、事務室、看護室、静養室、浴室、食堂、仏間などが整えられているが、老朽化が激しく、そのうえ前近代的な建物であり、早くから改築が叫ばれている。

同四十八年（七三）に福祉法人緑陽会により、同五十三年（七八）に福祉法人緑星の里により特別養護老人ホームが開設された。また、同五十四年（七九）には福祉法人山手の里が、翌五十五年（八〇）には福祉法人苦小牧慈光会が軽費老人ホームを開設した。その後も苦小牧慈光会が同五十七年（八二）に特別養護老人ホームを、緑陽会が同六十年（八五）に特別養護老人ホームを開設し、平成に入ると、山手の里が平成二年（九〇）特別養護老人ホーム、同十年（九八）に緑星の里が新しいタイプ（介護型）の軽費老人ホームを開設した。



改築が叫ばれている静和荘

現在苦小牧市内には養護老人ホーム一、特別養護老人ホーム五、軽費老人ホーム二、介護型軽費老人ホーム一の計九カ所である。

苦小牧市内の各種老人ホーム一覧表

種 別	経 営 主 体	代 表 者	施 設 名	施 設 長	所 在 地	事業開始年月	定 員
養護老人ホーム	苦小牧市	苦小牧市	静 和 荘	牛沢 則男	松風町二・一五	S 36・11・1	八〇
特別養護老人ホーム	福祉法人緑陽会	佐藤 常代	緑 陽 園	佐藤 英美	樽前二三・二	S 48・1・2	一一〇
軽費老人ホーム	"	"	樽 前 緑 樹 園	仙波 守	樽前二〇・五	60・2・1	五〇
	福祉法人緑星の里	橋 浪蔵	陽 明 園	高田 雄二	植苗一五・一七七	53・2・1	八〇
	福祉法人苦小牧慈光会	郡司 徳男	樽 前 慈 生 園	松神 繁俊	樽前二九・一	57・6・1	五〇
	福祉法人山手の里	大矢 稔	ア ポ ロ 園	大沢 貢	山手町一・一二・三	H 2・4・1	五〇
介護型軽費老人ホーム	福祉法人山手の里	大矢 稔	アドーネス 園	加藤 啓子	山手町一・一二・三	S 54・4・1	五〇
	福祉法人苦小牧慈光会	郡司 徳男	樽 前 慈 光 園	三隅 雅彦	樽前二九・一	55・2・1	五〇
	福祉法人緑星の里	橋 浪蔵	ナイスデイやなぎ	森岡 永吾	柳町四・一一・三八	H 10・10・1	五〇

〔『苦小牧市福祉概要』 平成十年版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会より作成〕

老人福祉 苦小牧市老人福祉センターは昭和四十六年（七二）十月十八日に開館した。旭町二の敷地面積三、セクター 一一〇平方メートルに鉄骨鉄筋コンクリート造り市営住宅七階建ての一階に同居、延べ面積一、三八八平方メートルで建設費は約一億二、五九〇万円をかけ、一、三〇〇万円で日本庭園も整備された。

この施設は長年にわたり社会の進展に尽くしてきた老人が、楽しく明るく健康的な余生を過ごす憩いの場として設置されたもので、入浴を楽しみ、室内スポーツやレクリエーション、サークル活動、娯楽等を通し健康の増進、教養の向上のための老人福祉施設である。

苦小牧市史（追補編）

昭和五十年（七五）以降の利用状況をみると、利用者数は六万人から七万人で、相談業務では健康相談や血圧測定が一、五〇〇件から六、八〇〇件であったのに対して、生活相談は一〇〇件前後であった。

苦小牧市老人福祉センター利用一覽

年度	利用者数	相談業務			数	回	参加人員	主なサークル名
		健康相談	生活相談	血圧測定				
昭和51年度	六一、七六五	一、九三二	一一二	一、五二七	一一	三三三	六、八七九	茶道、踊り、詩吟、手芸、華道、書道、短歌
53年度	六五、九四六	一、六〇七	六五	一、六七八	一一	三三二	六、四五六	短歌、陶芸、民謡、長寿大学、園芸、書道、踊り
55年度	六八、七一七	一、一五〇	五二	一、二四一	一一	三四六	九、八一九	園芸、陶芸、長寿大学、民謡、川柳、茶道、民謡
58年度	六一、〇四〇	二、七三八	一	二、六九六	一〇	三一五	八、一二三	川柳、短歌、民謡、書道、華道、手芸、詩吟
61年度	六五、四九四	四、一八八	一	四、二九九	一一	三四六	九、六六七	フォークダンス、踊り、詩吟、民謡、川柳、手芸
63年度	七〇、三四九	六、八五四	一	六、八九七	一一	三七七	一一、九四〇	菊作り、カラオケ、茶道、華道、詩吟、手芸
平成元年度	六九、三二五	五、八三一	一	五、八一九	一四	三九一	一〇、八五九	社交ダンス、フォークダンス、書道、民謡、茶道
4年度	六三、六八一	六、八三〇	一	六、八三〇	一三	三九一	八、四三〇	茶道、華道、カラオケ、陶芸、踊り、大正琴、
6年度	六五、三〇五	九、二〇〇	一	六、二五四	一四	三八一	八、七九四	大正琴、手芸、陶芸、カラオケ、短歌、踊り、
7年度	六五、一五七	七、〇二三	一	四、五九九	一五	四二七	九、六八九	バステル画、フォークダンス、社交ダンス、華道
8年度	五七、五三四	六、三七一	一	六、三二一	一五	四〇四	九、四九六	実用習字、茶道、華道、詩吟、大正琴、手芸
9年度	六二、〇四六	六、四〇五	一	六、三八二	一五	四一八	一〇、九六五	バステル画、社交ダンス、カラオケ、踊り、書道

（『苦小牧市福祉概要』 各年度版 苦小牧市福祉事務所・苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会）

注（1）『現代用語の基礎知識』二〇〇〇年版 自由国民社

（2）『苦小牧市福祉概要』各年度版 苦小牧市福祉事務所、苦小牧市保健福祉部、苦小牧市社会福祉協議会

（3）『苦小牧民報』平成元年二月二十一日号 苦小牧民報社

（4）『新聞切抜綴―高齢化問題・シルバーセンター』昭和四十八年～平成十二年 苦小牧市史編集事務局編

(5) 『苦小牧民報』 平成九年二月十二日号 苦小牧民報社

(6) 『苦小牧市福祉概要』 平成十年度版 苦小牧市保健福祉部 苦小牧市社会福祉協議会

(7) 『開設三〇周年記念誌静和荘』 平成三年 苦小牧市養護老人ホーム

二、介護保険制度の開始

介護保険 わが国の高齢化の進展は、介護を要する寝たつきりや痴呆の高齢者が急速に増加し、介護の長期化、制度の創設 重度化、介護者の高齢化、重複化（一人で複数）などから家庭介護を取り巻く様々な社会問題が生じてきた。また、高齢者にかかる医療・福祉の費用が増大し、これまでの社会保障の枠組みでは対応が困難となった。そこで高齢者介護を社会全体の連帯によって支える仕組みとして、介護保険制度を創設、平成十二年（二〇〇〇）四月から実施されることになった。保険方式を採用したのは、給付と負担の関係を分かりやすくするため、これまでの「措置制度」を廃止し、負担に応じた権利性が明確になるという狙いからであった。

介護保険法（平成九年法律第一二三号）は同九年（九七）十二月九日に野党三党が欠席する中で衆議院本会議で可決成立し、十七日の官報号外で告示された。この波乱ぶくみの成立はその後において財政問題でくすぶり、延期、凍結論まで飛び出し、その実施には紆余曲折があった。

介護保険制度の実施は同十二年（二〇〇〇）四月一日としたが、財源構成は利用者一割、公費九割（国二五％、都道府県一二・五％、市町村一二・五％）であり、公費のうち六五歳以上高齢者保険料一七パーセント、四〇歳～六四歳の保険料が三三パーセントであった。特に年金が年額一八万円以上（月額一万五、〇〇〇以上）ある場合は国の年

金から保険料を天引きするが、無年金者や低額年金者は市町村職員が個別訪問して徴収するということで、市町村長は悪代官になりかねないとして、強い反発があった。一方、市民からもこの介護保険では高齢者の負担が多すぎる、現在の介護、福祉の水準が維持出来ないとの不安があり、一部の市民代表者から市議会に対して「介護保険の抜本的改善を求める要望意見書提出に関する陳情」、「介護保険実施に向けた財政措置と制度改善を求める要望意見書の提出に関する陳情」が提出された^①。

当初厚生省の計算では、保険料が月平均二、五〇〇円になるとしたが、準備作業を進めている市町村の試算では平均で三、〇〇〇円、最高が七、〇〇〇円を超えるという、各市町村ではばらばらな負担に住民の不安が大きくなった。国は保険料の徴収を六ヵ月延ばし十月一日とし、連立政権の話し合いで平成十七年（〇五）をめどに、年金、介護、後期高齢者医療を包括した総合的な枠組みを構築して、必要な財源の二分の一を公費負担とする、消費税を福祉目的税に改め、社会保障経費の財源に充てることで政策合意した。高齢者社会で増える社会保障費用の財源を国民にどのように負担してもらうかの論議が国民の注視の下で続けられることになった^②。

介護保険への 介護保険制度は市町村が運営主体となり、平成十二年（二〇〇〇）四月一日から実施されることになり、苦小牧市でもその準備に入ることになった。同十年（九八）四月十日に保健福祉部高齢対策推進室に介護保険事務局を新設し、課長職一人、係長職三人を配置し、介護保険導入に向けて万全を期すことになった。さらに、翌十一年（九九）五月二十六日にはこれまでの同事務局を介護保険推進室に昇格させ、次長職一人、係長職四人、係三人と臨時職員で十数名体制とした。

一方、市内有識者からなる苦小牧市介護保険事業計画等策定委員会が同十一年三月二十五日に発足し、高齢者対策の柱となる介護保険事業計画の策定及び被保険料の基準月額の算出なども行い、高齢者保険福祉計画を見直すことに

なった。委員は公募委員五人を含む二三人で、委員長に中澤啓次（市地域医療協議会長）、副委員長に水元修治（市医師会副会長）を選出したが、他の委員は次のとおりである。

岩村明義、石川孝雄、及川小春、小澤キシ、小田島泰、木村獺、小島啓道、佐々木俊英、佐藤雅寛雄、白土猛、高嶋めぐみ、高橋熊男、土屋妙子、日向恭子、松岡英広、三上俊一、宮田昭一、森岡永吾、葦千加子、山村光雄、渡部タイ子（所屬・推薦母体略）

〔苦小牧民報〕 平成十一年三月二十六日号 苦小牧民報社

介護保健は医療保険と違って、保険料を払っているからと言って必ず介護サービスを受けられる訳ではない。市が行なう要介護認定で、公的介護サービスが必要と認定されて初めて受けられるものである。そのためには、本人や家族が市に申請し、調査担当者（ケアマネジャー）の聞き取り調査や医師等の意見書をもとに、介護認定審査会で介護の必要性やサービスの水準が判定される。サービスはホームヘルパーなどが介護や看護をする時間に換算しての在宅介護が六段階に分けられ、施設介護が三段階に分かれていた。また、保険料についても所得に応じて五段階に分かれるという複雑なものであった。

苦小牧市では公平に判定を期するため六五歳以上のいる全世帯の調査を行い、四〇歳から六四歳までの三、〇〇〇人に健康や介護に関するアンケートを実施した。さらには介護専門員（ケアマネジャー）の試験に対する問い合わせや用紙の配布、さらに認定調査員に合格した人や認定審査委員予定者への研修会を実施した。

こうした中で苦小牧市はその手続きに入り、平成十一年（九九）六月の市議会に「苦小牧市介護認定審査会条例」が提出され、原案可決となり、翌十二年（二〇〇〇）四月一日より施行されることになった。これは介護保健法第一四条により設置されるもので、要介護状態等の判定業務等に当たり、定員は三六人で保健、医療、福祉に関する学識経験者で市長が任命し、任期は二年である。審査会は六合議体を取り、委員は各六人で、審査及び判定業務を行い、

審査長（合議体の長）は構成する委員の互選により選出し、合議体の審査判定の議決をもつて審査会の議決とするものであった。⁽³⁾

苫小牧市介護認定審査会条例

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保健法（平成九年法律第二二三号）及び介護保健法施行令（平成十年政令第四一二号。以下「令」という。）に規定するもののほか、同法第一四条の規定により設置する苫小牧市介護認定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（審査会の委員の定数）

第二条 審査会の委員の定数は、三六人とする。

（合議体の数）

第三条 令第九条の規定により審査会の委員をもつて構成する合議体（以下「合議体」という。）の数は、六とする。

（合議体の委員の定数）

第四条 合議体を構成する委員の定数は、六人とする。

（審査長の職務代理）

第五条 審査長（合議体の長をいう。以下同じ。）に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する。

（合議体の召集）

第六条 合議体は、審査長が召集する。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。（以下略）

（『第二回苦小牧市議会議案等綴』平成十一年六月議会 苦小牧市立中央図書館編）

この条例の施行日は平成十二年（二〇〇〇）四月一日となっているが、介護保健法施行令により事前準備行為として、介護保健法施行日前に審査判定業務を開始できると規定されていて、本市では同十一年（九九）十一月から準備認定を開始したので、第一期の委員の任期は同十三年（〇一）三月三十一日までの一年半であり、委員には報酬として日額一万二、〇〇〇円が支払われる^④。

苦小牧市では介護認定申請の徹底を図るため、同十一年八月二十三日から市内五〇カ所において介護説明会を開催し、制度の円滑な実施のための本格的な準備作業を開始した。

一日に三カ所から四カ所という日もあり、極めて急いでの説明会ではあったが、「広報とまこまい」に二度にわたって特集を組むなど、そのPRに努めた。まだ、審査判定基準や保険料等において不安定な部分があり、政府において幾度となく変更を余儀なくされていたから、現場の市町村としては住民に対する説明に苦心の跡が伺えるものであった。

介護保険説明会の会場と時間（平成十年）

月日	時間	場 所	月日	時間	場 所	月日	時間	会 場
8・23	18:30	明野柳町総合福祉会館 旭町総合福祉会館 一区総合福祉会館	8・31	18:30	新生台総合センター 新中野町総合福祉会館 スプリングタウン総合福祉会館	9・8	18:30	沼ノ端南町内会総合福祉会館 花園町総合福祉会館 美光町総合福祉会館 錦岡総合福祉会館
8・24	18:30	植苗ファミリースター	9・1	18:30	末広町総合福祉会館			

苦小牧市史（追補編）

8・24	18 30	有珠の沢総合福祉会館	9・1	18 30	新明町総合福祉会館	9・9	18 30	日吉総合福祉会館
8・25	18 30	大町寿町総合福祉会館	9・2	18 30	住吉泉町内会			双葉町総合福祉会館
		音羽町総合福祉会館			第七区総合福祉会館			船見町港北総合福祉会館
		柏木町町内会館	9・3	18 30	高丘泉町内会館			第八区総合福祉会館
8・26	18 30	春日清水総合福祉会館		19 00	とさわ町総合福祉会館	9・10	18 30	本町総合福祉会館
		川治町総合福祉会館		18 30	樽前総合福祉会館			宮の森総合福祉会館
		啓北総合福祉会館	9・6	18 30	豊川草由総合福祉会館		18 30	見山町総合福祉会館
8・27	18 30	光洋町総合福祉会館			二区総合福祉会館	9・13		矢代町福祉会館
		栄町総合福祉会館			若草町総合福祉会館			もえぎ町総合福祉会館
		しらかば総合福祉会館		18 30	西町総合福祉会館			澄川町総合福祉会館
		桜木・しらかば町総合福祉会館			日新町町内会館		18 30	山手北光総合福祉会館
8・30	18 30	汐見町総合福祉会館	9・7	18 30	沼ノ端総合福祉会館	9・16		弥生連合町内会館
		幸町総合福祉会館						勇払総合福祉会館

所得に応じた保険料の五段階表

支 払 い 区 分	生 活 及 び 所 得 状 況	支 払 い 額
軽減された保険料を払う人	①生活保護、老人福祉年金受給者（市民税世帯非課税）	基準額×〇・五
基準額を支払う人	②世帯全員が市民税非課税	基準額×〇・七五
	③本人が市民税非課税	基準額×一・〇
	④本人が市民税課税で合計所得金額が二五〇万円未満	基準額×一・二五
割り増しの保険料を払う人	⑤本人が市民税課税で合計所得金額が二五〇万円以上	基準額×一・五

『広報とまこまい No.一五三七』 平成十一年八月十日号 苦小牧市企画調整部広報課

こうして平成十二年（二〇〇〇）四月から施行される介護保険制度を前に、どの程度の介護サービスが必要かを判定する要介護認定につき、同十一年（九九）十月一日から市役所一階の介護保険推進室に窓口が設けられ、受け付け業務を開始した。また、老人ホーム、デイサービスなどの施設利用者は施設側が申請手続きの代行を行なったので、



広報とまこまの介護保健特集号

申請の集中は避けられたのである。

一方、利用者の介護サービスの申請に基づいて調査された認定調査員の書類やその判定を審査する専門機関である苦小牧市介護認定審査会が平成十一年（九九）十月四日に正式に設置された。鳥越市長より委嘱状が渡され、直ちに第一回目の会合を開き、会長に野中富夫（苦小牧市医師会）、副会長に仙波守（苦小牧社会福祉施設連絡協議会）が選出されたが、委員は次のとおりであった。

苦小牧市介護認定審査会委員

（任期平成十三年三月三十一日まで）

▽苦小牧市医師会 野中富夫、上村恭一、沖一郎、越野勇、今野哲朗、富田達也、藤瀬幸保、藤林伸介、三上尚人、水元修治、望月紘、横山浩二

▽苦小牧歯科医師会 金森敏和、佐藤裕、高橋寛、高橋康則、松岡英広、若菜和美

▽苦小牧社会福祉施設連絡協議会 仙波守、大沢真、佐藤英美、高田雄二、松神繁俊、三隅雅彦

▽北海道理学療法士会日胆支部 釘本熙正、遠山律子、橋本英好

▽北海道看護協会苦小牧支部 菅原紀子、竹鼻捷子、津野佐俊、長谷川順子、原八千代、松谷マサ子

▽北海道薬剤師会苦小牧支部 坂東昭、三上俊一、南茂明

『苦小牧民報』 平成十一年十月五日号 苦小牧民報社

この日、早速審査会が開かれ、一つの合議体が一回当たり四五件の審査を行なったが、一件当たりの平均審査時間は四分たらずであつた。なお、この市の審査会に不服のある場合は道の審査会に不服の申立てができることになっている。

苦小牧市はこの判定結果に基づき、平成十二年（二〇〇〇）二月二十八日にその第一陣として介護保険の要介護認定・要支援認定等結果通知書を申請者に発送した。

要介護・要支援認定の基準と平均利用月額

状態区分	サービスの利用事例	平均利用月額
非該当（自立）	社会的支援を要するに至っていない状態。	—
要支援（社会的支援を要する状態）	基本的に日常生活能力はあるが、身の回りの世話の一部に介助が必要。	六四、〇〇〇円
要介護1（部分的な介護を要する）	排泄、入浴などに一部介助が必要。立ち上がり、歩行などが不安定。	一七〇、〇〇〇円
要介護2（軽度の介護を要する状態）	排泄、入浴などに一部又は全介助が必要。立ち上がり、歩行などが自力では困難。	二〇一、〇〇〇円
要介護3（中等度の介護を要する状態）	排泄、入浴などについて全介助が必要。立ち上がり、歩行などが自分ではできず。	二七四、〇〇〇円
要介護4（重度の介護を要する状態）	日常生活を遂行する能力がかなり低下し、排泄、入浴、衣服の着脱などの全般に全面的な介護が必要。	三二三、〇〇〇円
要介護5（最重度の介護を要する状態）	日常生活の全般に全面的に介護が必要。意思の伝達がほとんど、もしくは全くできない。	三六八、〇〇〇円

サービスの種類と介護報酬（平成十二年一月末現在の仮の単価）

サービスの種類	サービスの内容	介護報酬（仮の単価）
▼家庭を訪問するサービス（利用者負担はこの料金の一割）		
訪問介護	ホームヘルパーの訪問	身体介護 二、一〇〇円／五八四〇円（時間単位） 家事援助 一、五三〇円／二、二二〇円（"）

訪問入浴介護	入浴チームの訪問	一、〇〇〇円（一回につき）
訪問看護	看護婦などの訪問	医療機関からの場合 二、四三〇円／八、四五〇円（時間単位） 看護訪問ステーション 四、二五〇円／一、九九〇円（〃）
訪問リハビリテーション	リハビリの専門職の訪問	五、五〇〇円（二回につき）
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導	（月に一〜四回）
▼日帰りで通うサービス		
通所介護	デイサービスセンター等へ行つての入浴、食事、機能訓練	三、九一〇円／八、五九〇円（一回につき） 他に食事、送迎、入浴加算あり
通所リハビリテーション	老人保健施設などに行つての機能訓練（デイケア）	四、八三〇円／六、七九〇円（一回につき） 他に食事、送迎、入浴加算あり
▼施設への短期入所サービス※介護度により相違		
短期入所生活介護	特別養護老人ホームの短期入所（ショートステイ）	八、三五〇円／一、四四〇円（一回につき）
短期入所療養介護	老人保健施設等の短期入所（ショートステイ）	九、七七〇円／一、二〇六〇円（〃）
▼福祉施設の貸与・購入や住宅の改修		
福祉用具の貸与	車いす・特殊寝台等の貸与	
福祉用具購入費の支給	腰掛け便座・入浴用椅子等の購入費支給	支給限度額（種目ごと）
住宅改修費の支給	手すりの取り付け等の小規模な改修費の支給	支給限度額 二〇、〇〇〇円
▼施設サービス（利用料は、介護度によって異なる、自己負担一割のほかに食費も加わる）		
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	三、三五〇〇円／月額（平均利用料）
介護老人保険施設	老人保健施設	三、五四、〇〇〇円／月額（〃）
介護療養型医療施設	療養型床群、老人性痴呆療養病棟、介護力強化病院	四、三一、〇〇〇円／月額（〃）

『介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書』 平成十二年 苫小牧市介護保険推進室

平成十二年（二〇〇〇）二月八日、苫小牧市介護保険事業計画等策定委員会は、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」の原案を了承し、六五歳以上の第一号被保険者が支払う基準月額を、現段階で三、一二四円として、市長に答申した。

原案では計画推進の基本的な事項として、①介護サービスの基盤整備、②介護サービスの質的向上、③介護予防の推進、④痴呆性高齢者対策の推進、⑤地域ケア体制の構築、⑥高齢者の積極的な社会参加を掲げていた。このほか、非

該当者（自立）と判定された場合、自立支援のため、①訪問介護（ホームヘルプサービス）、②訪問入浴介護、③通所介護（デイサービス）、④短期入所生活介護（ショートステイ）を引き続き提供することなどが明記された。

基準保険料月額は平成十二年（二〇〇〇）三月の市議会で原案可決となり、苦小牧市は五二億五、二三六万円の特別会計介護保険事業を新設した。そして、十五日付けをもって被保険者に対して「介護保健被保険者証」を送付した。

こうして高齢社会に備え、六五歳以上の痴呆や寝たきり等の高齢者や四〇歳から六四歳の老化に伴う病気で要介護状態になった人を四〇歳以上の国民の保険料負担を基に社会全体で支える介護保険制度が全国一斉にスタートしたが、苦小牧市では同年三月末までに、介護保険を申請した人は二、五九三人であったが、このうち二、三〇九人が要介護と認定された。^⑤

苦小牧市の六五歳以上の市民の保険料は月額三、一二四円となっているが、これはあくまでも断定の金額であり、半年後には保険料の徴収も始まり、政府の考え方によっては今後どのようなようになっていくのか、まだまだ不安定な状況下にある。

注（１）（３）『第二回苦小牧市議会議案・請願・陳情書等綴』平成十一年六月議会 苦小牧市立中央図書館編

（２）『知恵蔵』二〇〇〇年版 朝日新聞社

（４）『第二回苦小牧市議会会議録』平成十一年六月議会 苦小牧市議会事務局

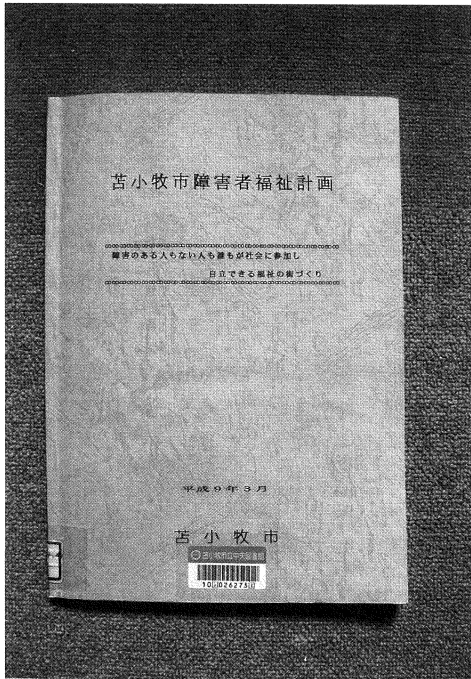
（５）『苦小牧民報』平成十二年四月三日

第三節 心身障害者（児）の福祉

一、障害者福祉施策の変化

苫小牧市障害者福祉計画 昭和三十四年（一九五九）にデンマークの知恵遅れの親たちによりノーマライゼーションの運動が提唱された。高齢者も若者も障害者も健常者も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きぬくような社会こそがノーマルであるという考え方である。⁽¹⁾

同五十六年（八一）に国連が提唱した「国際障害者年」を契機として、障害者の人権を尊重し、その自立が社会の発展に寄与するものとする、リハビリテーションの理念、また、障害を持たない人々と同様に、生活や活動ができるような生活条件を障害者に提供するもの、ノーマライゼーションの理念を基本とする考え方が生まれてきた。



苫小牧市障害者福祉計画書

政府の障害者対策推進本部は平成八年度（九六）を初年度とする「障害者プラン／ノーマライゼーション七カ年戦略」を設定した。障害者プランは同五年（九三）に策定された「障害者に関する新長期計画」をさらに推進していくため、重点施策実施計画という性格をもつものであった。

このプランはリハビリテーションとノーマライゼーションの理念の実施をめざして、①地域で共に生活する、②社会的自立を促進する、③バリアフリー化を促進する、④生活の質の向上を目指す、⑤安全な暮らしを確保する、⑥心のバリアを取り除く、⑦国際協力と支援を柱にし、厚生省だけでなく関係省庁が一九となつてプランの策定と推進を図るものであった。さらに都道府県、市町村での計画策定が求められたのである。²⁾

これをうけて苦小牧市では同八年度から市障害者福祉計画策定に向けて具体的な作業に着手した。六月十四日から障害者の実態とニーズを把握するための身体障害者約五、〇〇〇人のうち一、五〇〇人に、知的障害者約九〇〇人のうち三〇〇人、精神障害者約一、八〇〇人のうち三六〇人の計二、一六〇人を対象にアンケート調査を実施した。主な調査項目は、①日常生活・介護、②住居、③外出、④医療・訓練、⑤教育・療育、⑥就労、⑦施設、⑧広報・相談、⑨社会参加、⑩福祉ニーズ、⑪ご意見等であった。この結果の回収率は身体障害（児）者八七九人（五八・六％）、知的障害（児）者一七〇人（五六・七％）、精神障害（児）者六〇人（二六・七％）であった。³⁾

さらに同年七月十七日には苦小牧市障害者福祉計画検討懇話会（二五人）の第一回会議を開催し、六月十二日に遡つて懇話会要綱を決定し、市の障害者福祉計画の策定と、その他障害福祉に関することを検討することになった。会長に森岡永吾（社会福祉施設連絡協議会）、副会長に山崎美代（民生委員協議会）を選出したが、委員は次のとおりである。

苦小牧市障害者福祉計画検討懇話会委員

有野珠江、今井康夫、岩田典一、森岡永吾、岩村明義、及川小春、大槻泰夫、沖一郎、春日興子、小島啓道、山崎美代、佐々木秀忠、

佐藤郁子、谷口貞雄、吉田昌雄（所属・推薦母体省略）

『苦小牧民報』 平成八年七月十八日号 苦小牧民報社

市障害福祉計画検討懇話会は平成九年（九七）三月三十一日の第五回目の最終懇話会を開き、障害者福祉計画の概要をまとめて、庁内で編集作業を進め、四月末には計画書づくりを完了した。

苦小牧市障害者福祉計画では、「障害のある人もない人も誰も社会に参加し、自立できる福祉の街づくり」をサブタイトルとし、①計画の基本的事項、②障害者を取り巻く状況、③アンケート調査にみる障害者の実態、④施策の方向と主要施策、⑤計画推進からなる五編・八四ページであった。

この計画は同九年度からスタートさせ、同十八年度（二〇〇六）までの十カ年という長期計画である。国際的な流れであるノーマライゼーションに呼応し「障害の有無にかかわらず、すべての市民が社会に参加し、自立できる街づくり」を基本理念としていた。計画の骨子は「身体」「知的」「精神」の各障害分野に応じた個別的な計画を進め、幼児期から老年期に至るライフサイクリングに対応した施策の在り方を進めることにしていた。幼児期から学齢期においては障害の早期発見、早期療育を推進するため、より一層療育内容の充実を図る。青少年期から成・壮年期は就労、社会参加の支援、老齢期は在宅者への総合的ケアが主な内容で、医療、保健、福祉の連携のもと、ホームヘルプサービス、ショートステイなどの充実に努め、介護者の負担軽減を図るなどであった。⁴

心身障害 心身に障害のある人及び精神に疾患のある人に対して苦小牧市は「身体障害者手帳」「療育手帳」者の推移 及び「精神障害者保健福祉手帳」を交付し、各種福祉制度に活用できるようにしている。

「身体障害者手帳」は身体に視覚、聴覚または平衡機能、音声、言語またはしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸、免疫機能に永続する障害のある人に、その程度により一級から六級までの

手帳が交付されている。平成十年（九八）四月一日現在、同手帳の保持者は児童一四五人、成人五、二六七人、計五、四一三人となっている。

「療育手帳」は心身の発達期（おおむね一八歳まで）に表れた生活上の適応障害を伴う知的機能障害のため医療、教育、福祉等の援助を必要とする状態の人に、その程度により重度の場合は「A」、中・軽度の場合は「B」の手帳を交付している。同十年度の同手帳の保持者は児童二七人、成人七〇一人、計九一八人となっている。

交付申請には、その年齢により満一八歳に満たない児童は室蘭児童相談所、満一八歳以上の成人は、北海道立心身障害者総合相談所（札幌）で判定を受けることが必要とされている。「精神障害者保健福祉手帳」は精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人に、障害の程度に応じて一級から三級までの手帳が交付されている。⁽⁵⁾

障害者数の推移（単位：人、対比とは人口一、〇〇〇人に対する比率）

種別	区分		昭和五五年		昭和五八年		昭和六〇年		昭和六三年		平成二年		平成五年		平成六年		平成七年		平成八年		平成九年		平成一〇年	
	身体障害者（手帳保持者）	知的障害者	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人
対比	二、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	一、二五	
計	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	二、三八二	
成人	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	二、五〇七	
児童	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	
対比	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	二、一九六	
計	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	三、〇四九	
成人	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	三、一九五	
児童	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	二二・一	
対比	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	二四・五	
計	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	四、〇七九	
成人	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	四、四〇七	
児童	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	
対比	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	
計	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	
成人	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	
児童	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	
対比	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	

（『苫小牧市福祉概要』 各年 苫小牧市福祉事務所・苫小牧市保健福祉部、苫小牧市社会福祉協議会）

注(1) 『現代用語の基礎知識』 二〇〇〇年版 自由国民社

(2) 『知恵蔵』 二〇〇〇年版 朝日新聞社

(3)(4) 『苦小牧市障害者福祉計画』 平成九年 苦小牧市

(5) 『苦小牧市福祉概要』 平成十年度版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会

二、障害者への援護施策

補装具・日常 苦小牧市は身体障害者手帳の保持者に対して、補装具の交付、修理などを行っている。視覚障害生活用具の給付 害者には盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器など、聴覚障害者には補聴器、言語機能障害者には人工喉頭、肢体不自由者には義手、義足、装具、車いす、歩行補助つえなど、ぼうこう、直腸の機能障害者には蓄尿袋、蓄便袋などのほか日常生活用具の給付・貸与など市保健福祉部がその相談窓口となり福祉都市・苦小牧を目指し行政サービスの向上に努めている。

補装具・日常生活用具交付件数、交付金額一覧表

(単位・件、万円)

種別	区分	昭和五十四年	昭和五十六年	昭和五十八年	昭和六〇年	昭和六三年	平成三年	平成四年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年
交付 件数	公費負担額	二三四	二二〇	二三四	五三六	六〇三	八四〇	九三〇	一、一三七	一、一七四	一、一七〇	一、一四四
	自己負担額	七八六	九七七	九六六	一、三四三	一、七五四	一、八七七	二、三三七	二、七四七	三、〇八六	三、七八三	三、五二九
	総費用額	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇
修理 件数	公費負担額	四二	三九	三七	四〇	三九	四七	三八	五〇	四二	四三	六二
	自己負担額	四二	四七	三五	五六	九二	一三七	五五	一八〇	一六六	二二五	二四九

苦小牧市史（追補編）

計	修理		件数		公費負担額		自己負担額		総費用額	
	自己負担額	総費用額								
五	二	七	五	九	一〇	八	一一	七	八	一一
四七	四九	四二	六一	一〇一	一四七	六三	一九一	一七三	二二三	二六〇
二七六	二五九	二六一	五七六	六四二	八八七	九六八	一、二八七	一、四一六	一、四〇九	一、五〇七
八二八	一、〇二一	九六二	一、三九九	一、八四七	二、〇一四	二、四一二	二、九二七	三、二五二	三、九九九	三、七七九
四三	五五	六九	一〇六	一四一	一八一	一八六	一八一	二一九	二三六	二九九
八七一	一、〇七六	一、〇三一	一、五〇五	一、九八八	二、一九五	二、五九八	三、一〇八	三、四七一	四、二三五	四、〇一八

〔苦小牧市福祉概要〕 各年 苦小牧市福祉事務所・苦小牧市保健福祉部、苦小牧市社会福祉協議会

身体障害者福祉政策の変化 五十年（七五）における苦小牧市の障害者福祉対策は、身体（ハンディキャップ）を補い、又は軽減除去すると共に、その日常生活能力や職業能力を回復させて、すみやかに社会経済活動に復帰させようとするところにあるとしていた。^①しかし、平成七年度（九一）には都市化と人口増に伴い障害者数も増加の傾向にある中で、障害者の福祉ニーズも多様化し、社会参加や雇用促進を求める気運が高まっている。これを踏まえ、心身障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無やその種類を判断し、社会的更生の方向を指導するほか、法的援護及び福祉施策による対策をすすめることになった。^②さらに、同九年度（九七）から市障害者福祉計画が導入され、リハビリテーションの理念、障害を持たない人々と同様に、生活や活動ができるような生活条件を障害者に提供し、ノーマライゼーションの理念を基本とする考えかたに変わってきたのである。次に同七年四月現在の援護施策についてあげれば次のとおりであった。

▼更生相談

心身障害者又はその保護者の相談に応じ、医療、生活、職業、施設入所等の各種の相談を行なう。

・身体障害者相談員 一五人（うち一四人は道委嘱・自宅配置、一人は市委嘱）

・精神薄弱者相談員 五人（うち四人は道委嘱・自宅配置、一人は市委嘱）

▼年金・手当対策

・特別障害者手当 二〇歳以上の重度の心身障害者で、日常生活に常時特別の介護を要する人

月額 二万六、二三〇円（支給総額一、八〇五万円 延支給者七三五人）

・障害児福祉手当 二〇歳未満の重度の心身障害児で、日常生活に介護を要する人

月額 一万四、二七〇円（支給総額一、九一二万円 延支給者一、四三二人）

・福祉手当（経過措置分） 二〇歳以上の重度の心身障害者で、日常に常時介護を要する人

支給総額一、二五九万円 延支給者数九四三人

・介護手当 常時寝たきりの重度心身障害者を介護している人に支給

月額 四、五〇〇円（特別障害者手当等と併給不可） 対象者二二人（道費）

・心身障害者扶養共済制度 保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡した場合、残された障害者に終身年金を支給（低所得者への掛金扶助あり）

掛金助成者七〇人 助成総額一二六万円

▼医療扶助

・更生医療の給付

身体障害者とその身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするために必要な医療費の給付

給付実人員 四九人 費用額一億八、三二四万円

苦小牧市史（追補編）

▼在宅福祉対策

- ・ホームヘルパーの派遣
- ・移動入浴車の派遣
- ・短期保護
- ・市営バス無料乗車証の交付
- ・福祉ハイヤー利用料金の助成
- ・身体障害者住宅整備資金の貸付
- ・盲導犬の取得に対する費用の助成
- ・自動車運転免許取得費用の助成
- ・自動車改造に要する費用の助成

▼障害者福祉施設（省略）

（『市政概要』第一六版） 平成七年 苦小牧市議会事務局

このほか住民税（市道民税）、相続税、個人事業税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免、少額貯蓄の非課税、公共料金の割引、減免などがあり、J R旅客運賃、航空機の交通機関の減額割引等がある。

注（１）『議会要覧』市政編 昭和五十年年度版 苦小牧市議会事務局

（２）『市政概要』第一六版 平成七年 苦小牧市議会事務局

三、障害者福祉施設と団体

心身障害者 苦小牧市の障害者福祉施設は昭和四十八年（一九七三）七月一日に開設された苦小牧市中心身障害福祉センター 者会館がその前身である。

しかし、この建物は木造モルタルの平屋建てで老朽化が進み、より機能的な新しい会館の建設を望む声が高まった。そこで大泉源郎市長は同五十一年度（七六）の施政方針において、「心身障害者の機能回復訓練並びに相互の交流の場

として心身障害者福祉センターを五十二年度に完成の予定で着工いたしました。また、心身障害者等の適切な援護の方策をたてるため、関係機関の協力を得て、生活並びに医療の実態調査を実施します」と述べ、心身障害者施策に対して積極的な施政を展開するとしたのである。

心身障害者（児）の福祉の増進並びに教養・保健及び体育の向上を図るための苦小牧市中心身障害者福祉センターの本館は昭和五十二年（七七）九月一日に旭町二の二に、一、〇二三平方メートルの敷地面積内にコンクリート造り二階建て床面積一、九八二平方メートルで開館した。

新設のセンター内には通園事業施設、機能回復訓練室、盲人卓球室、集会室、和室、アリーナ等が完備された。同センターの体育館は同五十七年（八二）四月に完成、同分館は平成七年（九五）四月、建設費四、九〇〇万円をかけて旭町二に鉄筋コンクリート陸屋根造り五階建ての一階に床面積六九八平方メートルでオープンした。

▼身体障害者デイサービス事業（苦小牧市中心身障害者福祉センター）

- ① 機能訓練 医療機関における治療が完了した在宅の障害者が訓練室を利用し、それぞれが嘱託医、指導員の指示に基づき訓練を行う。
- ② 創作活動（講座） 在宅心身障害者が講座に加入し、人とのかわりの中で生活の場を広げ、自立・社会参加に結びつけていくための利用。



苦小牧市中心身障害者センター

苫小牧市史（追補編）

③ その他 介護方法の指導（手話通訳者養成講習会）・教養講座等の開催及び相談（主に紹介）を行う。

▼障害児通園（デイサービス）事業（おおぞら園）

肢体不自由、言語障害、自閉症障害や情緒、知能等の発達に「つまづきやゆがみ」があると思われる就学前の幼児が通園し、発達に必要な訓練・指導を行う。また、電話による「こども発達相談」を行う。

▼体育の指導及び普及

心身障害者（児）の家族に対し、専任の体育指導員が競技スポーツ・レクリエーションを指導する。スポーツ教室、スポーツ大会の開催。

▼視力障害者へのサービス

市立中央図書館に盲人図書分室が置かれ、貸し出しを行う。また、センターにおいて『広報とまこまい』及び視覚障害者機関誌『つばさ』や『暮らしの手帳』等のテープのダビングと希望者への送付を行う。

▼施設の提供

心身に障害をもつ本人やその家族及び関係機関、関係団体等を対象に無料で体育館、集会室を提供する。

（祝日・年末年始休暇を除く）

（『苫小牧市福祉概要』 平成十年度版 苫小牧市保健福祉部・苫小牧市社会福祉協議会）

苫小牧市中心身障害者福祉センター利用状況一覽（単位：人）

区 分	平成二年度	平成三年度	平成五年度	平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度
総 数	一九、六一四	二二、五六二	二一、三二九	二一、六〇三	二〇、三三三	二〇、七三三	一九、三三〇
心身障害児通園事業	四、七九四	四、九六一	四、九三三	四、七二九	四、九三六	五、四〇二	五、四七六

心身障 害者デ イ・サ ービス 事業	総 機 能 回 復 訓 練	八、〇六八 八、〇六八 八、〇七六 八、〇七六 五、八三〇 六、八九八 六、八三四 七、三七六 七、三八四 七、一八〇 八、五三五
施設 利用	心身障害者団体 奉仕団体 サークル団体等	二、七七八 二、四八六 一、四八八 四、六三六 二、五六三 二、三二六 四、四七六 三、二一五 二、七八九 四、四〇一 三、三一六 一、一八八 一、四八〇 三、二一〇 一、二五〇 二、五三四 一、五三五
その他		七四三 七七一 七八二 五五八 七二〇
体育館 利用人員		四、二〇八 三、六九四 三、一四〇 二、八五〇 二、七八五

手をつな 障害児を持つ父母らでつくっている「苦小牧市手をつなぐ親の会」(戸田博会長)の小規模授産施設

ぐ親の会 設が昭和五十六年（八一）十一月十七日、市社会福祉会館（旧苫小牧郵便局）二階に開設した。これは特殊学級や養護学校を卒業後、就職先がないなどで在宅している知的障害者に生活指導、作業訓練、生産指導を行うというものであった。

開設場所は福祉会館二階の和室二室計二二畳ほどが提供され、定員一五人で縫製、紙箱作製、ハガキ・封筒印刷など軽作業を主に障害者の自立に向けて、同親の会の手で運営が進められることになり自立の道に明るい光が灯った。

手をつなぐ親の会は市内で二番目の小規模授産施設「すばる作業所」を平成二年（九〇）四月五日、音羽町の民家を借りて開所した。障害を持つ子どもたちが機能訓練を中心に社会参加を願い開設されたもので、作業所の建物は木造二階建てで一階の二八畳を作業所として利用、当面は五人が入所しスタートした。

手をつなぐ親の会が運営する市内二カ所の小規模授産所は、市社会福祉会館内の「第一授産所」と、音羽町の民家



小規模授産施設所及び事務局

を借りた「すばる作業所」であったが、平成三年（九二）五月、市内日の出町の「日の出・三光総合福祉会館跡」へ移転することが決まった。

これは三光町に「新生台総合福祉センター」が完成したため、旧会館が空いたことによるものであった。親の会では障害者の統一した働く場の確保運動を展開していたが、共同作業所作りへの第一歩となった。しかし義務教育終了後や養護学校の高等部を卒業した在宅の障害者が通所することになおも不安があったのである。

日の出町に開設された新しい小規模授産施設の建物改築工事が完了し、同年二月九日に待望の開所式が行われた。建物は木造モルタル二階建て延べ三四八平方メートル、築後一八年と老朽化が著しかったが、屋根や外壁、内装などが改装されて完成し、小規模授産所一九人、すばる作業所五人の計二十四人が移転し障害者の共同作業所として再出発をした。

手をつなぐ親の会（会員一九〇人）は同六年（九四）九月六日、弥生町に三カ所目の知的障害者の通所授産施設「やよい作業所」を開設した。やよい作業所は旧弥生消防出張所を内部改造して作業室を造り、六人が通所、二人の指導員のもとポケットティッシューパーの袋詰め、使用済み使い捨てカメラの分類といった軽作業をすることになった。「やよい作業所」の開所で障害者の就職の場が拡大され、市内西部に住む障害者にとって便利な施設となった。

生活協同組合道央市民生協は同六年十月、川沿町六丁目のパセオの店内改装を機に、市内で初めての福祉ショップ

を常設した。授産事業の振興と支援が目的で、その運営は苦小牧市手をつなぐ親の会に委ね、胆振・日高の授産施設や小規模作業所の手づくり商品を販売することになった。^②

ケアセンター・精神に障害を持つ人たちを支援する授産施設「ケアセンター・アルドール」では平成八年（九アルドール 六）四月一日、日吉町四丁目にオープン、十日から通所者の受け入れを開始するとともに、製造した天然酵母パンを初出荷した。

これは道内六番目の精神障害者通所授産施設で、社会福祉法人せらび（広部清氏理事長）が運営に当たった。同施設は鉄筋コンクリート二階建て、延べ四九八平方メートルの近代的な施設で、障害を持つ人たち一〇人と五人の職員が共同で天然酵母パンを製造し販売しているのである。

アルドールは喫茶部門「スノードロップ」（花言葉・もしものときの友）が同八年（九六）四月十八日、オープンした。コーヒ、紅茶など八種類の飲み物のみで営業し、アルドールで焼いた天然酵母パンとともに天然酵母の菓子パン類もメニューに加えられ、市民に大好評を得て現在に至っている。

苦小牧身体障害者 苦小牧市における身体障害者関係団体が結成されたのは、昭和二十三年（四八）四月一日に福祉連合会の設立 苦小牧視覚障害者福祉協会（会長・長谷川二郎）が創立されたのが最初である。次いで翌二十四年（四九）四月一日に苦小牧身体（肢体）障害者福祉協会（会長・畠山誠）が設立された。さらに、同四十九年（七四）一月十三日には苦小牧聴力障害者協会（会長・渡辺一平）が設立され、身体、視覚、聴覚の三つの協会が揃ったのである。

この三団体はそれぞれの立場で別行動により運動と活動を行ってきたが、国際障害者年を次年に控えた同五十七年（八二）五月一日にこの三単協が合併して苦小牧身体障害者福祉連合会（会長・山口正治）を設立して、新たに出

発することになった。⁽³⁾

- 苫小牧身体障害者福祉連合会の事業内容（平成十一年度）
- 四月 文化教室（カラオケ・コーラス・社交ダンス） 年八回
- 六月 平成十一年度北海道身体障害者協会総会参加 札幌市「かでの2・7」
- 第三二回全道ろうあ者夏季体育大会参加 土別市ほか
- 第三七回全道障害者スポーツ大会参加 釧路市ほか
- 八月 第三三回市障害者スポーツ大会開催 市中央公園
- 第一三回道身体障害者ゲートボール大会参加 芽室町
- 九月 第一四回全道身障者アーチユリー大会参加 札幌市「月寒」
- 第七回全道障害者ゴルフ大会 砂川市
- 苫小牧身体障害者福祉連合会創立五〇周年記念式典・祝賀会開催「グランドホテルニュー王子」
- 十月 第四八回全道身体障害者福祉大会参加 北見市
- 車イスバスケットボール日本選手権大会 札幌市
- 十一月 車イスバスケットボール東北・北海道ブロック大会 札幌市
- 十二月 第二四回苫小牧身体障害者福祉大会 「苫小牧市身障者福祉センター」
- 一月 苫小牧身体障害者福祉協会主催新年交礼会開催
- 第一一回全道身障者卓球大会参加 札幌市
- 身体障害者スポーツ指導員研修会参加 札幌市



市総合体育館での身障者アーチユリー大会

二月 第一九回身障者冬季スポーツ大会参加 豊富町

北海道身体障害者協会事務局担当者会議参加

三月 苦小牧身体障害者福祉連合会平成十二年度定期総会開催 「苦小牧市身障者福祉センター」

苦小牧市の心身障害者団体

名 称	設 立 年 月 日	会 長 名	備 考
苦小牧視覚障害者福祉協会	昭和23・4・1	江尾 清	
苦小牧肢体障害者福祉協会	24・4・1	岩村 明義	連合会の結成により名称変更
苦小牧聴力障害者協会	49・1・13	秦野 時恵	
苦小牧身体障害者福祉連合会	57・5・1	岩村 明義	苦小牧身障者福祉協会を引き継ぐ

（『苦身障連創立五〇周年記念誌』 平成十一年 苦小牧市身体障害者福祉連合会より作成）

注（１） 『昭和五十一年度施政方針』 昭和五十一年二月 苦小牧市

（２） 『苦小牧民報』 平成六年十月三日号 苦小牧民報社

（３） 『苦身障連創立五〇周年記念誌』 平成十一年 苦小牧市身体障害者福祉連合会

第四節 児童と家庭の福祉

一、児童福祉

児童福祉法 児童福祉法は、児童とその福祉に関する総合的基本法として昭和二十二年（一九七四）に制定されたと児童福祉法。その理念は「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならぬ。」②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。第一条」であり、責任は「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。第二条」とある。^①

しかし、時代が進むにつれ、保育需要の多様化、児童をめぐる問題の複雑・多様化に適切に対応することが困難になってきた。そのため、平成九年（九七）に五十年ぶりに児童福祉法の大規模な改正が行なわれ、翌十年（九八）四月一日から施行されたのである。

主な改正内容は保育施策の見直し、児童の自立支援施策の充実、母子家庭施策の強化であった。まず、保育所の見直しでは、従来の入所措置から保護者の選択による申し込みに基づいて入所を行なうように改められた。さらに市町村はすべての児童の入所の困難な場合は、公正な方法で選考することができ、保護者の選択と適正な運営を図るため所定の情報提供の義務を負うというものであった。児童家庭支援センターが新たに新設され、地域の児童福祉の問題について、児童、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行なうとともに、保護を要する児童に対

する指導及び児童相談所などとの連絡調整など総合的に行なう施設とした。児童の自立支援施策では児童一人ひとり、個性豊かで思いやりのある人間として成長し、自立した社会人となるよう、その自立を支援する施設を設けることになった。古い名称や嫌な名称を変更し、児童養護施設は児童の保護・指導だけでなく自立を支援する施設とされ、孤児院、情緒障害児短期治療施設なども対象となった。母子生活支援施策では旧来の母子寮を母子生活支援センターと改称し、その機能も配偶者のいない子女及び準ずる者の監護と自立の促進のために生活を支援するように改められた。

児童に関する 苦小牧市では昭和三十九年（六四）六月に家庭児童相談室を設けて、児童に係る諸問題について相互の各種相談、談、助言、指導を行ない、児童相談所の専門職員による巡回相談も毎月定例で実施してきた。近年における相談件数等は次のとおりである。

肢体不自由児巡回療育相談は、医師、理学療法士による巡回相談を行なうもので、肢体不自由児施設への入所診断、補装具適応判定、障害等級の診断などのほか、家庭での機能訓練や療育について指導を行なっている。

重度心身障害児巡回療育相談は、医師、保健婦、判定員などが家庭訪問し、総合的な診断のほか、家庭での療育と今後の方向について相談、指導を行なっている。

児童に関する各種相談件数一覧

（単位：件）

区 分	平成元年度	平成三年度	平成四年度	平成五年度	平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度
家庭児童相談	三三六	一六〇	一七九	三〇五	二九九	三七九	三八八	四七五
肢体不自由児巡回療育相談	一五	〇	一〇	三	一〇	一〇	一一	一一
重度心身障害児巡回療育相談	六	八	八	一二	一六	一三	一一	一三

『苦小牧市福祉概要』 各年 苦小牧市福祉事務所・苦小牧市保健福祉部、苦小牧市社会福祉協議会

児童福祉施設 児童福祉施設は児童福祉法第七条で定められた一四施設である。①助産施設、②乳児院、③母子と里親委託 生活支援施設（旧母子寮）、④保育所、⑤児童厚生施設、⑥児童養護施設、⑦知的障害児施設（旧精神薄弱児施設）、⑧知的障害児通園施設（旧精神薄弱児通園施設）、⑨盲ろうあ児施設、⑩肢体不自由児施設、⑪重症心身障害児施設、⑫情緒障害児短期治療施設、⑬児童自立支援施設、⑭児童家庭支援施設である。平成九年（九七）の改正で、児童一人ひとりが個性豊かで思いやりのある人間として成長し、自立した社会人になるような支援施設であるとの理念により、施設の名称や機能の一部が改正された。即ち、母子寮は母子生活支援施設に、精神薄弱児施設は知的障害児施設に名称を変更した。教護院は児童自立支援施設に、養護施設は従来の虚弱児施設を包含することになり、その機能面で改正された。児童養護施設は児童の保護・指導だけでなく、児童の自立を支援する施設となったのである。^②

この中で保育所が最も多く、過半数を占めるものであり、本稿で別に述べるので、除外する。

市内や道内には児童施設として社会福祉施設と教育・訓練施設としての各学校の特殊学級がある。まず、助産施設は苫小牧市立総合病院助産施設、王子総合病院助産施設、知的障害児施設として市内では「永光学園」と「樽前希望学園」がある。また、道内では知的障害児施設として札幌市、室蘭市、伊達市、江別市、旭川市、北広島市、月形町の各施設、乳児院では札幌市の施設、養護施設では札幌市、函館市、室蘭市、北広島市、岩内町、美深町、黒松内町、浦河町、仁木町の各施設、ろうあ児施設では室蘭市の施設、盲児施設では旭川市の施設、虚弱児施設では伊達市の施設、重症心身障害児施設では札幌市、小樽市、旭川市、帯広市、八雲町の各施設、肢体不自由児施設では札幌市の施設、教護院では札幌市、函館市、七飯町の各施設が利用されており、市や道の相談員などが本人、保護者とも十分話し合い、各施設に年間一三〇人ほどの児童が入所している。^③

里親は児童福祉法第二十七条第三項で定められた、養護を必要とする子供を一般家庭に委託して養育する制度であり、その養育者のことをいうものである。

里親を希望する人は、児童相談所に申し込み、審査による認定、登録の後に子供を委託される。原則としてその子が一八歳になるまで養育することになる。純粹に子どもの養育を希望する里親を養育里親といい、養子縁組を前提とした養子縁組里親と区別されている。この里親制度は昭和三十三年（五八）をピークに減少していて、現在には要養護児童の七パーセントにすぎず、九三パーセントが児童養護施設や乳児院などの施設養護を受けている。

苫小牧市ではこの里親に大きなばらつきがあり、同五十年（七五）の里親委託数は一ヶ台の九件であったが、平成七年（九五）には過去最高の二七件になり、近年は減少の傾向にある。

市内児童の児童福祉施設への入所状況と里親委託数

（単位・件）

施設種別	昭和51年	昭和53年	昭和55年	昭和60年	平成元年	平成2年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
乳児施設	〇	一	〇	〇	二	三	二	二	二	二	五	四
養護施設	二一	二七	三四	四八	四六	五三	三八	四九	四一	四二	四五	五二
知的障害児施設	三三	三五	三三	二〇	一八	二七	三二	三四	一七	一六	一六	一五
重症心身障害児施設	二三	二八	二八	二七	三五	三六	二六	三九	三八	三八	三八	三六
肢体不自由児施設	六	一〇	一一	一〇	七	七	六	四	五	五	七	九
ろうあ児施設	四	三	二	二	〇	〇	二	一	一	一	〇	一
盲児施設	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
虚弱児施設	二	六	三	一	八	一	一	一	一	二	二	六
養護施設	三	六	二	四	二	五	四	二	一〇	八	七	七
計	九三	一一七	一一三	一一二	一一八	一一三	一一二	一四一	一一五	一一四	一一二	一一〇
里親委託	二	三	七	二二	二三	一一	一三	一八	二四	二七	二二	一七

（『苫小牧市の福祉概要』 各年 苫小牧市福祉事務所・苫小牧市保健福祉部、苫小牧社会福祉協議会）

一方、教育施設としての障害児施設・訓練施設は第三編教育・文化の「特殊学級の変遷」において述べているので、本編では障害別、学校学級名をあげるに止めるので、内容、変遷については第三編を参照されたい。なお、通園施設として平成七年（九五）四月一日に苦小牧市中心身障害者福祉センター分館として開設された「おおぞら園」があり、知的障害児・肢体不自由児、情緒障害児、言語障害児、病・虚弱児の児童・生徒と一部幼児が通園している。

▼知的障害児学級（幼児・児童・生徒）

苦小牧西小学校、若草小学校、緑小学校、北星小学校、澄川小学校、美園小学校
啓北中学校山なみ分校、弥生中学校

市中心身障害者福祉センター分館おおぞら園（通園訓練）

▼肢体不自由児学級（幼児・児童・生徒）

苦小牧西小学校

弥生中学校

市中心身障害者福祉センター分館おおぞら園（通園訓練）

▼情緒障害児学級（幼児・児童・生徒）

苦小牧西小学校、若草小学校、緑小学校、北星小学校、澄川小学校、美園小学校

啓北中学校山なみ分校、弥生中学校、苦小牧東中学校相談学級（登校拒否）

市中心身障害者福祉センター分館おおぞら園（通園訓練）

▼言語障害ことばの学級（幼児・児童・生徒）

苦小牧東小学校、澄川小学校

苫小牧東中学校

市中心障害者福祉センター分館おおぞら園（通園訓練）

▼病・虚弱児分教室

苫小牧東小学校分教室（苫小牧市立総合病院内教室・児童）

苫小牧東中学校分教室（苫小牧市立総合病院内教室・生徒）

（『苫小牧市福祉概要』 平成十二年版 苫小牧市保健福祉部・苫小牧市社会福祉協議会）

小児化問題と 平成四年度（九二）の国民生活白書は、出生率の低下により子供の数が少なくなること、小児化という言葉を使った。この白書の副題は「小児社会の到来、その影響と対策」であつたが、政

府が出生率低下問題を初めて深刻なものとして取り上げたのである。

一人の女性が一生の間に生む子供も数は年々減少し、その平均値（合計特殊出生率）が同七年（九五）の一・四二人が、同十年（九八）には一・三九人となり、社会全体で子供の数が減っていくことを示すことになった。年少人口の減少はそのまま生産年齢人口（一五歳以上六五歳）の減少に繋がり、高齢化と相俟って労働生産性の低下を呼ぶことになる。人口減少により消費や貯蓄も減少するため、低成長の社会になることは避けられない。高齢化は福祉や年金などの社会コストの増大にも繋がるので、社会全体としての収入がすくなくなり、支出が多い赤字状態になつてしまふのである。^④

こうした小児化に歯止めをかけ、子育てを支援するための社会基盤の整備計画を、同六年（九四）十二月に文部・厚生・労働・建設の四省が合同で策定したのがエンゼルプランで、厚生省が同七年度から十カ年計画で実施する「子育て支援のための総合計画」である。予算は約六〇〇億円で、小児化対策の柱となるものである。まず行なわれるの

は「緊急保育対策五カ年事業」で、三歳児未満の受け入れ枠を六〇万人に拡大し、延長保育の増加、子供の送り迎えに便利な駅前周辺に保育所を設ける、駅型保育への助成などが盛り込まれた。

一方、地方自治体においても児童育成計画（地方版エンゼルプラン）を自主的に策定するよう求められ、北海道では平成九年（九七）二月に国のエンゼルプランの緊急保育対策等五カ年計画に対応した計画として「北海道エンゼルプラン」を策定した。

こうした国、道のエンゼルプランに対し、苫小牧市でも市のエンゼルプラン策定を行なうため、同九年度当初よりその準備にとりかかった。即ち同九年四月末には庁内に国、北海道のプランに対する動向や本市の具体的な問題点を話し合うワーキンググループ会議を発足させ、さらに六月には関係課長会議、助役を委員長するエンゼルプラン策定委員会を発足させた。そして、

早速市民の参加体制を確立するため子育て中の母親を対象にアンケート調査を実施した。また、市民の要望を計画策定の中に盛り込むため、同年十月十五日にこども会育成会、幼稚園児・小学生の母親など子供と深く係わりを持つ四人により「苫小牧市エンゼルプラン策定懇話会」^{（五）}を発足させた。

苫小牧市エンゼルプラン策定懇話会委員

中居義孝（私立幼稚園）、佐藤けい子（市PTA連合会）、我妻嘉孝（医師会）、池田亜紀子（専門学校教員）、伊藤美津枝（育児カイド）、遠藤明代（法人保育園協議会） 河村眞貴子（小学生の母親）、木村司（青年会議所）、重本清（こども会育成会）、長谷川幸子



お遊戯をする保育園の園児たち

〔幼稚園児の母親〕、三枝誠（苦地区連合）、豊美紀（民生児童委員）、吉本俊憲（市教育委員）、菅原早苗（苦婦連協）

〔苦小牧市エンゼルプランぐとまこまい子どもプラン〕 平成十年 苦小牧市福祉事務所

苦小牧市エンゼルプラン策定懇話会は平成九年（九七）十月十五日の第一回会議で委員長に中居義孝、副委員長に佐藤けい子を選出し、計五回の会議を行い、同年（九八）二月二十四日に本市の子育て支援体制構築を提言する報告書を鳥越忠行市長に提出した。

報告書では、基本的視点として、1安心して子どもを生み育てることができ環境づくり、2子どもが健やかにたくましく育つまちづくり、3社会全体で子育てを支援するシステムの構築を提言した。なお、中居委員長から口頭で市基本計画の骨子から外れた児童総合療育センターの建設について要望意見として述べた。⁶

苦小牧市ではこの報告書の提言に基き、同年三月二十七日に庁内の最高会議である「エンゼルプラン策定委員会」を開き、同十年度から同十九年度（二〇〇七）までの十年計画である「苦小牧市エンゼルプランぐとまこまい子どもプラン」を決定した。

苦小牧市エンゼルプラン推進施策

1、子どもや子育てに関する啓発

(1)社会全体での子育て支援

①子育てに関する意識啓発の推進 ②地域社会での子育ての環境づくり

(2)子どもの権利の尊重

①児童の権利に関する条約の普及 ②子どもの意見の反映

(3)子育て男女共同参画の促進

①子育て男女共同参画意識の啓発 ②子育て講座の開催 ③子育てガイドブックの作成

苦小牧市史（追補編）

2、家庭における子育て支援

(1) 子育て家庭に対する支援体制の整備

- ① 子育て支援センターの設置 ② 子育て支援ネットワークの形成 ③ 子育てサークルの支援 ④ 児童相談所の機能の活用 ⑤ ひとり親家庭への支援

(2) 子育て相談・情報提供の充実

- ① 子育て相談・支援体制の整備 ② 総合相談窓口の設置 ③ 子育てに関する情報提供
- ③ 障害のある子どもやその家族に対する支援

- ① 相談体制の充実 ② 療育制度の充実 ③ 家庭への支援の充実

(4) 母子保健・医療体制の充実

- ① 母子保健相談・指導体制の充実 ② 健康検査と事後指導の強化 ③ 育児相談・教育の充実

(5) 経済的負担の軽減

- ① 保育料の見直し ② 幼稚園の父母負担の軽減の推進 ③ 経済的負担の軽減について国への要望

3、子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 子どもの健全育成の推進

- ① 児童館の整備推進 ② 地域活動の活性化 ③ 健全な育成環境の整備

(2) 子どもの文化・スポーツ活動の推進

- ① 芸術・文化の推進 ② 学習機会の充実 ③ スポーツ・レクリエーション活動機会の設定 ④ スポーツ少年団の育成 ⑤ 人材の育成、指導体制の充実

4、子育てと仕事の両立支援

(1) 保育サービスの充実

① 保育園の適性配置と施設整備の推進 ② 多様な保育サービスの供給（イ乳児保育の推進、ロ産休明け入所予約事業の推進、ハ障害児保育の充実、ニ延長保育の検討、ホ一時保育の実施、ヘ休日保育の実施、ト乳幼児健康支援サービス）

(2) 保育園の多様化のための整備

① 子育て支援センター設置 ② 地域活動事業の充実 ③ 保育園の多様化の推進

(3) 留守家庭児童対策の充実（児童クラブの運営の充実）

(4) 安心して働くことができる雇用環境の整備

① 育児休業制度等の啓発 ② 働く女性のたの支援

5、子どもにやさしい生活環境の整備

(1) 子どもの遊び場などの整備

① 身近な公園の確保 ② 大規模に公園の整備 ③ 親水空間の整備

(2) 子育てのための生活環境の整備

① 子どもにやさしい環境の整備 ② 社会環境浄化活動 ③ 安全な通学路の確保 ④ 教育設備の整備推進 ⑤ 子育てを支える住環境の整備推進

『苦小牧市エンゼルプラン』とまこまい子どもプラン』 平成十年 苦小牧市

平成十二年（二〇〇〇）五月一七日に児童虐待防止法が国会で可決成立し、同年十一月二十日に施行された。同法では児童虐待について保護者が一八歳未満の子どもに対し、①身体的暴行、②わいせつな行為、③減食、長時間の放

置、④著しい心理的外傷を与える言動を行なうことの禁止を明確に打ち出したものである。行政や警察、弁護士がこれに関与し、また、児童相談所長の判断で親の意に反し、施設に入所させる子どもの親の面会や通信を制限できるとし、親権の事実上の一時停止を認めたものであった。今後同法の取り扱いが注目されている。

注(1) 『現行法規総覧 26 厚生1』 平成十一年十月加除分 第一法規出版

(2)(4) 『現代用語の基礎知識』 二〇〇〇年版 自由国民社

(3) 『福祉要覧』 昭和五十二年版 苦小牧市福祉事務所、苦小牧市社会福祉協議会

(5) 『苦小牧市エンゼルプラン』とまこまい子どもプラン』 平成十年 苦小牧市福祉事務所

(6) 『苦小牧民報』 平成十年二月二十五日号 苦小牧民報社

二、母子・父子福祉

母子福祉法から母 戦前は母子保護法、軍事扶助法により母子家庭をいささかでも保護するものではあったが、子及び寡婦福祉法 不十分なものであった。戦後は生活保護法、児童福祉法、母子福祉対策要綱から母子福祉資金の貸付等に関する法を経て、昭和三十九年（一九六四）について母子福祉法が制定された。この法では国及び地方公共団体は、母子家庭の福祉を増進する義務を持つことを明らかにし、母子福祉資金の貸付による経済的自立対策、母子相談員による母子家庭相談、公共施設内の売店などの設置、たばこ小売人の優先的取扱い、公営住宅入居の特別配慮、職場の開拓などの生業指導、母子福祉センターを中心とした生活指導、母子休養ホームなどの施設の設置などに

よる母子家庭の経済的社会的安定を図る総合立法であつた。

ところが、母と子の家庭だけでなく、夫と死別して、一人者になつた寡婦についてもこの法を拡大しようと、昭和五十六年（八一）に「母子及び寡婦福祉法」と改められ、母子及び寡婦福祉対策の根本法となつた。この法では、母子家庭及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにし、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭及び寡婦の福祉の向上を目的とし（第1条）、母子家庭と寡婦（母子家庭の母に準じて）は健康で文化的な生活が保障される（第2条）、国及び地方公共団体は母子家庭及び寡婦の福祉を増進する責務を負う（第3条）、母子家庭の母と寡婦は自ら進んで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めるとし、自立への努力を明記し（第4条）、母子家庭については、母は配偶者のない女子、児童とは二〇歳に満たない者、寡婦とは配偶者のない女子で、かつて児童を扶養していたことのある者となっている。⁽¹⁾その内容については、母子福祉法の時とあまり変わるものではなく、資金貸付、母子家庭の相談、公共施設などの売店設置、公営住宅の提供、雇用促進の方策が講じられるものであつた。

苦小牧市における 本市における母子世帯、寡婦世帯は、昭和五十一年度（七六）では一、一六〇世帯で全世帯母子世帯の推移 に占める割合は、二・四パーセント、この母子世帯のうち生活保護を受けている世帯は一九三世帯の一七・六パーセントであつた。これが平成十年度（九八）には母子世帯数二、三九三世帯で全世帯に占める割合は三・四パーセントと増加しており、この母子世帯のうち生活保護を受けている世帯は二九一世帯の一・二パーセントと逆に減少していた。母子世帯や寡婦世帯の頑張り⁽²⁾と苦小牧母子の会の団結、それに母子及び寡婦福祉法に基づく生活相談、資金貸付、母子指導員の相談、指導、助言が浸透しつつあるものと思われる。

母子世帯になつた原因については、昭和五十四年（七九）には死別が三〇パーセントを超えていて、しかも病死が殆どを占めており、生別においては離婚が多いものの、全体からみても五七パーセントであつた。ところが、近年に

苦小牧市史（追補編）

なると、離婚によるものが全体の八五パーセントを超えており、病死は僅か五・七パーセントに減少していた。また、未婚の母が年々増加の傾向にあるのも、ひとつの特徴となっている。

苦小牧市における母子世帯の推移

区 分	昭和五一年	昭和五三年	昭和五五年	昭和五八年	昭和六〇年	平成二年	平成五年	平成七年	平成八年	平成九年	平成一〇年
母子世帯数	一、一〇六	一、一三二	一、四八〇	一、七三二	一、九七三	二、一〇四	二、一七一	二、一九八	二、二二六	二、二四六	二、二九三
全世帯比率（％）	二・四	二・六	二・八	三・二	三・四	三・五	三・四	三・三	三・四	三・四	三・四
うち生活保護世帯	一九五	二〇七	二七三	三四九	四二八	三三一	二三四	二七五	二八八	二八七	一九一
受給比率（％）	一七・六	一六・七	一八・四	二〇・一	二二・七	一四・八	一〇・三	一二・五	一二・四	一二・二	一二・二

母子家庭となった死別・生別別原因

区 別	昭和五四年	昭和六一年	昭和六二年	昭和六三年	平成元年	平成二年	平成四年	平成六年	平成八年	平成九年	平成一〇年
死 別	二八八	二二二	二二四	二二五	一〇〇	二〇三	一八〇	一六五	一四五	一四四	一三七
病 死	五八	四三	四六	四一	三七	二八	三三	三五	三一	二八	二九
交通事故死		二二	二二	一七	一五	二二	一七	一八	一八	一五	一四
労働事故死		一四	一四	一八	一二	一四	一四	一六	一八	一八	一七
一般事故死	五一	二四	二四	二六	二〇	一六	三五	一五	四〇	三三	一七
その他死亡	三九七	三二五	三二二	三二七	二八四	二八二	二七九	二四九	二五二	二三七	二二四
計	三二七	一五五	一四七	一四三	二二二	二二四	二二二	二一三	二〇八	二〇一	一八九
生 別	六九六	一、五八七	一、七二九	一、七五八	一、七六三	一、七一九	一、七七一	一、八二二	一、九七一	一、九九一	二、〇五四
離婚	四〇	四七	三七	三七	一八	二二	二八	三七	三二	三〇	二七
遺棄	二	三	三	六	一一	七	三	一	五	七	七
拘禁	二五	三二	三三	三二	二七	三二	三二	三七	三六	四七	五七
未婚の母											
夫 障 害			五三	六〇	四三	三九	四二	三八	一八	二四	二二

合 計	生 活 費		学 校 費		住 宅 費		交 通 費		其 他	
	別 計	%	別 計	%	別 計	%	別 計	%	別 計	%
一、二六	八二九	六七・三	一、七二八	八四・五	一、八六四	八五・三	一、九〇一	八五・七	一、八七六	八六・九
一、一〇〇	一、七二八	八四・五	一、八六四	八五・三	一、九〇一	八五・七	一、八七六	八六・九	一、八三二	八六・六
一、一八五	九		八		四		三		六	
一、二一八	八		四		三		六		二二	
一、一六〇	四		三		六		二二		一〇	
一、一〇四	三		六		二二		一〇		二二	
一、一六六	六		二二		一〇		二二		九・二	
一、一九五	二二		一〇		二二		九・二			
一、二二六	二二		九・二							
一、二四六	一〇									
一、二九三	二二									

『苦小牧市福祉概要』 各年度版 苦小牧市福祉事務所・苦小牧市保健福祉部、苦小牧市社会福祉協議会

母子家庭への各種

母子世帯及び寡婦世帯に対しては各種貸付制度と各種援助があり、活用されている。貸付制

度では「母子寡婦福祉資金」があり、①事業開始資金、②事業継続資金、③技能習得資金、④

就職支度資金、⑤住宅資金、⑥転宅資金、⑦療養資金、⑧生活資金、⑨修学資金、⑩就学支度金、⑪修業資金、⑫結

婚資金があり、最も活用されているのは子供のための修学資金であり、次いで就学支度金、技能資金、修業資金であ

る。逆に全く活用されていないものは、事業継続資金、結婚資金があった。

「北海道遺児福祉就学資金」は平成六年度（九四）までは活用されていたが、その後の活用はない。また、「財団法人苦小牧母子寡婦の会取扱貸付制度」には、①母子の会小口金庫資金貸付（生活応急資金三万円まで、特別の場合五万円）、②北海道生活資金（結婚資金二〇万円、入学支度金三万円まで、技能習得支度金一八万円、特別生活資金五万円）があったが、小口金庫で三五件前後、一〇〇万円程度、特別生活資金で二〇件の一〇〇万円前後であり、結婚資金、入学支度金は近年においては全く利用されていない。資金を借りてまで、結婚するような時代ではないように思われる。その他では医療費の助成、母子寡婦住宅の提供雇用促進制度の活用などがある。^②

社 団 法 人

苦小牧母子の会の前身は、昭和二十六年（五一）五月二十六日に設立された苦小牧白梅会で、

苦小牧母子の会 未亡人同志の相互扶助を目的に四〇人の会員で発足した。

昭和三十九年（六四）に母子福祉法が制定され、白梅会の新たな発展を願い発展的解消を計り、同四十一年（六六）六月二十五日には「苫小牧母子の会」と改称した。同五十年（七五）の事業は総会、売店経営、小口金庫の貸付、地区懇談会、全道母子福祉大会参加、海洋少年団全道大会での売店、各種研修会開催、苫小牧婦人まつり参加、母子招待旅行参加、調理師講習会などであった。⁽³⁾

同五十二年（七七）に入ると、離婚率の増加にともない母子世帯、寡婦世帯も増え、会員数も五〇〇人を超えることになった。そしてまた、今までの会運営では親睦だけの団体であり意味がないという声が出てきた。もっとしっかりした事業、活動をするために母子の会を親睦団体から脱却させて、社団法人化すべきではないかとの意見が出された。母子の会では検討した結果、相互扶助事業や社会福祉活動への新展開を目指すことになり、組織の改善を計画し、同五十三年（七八）四月に北海道に対して社団法人の申請を行なった。これは同年十月十二日道知事から認可をうけ、⁽⁴⁾社団法人苫小牧母子の会として、再スタートを切ったのである。

現在は社団法人苫小牧母子寡婦の会となり、会員は三八四人で、事務局を市民活動センター内に置き、市役所など五カ所に売店、公共施設などの二二カ所・四〇機の自動販売機の設置などを行い運営資金の一部に充て、活発な事業活動を展開している。

苫小牧市での 近年離婚件数の増加とともに母子家庭、父子家庭の増加が顕著であり、母子家庭については母子世帯の調査 子及び寡婦福祉法（旧母子福祉法）によって保護されてきたが、父子家庭については社会通念上



苫小牧母子の会の親睦新年会

男性の経済的優位性から、殆ど法的保護が加えられなかった。しかし、父子家庭の経済的問題は仕事か家庭かの二者択一を迫られ、仕事を優先すれば子供をないがしろにすることになり、子供を優先すれば転職の繰り返しとなり、育児困難という問題が生じて今や深刻な社会問題になっている。

こうした問題を逸早く察した苦小牧市は、福祉事務所が調査主体となつて、昭和五十年（七五）四月に「苦小牧市父子世帯実態調査」を行なつた。

この調査は同五十年四月一日現在の住民票から対象者を抽出した二六八世帯について行なつた。対象となつたのは一八歳未満の子供を扶養している市内居住の父子世帯（母親のいない世帯）で、①父子家庭の家族の状況（年齢、職業、収入、健康状態等）、②父子家庭になつた理由及び時期、③再婚の希望有無、④住居の状況、⑤父親が稼働中の子供の養育、⑥現在困っていることなどを、地区民生委員が調査員となり、家庭訪問して面接し、調査票を配布し、回収した。調査期間は同年五月二十六日から六月七日までの十三日間であつた。調査票の回収数は一六五票で、回収率は五五・三パーセントであつた。

調査結果であるが、父親の年齢は三〇歳代、四〇歳代の社会で最も活躍すべき年齢層が多く、これはまた子供を養育する年齢とも一致し、仕事と家事とで父親の負担はかなり大きくなつていた。子供の年齢ではまだ母親に甘えたい小学校就学年齢期に母親と別れていることが目立つた。

父親の仕事では会社社員、工員が多く、また建具、庭師、看板塗装、運転手など技能職もみられ、農漁業の一次産業はなく、二次産業の多いのも本市の特色である。勤務時間は一日一〇時間以上が多く、収入は年収一〇〇万円から二〇〇万円が最も多く、収入を得るための残業が多く、父子が話し合う時間もあまりないことを示していた。

父子家庭になつた理由では、死別三九パーセント、生別六一パーセントで、離婚による原因が最も多く、全体の五

父親が稼働中の子供の養育については、いわゆるカギツ子の状態が憂慮されたが、幼児では親族、保育所が多く、子供の放置は少ないようであつた。しかし、小学校では子供だけが家にいると不明を併せると六四パーセントに達しており、中学校では家で自習と不明で八九パーセントとなり、家にいる、自習というのは放置と等しいものである。父子世帯が困っていることでは、家事が最も多く、次いで子供の養育、経済上の問題であり、このへんが再婚を望む声となり、一六五人中の九三人が再婚の意志を示して、四〇歳代で四五人、三〇歳代で三四人、五〇歳代で九人、二〇歳代で五人となつていて、このうち六三人が離婚した父であつた。母子家庭に比べ、父子家庭は再婚を希望する人が多いのが特徴であり、家事は父子家庭を困らせていることが知られるものであつた。⁽⁵⁾

父子世帯実態調査結果（昭和五十年六月一日調査）

[illegible]

1147

苦小牧市の父 苦小牧市での父子家庭は昭和五十年（七五）に一八〇世帯、同五十四年（八〇）に二〇三世帯と子家庭の福祉 という数字が残っていた。その後本市の人口増加とともに増加の傾向を示しており、平成元年（八九）には三〇二世帯となっていたが、アンケート調査を繰り返し行なっているにもかかわらず、回答拒否もあってその実態が掴み切れないのも事実であった。

本市での父子世帯に対する福祉援護施策は、市父子家庭ホームサービス事業として義務教育終了前の児童と父のみの世帯に週二日、一日三時間程度奉仕員を派遣し必要な日常生活の世話をしている。北海道母子家庭・寡婦及び父子家庭奉仕員派遣事業として、母子及び父子家庭の母若しくは児童や寡婦等の一時的な病気、父子家庭でその父が冠婚葬祭等へ出席のため、日常生活を営むのに支障がある場合などに家庭奉仕員を派遣し必要な介護及び保育等を行っている。一日（八時間以内）または半日単位とし、期間は五日程度で、いずれも利用者の負担はなかった。

平成九年（九七）八月一日現在の苦小牧市における父子世帯となった原因調査では、死別が二六人で全体の二五・七パーセント、離婚が七二人で七一・三パーセント、その他が三人の三・〇パーセントであった。また、扶養する子どもの数では一人が四〇世帯で全体の三九・六パーセント、二人が四七世帯で四六・五パーセント、三人は一〇世帯で九・九パーセント、四人以上が四世帯で四パーセントであった。さらに子どもの年齢調査では幼児が二〇人で全体の一〇・九パーセント、小学生が四四人で二四・一パーセント、中学生が五七人で三一・一パーセント、義務教育終了は六二人の三三・九パーセントで一〇一世帯の計一八三人という結果であった。⁶⁾

注(1) 『現行法規総覧 27 厚生(2)』平成十一年十月加除分 第一法規出版

(2) 『苦小牧市福祉概要』平成十年度版 苦小牧市保健福祉部、苦小牧市社会福祉協議会

(3) 『創立四〇周年記念誌』年輪』 平成二年 財団法人苦小牧母子の会

(4) 『苦小牧民報』 昭和五十三年十一月二十日号 苦小牧民報社

(5) 『苦小牧市父子世帯実態調査報告書』 昭和五十年 苦小牧市福祉事務所

(6) 『苦小牧市福祉概要』 平成十度年版 苦小牧市保健福祉部・苦小牧市社会福祉協議会

第五節 生活保護

一、苦小牧市における生活保護の現状

生活保護 生活保護制度は憲法第二十五条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」を、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

苦小牧市では国の委任事務として保健福祉部保護課において事務を行い、保護の実施については社会福祉主事(ケー・スワーカー)が各々の地区を分担し、民生委員の協力を得ながら、被保護世帯に対する生活相談、自立助長のための指導などに当たっている。

扶助には、①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④医療扶助、⑤生業扶助、⑥出産扶助、⑦葬祭扶助の七種類のほかに、特別に(冬季薪炭費、施設事務費)があり、二種類以上の扶助を同時に受ける場合を併給、医療扶助のみを

受ける場合を単給と呼んでいる。本市での生活保護の相談件数は年間六〇〇件以上あり、このうち二五〇件前後が保護申請を行なっていた。次に扶助別金額についてみると、①生活扶助では昭和五十年（七五）に三億八、五一八万円（四二・四％）であつたものが、平成九年度（九七）には約四・四倍の一六億七、〇五九万円（三五・六％）となり、②住宅扶助では昭和五十年（四九）が四、九三五万円（五・四％）であつたものが、平成九年度には約六・八倍の三億三、八八七万円（七・二％）となり、③教育扶助では昭和五十年（四九）に一、九七一万円（二・二％）であつたものが、平成九年度には約一・八倍の三、五七七万円（〇・八％）になり、④医療扶助では昭和五十年（四九）に四億二、〇八六万円（四六・四％）であつたが、平成九年度には約六・二倍の二六億三、二六三万円（五六・一％）、⑤生業扶助等その他では昭和五十年（四九）に三、二四九万円（三・六％）であつたが、平成九年度には一、五九九万円（〇・三％）で金額的にはこれだけが減少していた。医療扶助が最も多く四二パーセントから五六パーセントとなり、次いで生活扶助の四六パーセントから三五パーセントになり、時代とともに医療扶助の占める割合が多くなつていた。¹

苦小牧市の生活保護状況は、昭和五十年（四九）に八三四世帯・一、九二五人・扶助費九億七六一万円であつたが、平成十年度（九八）には一、八一五世帯・二、八六四人・扶助費五〇億九、五二三万円となり、世帯において二・一七倍、人数において一・四八倍であつたが、扶助費においては実に五・六一倍に跳ね上がつてゐるのである。

苦小牧市の生活保護の推移（保護率とは総人口一、〇〇〇人に対する保護人員）

年 度	世帯数	人 員	扶 助 費	一 人 当	一世帯当り	保 護 率(%)
昭和50年度	八三四	一九三五	九〇七・六一〇	四七・二四八六	一、〇八八・二六一	一九六
52年度	一、〇一六	二一、三三三	一、三三七・三〇六	五七五・六一五	一、三二六・〇六五	一九九
53年度	一、〇五五	二一、三四一	一、五八七・五〇〇	六八〇・一一二	一、五〇九・三九五	二〇・一
			全 国	全 国		全 国

	昭和54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	一、〇六九	一、一〇二	一、一〇六	一、二九八	一、三三三	一、四三九	一、四九八	一、五二八	一、五五七	一、四七五	一、四四一	一、四一〇	一、三六六	一、三四七	一、四〇〇	一、四九五	一、五八八	一、六六四	一、七〇一	一、八二五
	二、三三〇	二、三三八	二、五五二	二、七四六	二、七七五	三、〇一九	三、〇五七	三、〇四一	三、〇七八	二、七八六	二、六五三	二、五〇六	二、二五九	二、一五四	二、二七四	二、四二五	二、五九一	二、六八〇	二、七〇八	二、八六四
	一、七三二、一八六	一、八四一、七四四	一、一一〇、一六五	二、五三〇、五四	二、五四六、四一〇	二、七三三、八一	三、一三三、六〇四	三、一三三、四五一	三、二七一、七八五	三、一三五、九〇三	三、一四六、七九〇	三、一四六、〇一八	三、二五二、四〇三	三、三三六、五五七	三、四一六、七七五	三、六三七、五一九	四、三五一、四三九	四、三七九、四四八	四、六九三、八六五	五、〇九五、二二七
	七四三、九二八	七八七、七四四	八六八、八六七	九二一、五三〇	九一七、六三五	九〇五、五三五	一、〇四七、三二	一、〇二六、七五四	一、〇六二、九五八	一、一五五、九三	一、一四三、九〇九	一、一五五、三九四	一、一三七、八七二	一、四三三、五九七	一、五三三、五四〇	一、四九三、八四七	一、六七九、八三〇	一、六三四、二二	一、七三三、三三三	一、七七九、〇六三
	一、六一九、二七〇	一、六七二、二七五	一、七四九、七三二	一、九四九、五五六	一、九二四、七二四	一、八九九、七九九	一、〇九一、一九一	一、〇五六、九五	一、一〇一、三三九	一、一五六、〇三六	一、一〇六、〇三二	一、一三三、二二八	一、三八〇、九六九	一、四〇二、七八九	一、四四〇、五五四	一、四三三、一二三	一、七四〇、八三一	一、六三三、八八〇	一、七五九、四七四	一、八〇七、二九三
	一五七	一五五	一六六	一七七	一七七	一九一	一九二	一九一	一九四	一七五	一六六	一五六	一四六	一三七	一三七	一四五	一五三	一五七	一五八	一六六
	二二九	一九七	二〇〇	二〇六	二一五	二二七	二三一	二二五	二〇六	二一三	二〇四	一九二	一七九	一七三	一六七	一六五	一六四	一五九	一五六	一六五
	二・三	二・二	二・二	二・三	二・三	二・二	二・一	二・一	二・四	二・六	二・八	二・八	二・六	二・二	二・一	二・一	二・〇	二・一	二・一	二・三

『苫小牧市統計書』 各年 苫小牧市企画調整部企画課

生活保護世帯の世 本市における類型別生活保護世帯をみると、昭和五十年代（七五）には病気になる働けな
 帯類型別数の変化 くなったり、身体や精神に異常を覚えた人たちが最も多く、全体の四四パーセントを占めるも
 のであったが、平成年間（八九）に入ると、高齢者社会の到来もあつて、高齢者世帯の増加が目立つようになった。
 この高齢者世帯は核家族化、高齢者だけや一人暮らしのお年寄りが増えたことによるもので、昭和五十三年（七八）

苦小牧市史（追補編）

に二五パーセントであつたものが、平成元年（八九）には三〇パーセントを超え、同九年（九七）には四〇パーセントを超えるに至り、正しく高齢化社会を迎えたのである。

一方、母子世帯についてはその初期には四四パーセントを占めるものであつたが、女性の社会進出、雇用の拡大に伴い、同九年には一七パーセントと驚異的な減少をみている。

傷病障害者世帯は三三パーセントから四四パーセントの間を行き来しており、近年は障害者福祉の充実もあつて三七パーセントまで減少をみている。^②

苦小牧市の類型別生活保護世帯の推移

（単位人・％）

年 度	世 高 齢 者	世 母 子	世 傷 病 障 害 者	世 そ の 他	世 計
	世 帯 構 成 比	世 帯 構 成 比	世 帯 構 成 比	世 帯 構 成 比	世 帯 構 成 比
昭和53年度	二七・一	三八・四	四八・六	四七	一、〇八八
54年度	三〇・一	二六・一	四五・五	七七	一、〇九四
56年度	三二・四	二六・八	五〇・四	九二	一、二七六
57年度	三三・四	二五・五	五九	九一	一、三四三
58年度	三三・四	二六・七	五九	九二	一、三三三
59年度	三八・四	二六・七	五九	七五	一、四三九
60年度	四一九	二八〇	五九	七〇	一、四九八
61年度	四四四	二九二	五三・三	七四	一、五二八
62年度	四四四	二九二	五四・四	七八	一、五五七
63年度	四四一	二九九	五六・三	九四	一、四七五
平成元年	四四九	三一九	五八・三	七三	一、四四一
3年度	四六八	三四三	五七・三	五三	一、三六六
4年度	四九三	三六六	五四・九	五七	一、三四七
5年度	五一九	三七一	五八・一	五九	一、四〇〇

平成6年度	7年度	8年度	9年度
五五九	六一〇	六五四	六八三
三七四	三八四	三九三	四〇・二
二六七	二七四	二九三	二九一
一七九	一七三	一七六	一七一
五八三	六〇八	六二七	六三二
三九〇	三八三	三七・一	三七・一
八六	九六	一〇〇	九六
五七	六〇	六〇	五九
一、四九五	一、五八八	一、六六四	一、七〇一
一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

注(1) 『苦小牧市福祉概要』(昭和五十二年度版、平成十年度版) 苦小牧市福祉事務所、苦小牧市保健福祉部、苦小牧市社会福祉協

議会

(2) 『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課

第二章 衛生と医療

第一節 衛生

一、清掃事業

近年における 苦小牧市は昭和四十八年（一九七三）六月から市内王子町の王子中部社宅と糸井鉄北の二地区ゴミ収集の変遷 をモデルにゴミの分別収集を始めた。市内で一日に排出されるゴミの量は一〇〇〇一五〇トンで、このうち一般家庭のゴミは糸井の清掃センターで焼却、商店や事業所など多量に排出されるゴミは、柏原の処理場に埋め立てられていた。

ところで焼却炉を傷めるプラスチック、ビニール類は同四十五年（七〇）の調査で全体の四〇五パーセントだったが、同四十八年（七三）二月の調査では七・三パーセントに伸びていることが分かった。これは主として食品容器がプラスチックやビニール類に代わってきたためであった。そこで市は「燃えるゴミ」と「燃やせないゴミ」に分別してテストとして実施に踏み切ったのである。⁽¹⁾

この分別収集が予想以上に成果を挙げたため、同四十九年（七四）十月から分別収集地区を拡大して実施した。さらに同五十年（七五）十月から全市的に分別地区を拡大し、清潔なまちづくりへ向けて「燃やせないゴミ」と「燃や

せるゴミ」に分けて収集し、これまで問題になっていた不燃物、ゴミの増大に伴うゴミ焼却の効率がより良くなると期待が寄せられた。

市は昭和四十四年（六九）から一般家庭の排出ゴミ手数料の無料化を実施、クラフト紙を原料とした「紙袋」を市の指定ゴミ袋として市民に斡旋してきたが、同四十八年（七三）夏以来の紙不足と、さらに追い打ちをかけてのオイルショックから紙不足が深刻な状態になり、製品単価が急騰、従前価格の一枚一三元ではまかないきれなくなってしまった。このため市では同四十九年（七四）四月に紙から製造コストの安いポリエチレン製のゴミ袋に切り替えた。このポリ袋は社会福祉法人・緑星の里が機能回復訓練を兼ねて授産事業として作られたもので、ポリ袋（一〇枚入り一三〇円）が販売された。

一方、テレビ、ラジオ、冷蔵庫、マットレス、石油ストーブなど一般家庭から出される使用不能となった大型ゴミの収集が同四十九年十二月から始まった。市が購入したクリーン付き大型ダンプカーによる大型ゴミ専用収集車が威力を発揮して能率アップが図られた。家庭から出される大型ゴミは、春、秋、冬の三回、市内八六〇カ所にステーションを設け収集していたのである。

しかし、収集期間が限られていることや、重い大型の荷物をステーションまで運ばなければならず、市民の間では不便さがあるとして収集回数を増やすよう強い要望が出されていた。このため市は、大型ゴミの収集方法を従来の「ステーション方式」から「臨戸方式」に切り替えることにした。市内を五つのブロックに分け、事前に電話で申し込んでもらい、収集日を決めて直接家庭まで取りに行く臨戸方式を導入し、同六十三年（八八）一月から新方式で収集を開始したのである。

市は平成元年度（八九）予算案で清掃事業を行っている車両に無線を積み、効率的なゴミ収集を行うことにした。

無線を積むのは予備を含めて二三台のゴミ収集車、五台のパトロール車、二台のトラックで、合わせて三〇台の清掃業務車両全車とした。地域ごとに決めたコースで回っていたが、ゴミの出方のバラつきや収集車の収容力などで非能率的な部分があり、これらが無線連絡で弾力的に配車することでカバーすることになった。

市内で家庭から出るゴミの量は平成二年（九〇）二月現在で、この五年間、人口がほぼ横ばいであるのに対し、ゴミは一〇パーセントの伸びを見せた。特に目立って増えたのは紙類、プラスチック類などで活発なマイホーム建設によるものが増加の要因となった。

また、以前は廃品回収業者が古紙や空き瓶など再利用できる有価物を回収していたが、近年になって安い外国の製品が輸入され、古紙価格が値下がりしていることから、業者も回収を控えるようになってしまった。このことがゴミ増加の一因ともなった。

市内では住宅の増加に伴い、同二年二月末のゴミステーション数は五、〇四一カ所となり前年に比べ八〇カ所も増えた。これはほぼ一世代に一カ所の割合であった。カラスやネコにゴミを荒らされるのを防ぐために設置している防護ネットも、要望が多く毎年四、五〇〇カ所の設置がされてきた。現在は約五、五〇〇カ所のステーションに可燃物と不燃物に分けた分別収集体制を実施し、ビニール袋などに入れて持ち出すステーション方式が定着している。

家庭から引越し等で一時的に一五〇リットル以上のゴミを排出する場合は、一般廃棄物処理業者に依頼するよう指導、収集運搬手数料は三〇リット



ゴミを収集する清掃車

ル（容量により難しい場合は一〇キログラム）につき二五円であった。また、事業所や商店等で出る事業系ゴミは一日平均三〇リットル以上のゴミを排出する場合は、事業者責任として事業者自ら処理するか、または一般廃棄物処理業者（本市の許可業者）に処理させるように指導している。

平成九年（九七）四月から施行された「容器包装リサイクル法」に伴い、苦小牧市が推奨する新しいゴミ袋は燃えるゴミ用（半透明）、燃えないゴミ用（同）、空き瓶・空き缶用（透明）の三種類が発売された。リサイクル法は、瓶、缶、ペットボトル、プラスチックなどのあらゆる容器や包装の廃棄物を市町村が分別収集し、事業者が再生利用することを義務づけた法律であった。

市でも新法施行に伴う独自の「分別収集計画」を策定し、従来の一般廃棄物については可燃物、不燃物、大型ゴミ、乾電池に分けて市民に協力を求めていたが、さらに瓶、缶、紙パックについても分別し、同年七月から本格実施に踏み切った。新しいゴミ袋は空き瓶、空き缶用が無色、燃えるゴミ用が黄色、燃えないゴミ用が青色の三種類となった。このことにより従来の黒いゴミ袋はステーションから姿を消した。

苦小牧市が糸井清掃センター敷地内に建設を進めていた瓶、缶選別施設が同九年（九七）七月から本格稼働を開始した。これは容器包装リサイクル法に伴い、家庭や事業所から分別、排出されるアルミ缶、スチール缶、瓶の資源ゴミに対応するための施設でプレハブ造り平屋建て、延べ三二六平方メートルで、処理能力は一時間当たり瓶で二トン、スチール缶で七〇〇キログラム、アルミ缶で三〇〇キログラムとなり、機械、設備はすべてリース契約で総事業費は約八、〇〇〇万円であった。

苦小牧市は同十年（九八）十月一日から胆振・日高管内では初の空き缶等の「ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例」をスタートさせた。条例の適用エリアを市全域とし、中でも中心街の一区と二区、音羽、双葉、花

園、啓北の六町内会を「美化促進地域」に指定、指定町内会に推進委員を置き、空き缶、たばこの投げ捨ての監視や回収などモデル的な活動に取り組んでもらうことにした。条例施行は道内では函館、旭川、石狩に続き四番目となった。

苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成10年7月7日 条例第17号）

（目的）

第1条 この条例は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する責務を明らかにするとともに、ばい捨ての禁止並びに美化促進地域の指定及び当該地域における空き缶等の回収等について定めることにより、清潔で美しい街づくりを促進し、快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 飲料等を収納していた缶、瓶その他の容器又はたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これに類するものをいう。

(2) ばい捨て 空き缶等をみだりに投棄することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、事業者及び市民等（市民、市内に滞在する者及び市内を通過する者）をいう。以下同じ。）に対して意識の啓発を図るものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるとともに、

市の施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、屋外で生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下容器という。）等に適切に収納し、空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

（ばい捨ての禁止）

第6条 何人も、空き缶等のばい捨てをしてはならない。

（美化促進地域）

第7条 市長は、第1条の目的を達成するため必要と認めたときは、美化促進地域を指定し、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行なうものとする。

（美化推進員）

第8条 市長は、美化推進地域に美化推進員を置き、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する意識の啓発、空き缶等の散乱の状況を調査その他必要な事項を委嘱することができる。

2 美化推進員は、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、美化推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

（空き缶等の回収）

第9条 美化促進地域において、自動販売機により飲料を販売する者（以下「販売者」という。）は、当該自動販売機の設置箇所の状

況等に応じて、空き缶等の回収容器の設置その他のばい捨てを防止するための適当な措置を講じなければならない。

2 販売業者は、空き缶等を回収したときは、当該空き缶を自らの責任において適性に処理しなければならない。この場合において、販売業者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(指導)

第10条 市長は販売業者が前条第1項に違反して同項の措置を講じていず、又は同条第2項の規定に違反して回収した空き缶を適正に処理していないと認めるときは、当該販売者に対し、必要な指導をすることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 市長は、第7条第1項の指定又は前条の指導をするため必要があると認めるときは、販売業者に対し必要な報告を求め、又は市長の指定する職員に、空き缶等が散乱し、若しくは自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関する必要事項は規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日（平成10年10月1日）から施行する。

『苦小牧市例規類集 2』平成十一年十一月加除分 苦小牧市

市は平成十年（九八）十一月から家庭ゴミの収集体制を大幅に変更した。缶、瓶、紙パックの資源物回収は従来の月一回から二回へと増やし、可燃物は土曜日収集を廃止し一部地域で収集日を変更した。この変更は職員の週休二日

苦小牧市史（追補編）

制導入による土曜日収集の廃止、資源リサイクルの強化、沼ノ端の新焼却炉稼働に伴う効果的収集がその背景にあった。

ゴミ収集の一部民間委託をめぐり労使の間で断続的に交渉を進めてきたが、平成十年（九八）七月に話し合いがまとまり妥結した。このことにより中心市街地（一六町）のゴミ収集業務全般のほか、瓶、缶など資源ゴミの収集業務が民間に委託されることになった。^②

そして同年十一月一日から民間委託を導入した。このことにより市環境衛生部清掃課の収集業務部門（正職員六八人）の人員体制を削減し、ゴミ減量化、環境対策など指導部門の人員をその分強化させることになった。

苦小牧市のゴミ処理の推移

年 度	稼働日数	総 数	計 埋	直 営	委 託	立 他	計 焼	直 営	委 託	却 他	一日平均
	(日)	(ト)				(ト)				(ト)	(ト)
昭和54年度	二七六〇	七八八二	四九三二四	一三、一一一		三八一九三	二九五〇七	二六七二五		二、九六二	二七六
55年度	二七六〇	八一、三八八	五〇、二八五	一一、五九三		三八六九二	三一、一〇三	二八二七八		二、八五	二七六
56年度	二七四〇	八八〇七三	五七、三三三	一一、二六三		四六、〇九〇	三〇、七二〇	二八一九九		二、五二一	二七四
57年度	二七六〇	一一三、八九三	八、一二八	一四、〇二〇		六八、二〇八	三一、六六五	二八七八二		二、八八三	二七六
58年度	二七五〇	一二五、三五	八六、八四九	七、五一七		七九、三三二	三八、四七六	三四、四五一		四、〇二五	四五六
59年度	二七四五	一〇七、八〇〇	六、五八二	五、五六八		五六、〇〇四	四六、二二八	三六、七九八		九、四二〇	三九三
60年度	二七三五	七七八二八	三〇、九〇八	五、三一九		二五、五八〇	四七、八二〇	三六、五四九		一、二七一	二八八
61年度	二七四五	七、二七七	二、〇五八	五、六一九		一五、四三九	五一、三二九	三八、二六八		一、三〇五一	二六四
62年度	二七六〇	七三、四四	一九、〇二四	五、五〇七		一三、五二七	五四、三九〇	四〇、五三二		一、三八五八	二六六
63年度	二七三〇	六九、二二七	一二、四一一	五、九三二		六四、八八九	五八、八〇六	四一、二二五		一、五五九一	二五四
平成元年度	二七七〇	六八、五五六	一〇、〇七四	六、〇二九		四〇、四五	五八、四八二	四一、五〇五		一、六九七七	二四七
2年度	二七四五	七、五五四	一、四九五	六、五〇九		四九、八六	六〇、〇四九	四一、六三三		一、八四一六	二六一
3年度	二七七〇	八八、〇一七	二四、七六〇	六、八八九		一七、八七一	六三、二五七	四二、二四〇		二、〇一七	三二八

平成4年度	一七五五	九三、一六五	二六、八二三	七五七九	一九三三四	六六、三五一	四三、一八一	一三、一七一	三三八
5年度	二七九〇	九七、〇七一	二九、四六六	八一五九	二二、二六八	六七、六〇五	四四、三一一	二二、二九四	三四八
6年度	二七四〇	九七、五〇五	二九、二二七	八二二五	二二、〇二二	六八、二七八	四三、四二三	二四、八六五	三五六
7年度	二七五五	一〇、一三八	三〇、七二八	八、一八五	二二、五四三	七〇、五一〇	四三、一五二	二七、三五八	三六七
8年度	二七〇五	一〇、二八六	三一、四六七	八、四七八	二二、九八九	七一、三四九	四三、四九六	二七、八五三	三八〇
9年度	二七二五	九六、一六四	二六、九八三	七〇六二	一九九二	六九、一八一	四一、八九七	二七、二八四	三四九
10年度	二六四〇	九二、九七四	二七、二六九	六五五	二〇、八三二	六六、三四五	三八、七五六	一、九七五	二六三

『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課

柏原と沼ノ端 柏原のゴミ処分場は当初産業廃棄物処分場として造成されたが、昭和五十九年（八四）九月の市埋立処分場 議会で一般廃棄物が不法に埋め立てられていると問題になり、同六十年（八五）に急遽市単費事業で一万四〇〇平方メートルを造成して急場をしのいだ。

同六十一年度（八六）は国、道の事業補助も得られて柏原の一般廃棄物処分場三ブロック分三万三、九二〇平方メートルの埋め立て地を造成することになった。埋め立て地にはビニールシートを敷き汚水の地下浸透を防止する一方、汚水はポンプでくみ上げ、同処分場から沼ノ端市街地の下水道管まで管で結び、最終的には勇払終末処理場で下水と一緒に処理することとした。

同処分場の第二期工事が同六十二年（八七）三月に完成した。埋め立て能力は平成六年（九四）まで見込み、ゴミの総量二四万立方メートルであった。

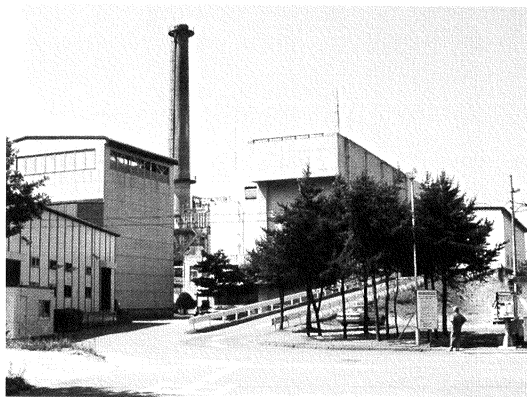
市は昭和六十三年（八八）六月から十一月まで柏原ゴミ処分場を日曜日にも開放し、不燃物の受け入れを開始した。これは市民の要望にこたえてサービス向上の観点から実施を決めたものであった。柏原処分場の受け付けゴミは不燃物に限り可能で、夏場の各種工事に伴う不燃物の日曜処理ができるようになり市民に歓迎された。

民間の産業廃棄物処理場（六カ所）の増加で苦小牧市の柏原処分場の受け入れる産業廃棄物が激減した。受け入れを始めた昭和五十九年（八四）は約一万五、〇〇〇トン、同六十年（八五）は一万八、〇〇〇トン、同六十一、同六十二年（八六、八七）は一万一、〇〇〇トン、同六十三年（八八）には三、九〇〇トン、平成元年（八九）にはわずか一、九〇〇トンで好景気、建築ブームの中で初年度の三〇分の一以下になった。市は昭和六十年十月から一トン当たり一、五〇〇円を徴収する「有料化」に踏み切ったのが激減の原因とみられた。市の有料化にあわせ民間処理場の増加が減少傾向の固定化につながったのである。³⁾

平成二年度（九〇）の柏原処分場に搬入されたゴミは市直営回収分が六、五〇九トン、許可業者搬入分一、五一九トンなど計八、七〇三トンで前年比七・五四パーセントの増となった。また、処分場に持ち込まれた産業廃棄物は二、七九一トンと前年比四〇・九五パーセントの激増となった。民間処分場の増加で市が扱う産業廃棄物は数年来、急激に減少していたが、同二年度は民間処分場への行政処分が相次いだこともあり、市への持ち込みが増えた要因となった。

市は同八年度（九六）から三カ年で沼ノ端二番地の新ゴミ処理施設地内に沼ノ端埋立処分場を建設した。新処分場は敷地面積約一〇万平方メートル、埋立面積約四万平方メートル、埋立容量約二〇万立方メートル、埋立期間を平成十一年度（九九）から同二十四年度（二〇一二）とした。

新処分場は糸井清掃センター並びに沼ノ端クリーンセンターから排出される焼却塵灰と飛灰処理固化物の専用埋立処分施設で、総事業費約八億九、四三六万円をかけサンドイッチ埋立方式（セル方式併用）で地下水汚染を防止するとともに、地下水の常時監視を行い、処分場からの浸出水は最新の技術を取り入れた施設で、公害の未然防止に万全を期した施設となった。⁴⁾



糸井清掃センター

糸井清掃 センター 糸井清掃センター一号炉は昭和四十七年（七二）八月、糸井四〇二番地に六億一、二四一万円の工事をかけ鉄筋コンクリート鉄骨造り地下二階、地上四階、延べ面積一、九六五平方メートル、焼却装置デ・ロール式可変速揺動階段火格子が完成、一日焼却能力一五〇トンで稼働した。

本市の人口増から一号焼却炉の処理能力が限界に近づいたことから同五十五年（八〇）七月に新焼却炉の建設に着手したが、同二号炉は同五十七年（八二）八月、総工費二三億二、七八一万円をかけ地下一階、地上六階の鉄筋コンクリート鉄骨造り、延べ面積二、八三七平方メートル、一日焼却能力二〇〇トンが完成した。

二号炉の最大の特徴はゴミを燃やした時に発生する余熱（蒸気）を利用した発電で最大能力は七五〇キロワット、当面の必要電力は五〇〇キロワットで、そのうち一四〇キロワットを北電から購入し、残り三六〇キロワットを自賄いするが、それでも年間六、〇〇〇万円電気料金を節約できるものであった。道内では札幌市の厚別、篠路両焼却場に次いで三カ所目のゴミ発電施設となった。

清掃センターに搬入されるゴミに占めるプラスチック類の比率（比重）が増加していることが平成二年（九〇）七月の定期分析で分かった。惣菜類のパック、トレイ包装の増加が主な原因で、焼却炉の冷やし役となる食品クズ（厨芥）は逆に減少、季節によっては高温で焼却炉を傷める心配もあり、燃やせるゴミの中に混じる、燃やせないゴミの量も増えていることが明らかになった。市はビニール以外のトレイ類を同五十九年（八四）から燃やせるゴ

ミとして受け入れ始めていた。

稼働から二十年近くも経過した同センターの一号炉は、あちこちで腐食が目立ち焼却炉の改修工事が平成三年（九一）十一月に総工費約五、八〇〇万円をかけて行なわれた。改修の主体はガス冷却塔設備、風洞設備、電気集じん設備、炉内の温度の上昇を抑えるガス冷却塔は、内側の耐火材が脱落して水もれし一部改修したほか、送風パイプを増設するなどの部分補修も行った。

市と許可業者が回収し、焼却などの処分を行った同四年度（九二）のゴミの排出総量は九万三、一六五トンで前年比五・八パーセント増え、四年連続で前の年を上回った。家庭系のゴミを主に回収している市直営分も人口増に伴い着実に伸びをみせているが、伸び率としては許可業者に処理を委託する事業系ゴミの方が大きいウエートを占めた。これは過去数年來、苫小牧市内での急速な事業所数の増加に伴って、排出されるゴミも確実に増え総量を押し上げる要因となった。

同六年（九四）八月の市直営収集と許可業者の収集を合わせたゴミの総排出量は八、二四九トンで前年同月比一〇・七パーセント増となり前年の伸び率を大きく上回った。可燃物を扱う糸井清掃センターは二号焼却炉だけでは処理に対応できず予備炉の一号炉を初めて並行運転させた。

沼ノ端クリー 苫小牧市は沼ノ端で平成八年度（九六）に着工する新ゴミ焼却施設の建設基本設計の概要を同七
ンセンター 年（九五）十一月にまとめた。これによると施設には日量一〇五トンの焼却炉を二基設けるほか、捨てられた家具や自転車などを修理して市民に提供するといった「リサイクルプラザ」を併設させ、廃棄物処理の機能に加えてゴミの減量や資源の再利用を市民に啓発する拠点施設とするというものであった。

同施設の沼ノ端建設について選定理由、環境保全対策などを沼ノ端三町内会（南、中央、北栄）の住民説明会を同

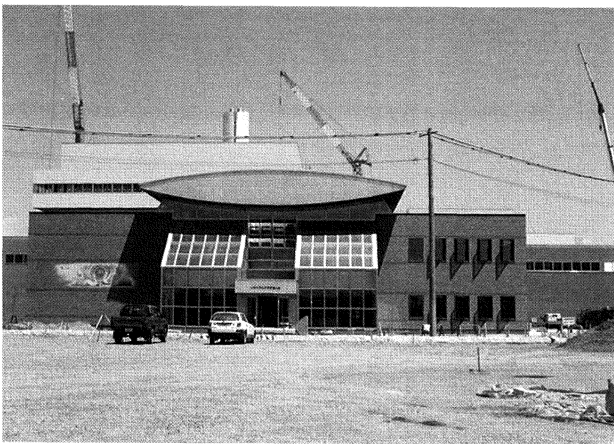
六年（九四）八月以降、再三再四にわたって開かれ住民の理解と合意を得る努力が続けられた。そして三町内会は平成七年（九五）四月、施設建設を認める同意書を市に提出、合意に達した。

沼ノ端の新ゴミ処理施設が同八年（九六）七月、建設工事に着手した。総事業費一六九億円が見込まれ過去最大規模の事業となった。敷地一六・二ヘクタール内に焼却・破碎工場棟を中核施設にリサイクルプラザ・管理棟、焼却塵灰埋立処分場、浸出水処理施設、収集管理事務所をそれぞれ配置することになった。

新ゴミ処理施設の建設工事安全祈願祭が同八年（九六）十二月三日沼ノ端二番地の現地で行われた。中核となる焼却・破碎工場棟は鉄筋コンクリート一部鉄骨造りで地下一階地上五階建て、延べ一万八、〇〇〇平方メートル焼却炉二基のほか、排ガス処理に塩化水素除去施設（乾式）と、ろ過式集じん機であるバグフィルターを採用し、日量七五トンの処理能力を持つ粗大ゴミ破碎機を設置することにした。

このほか敷地内にはリサイクルプラザ・管理棟、鉄筋コンクリート造り二階建て、延べ二、二〇〇平方メートルを建設、焼却灰薬剤処理した集塵灰を埋め立てる一〇ヘクタールの焼却灰の埋め立て処分場などが造成されることになった。施工は日本鋼管・清水建設・丸彦渡辺建設共同企業体であった。

ゴミ減量と再資源化の拠点となるリサイクルプラザが平成十年



沼ノ端クリーンセンター

（九八）八月に完成した。一階にはリサイクル製品の展示やイベントを開催でき、二階まで吹き抜けのエントランスホールを開設した。大型ゴミの再生可能な家庭の不用品を修理し、市民に提供する修理・展示コーナーも設置された。さらに、体験学習コーナー三室、環境情報コーナー、リサイクル相談コーナーが設けられ、二階には、施設見学者の説明会や講演会などに利用できる約二〇〇人収容の大会議室のほか、小会議室、研修室が新設された。

ゴミの収集から処分、リサイクルまで一貫して行われる複合型施設が沼ノ端に完成、平成十一年（九九）四月一日にオープンした。焼却・破碎施設「沼ノ端クリーンセンター」、水処理施設、埋め立て処分場、リサイクル施設「リサイクルプラザ苦小牧」が清掃管理事務所、収集車庫を備え、全国でも先駆的な処分場となった。⁵⁾

ダイオキシンの 国は平成九年（九七）十二月に「大気汚染防止法」の改正を行い、同十四年（二〇〇二）十一月までにダイオキシン制御の施設改善を行うことにした。特にゴミ焼却炉から出るダイオキシンは人体に与える影響が大きいとし、五年間の猶予期間において一ナノグラム以下に抑えようとするものである。

苦小牧市は糸井の清掃センターの義務づけされたダイオキシン抑制の施設改善の一環として、同十年（九八）五月、総投資額二〇億円を見込み改善内容の方向性を固めた。同センターの一号焼却炉、二号焼却炉のダイオキシン発生濃度調査を二月と三月に実施した。測定結果のまとめによると国が新たに定めた規制値を上回る状態が続いていた。

市では一号焼却炉は耐用年数を過ぎていたので廃炉とする方針を決定、施設改善は二号焼却炉を対象とした。一号炉は二・四ナノグラム、二号炉で二・三ナノグラムを記録し、基準とされる一ナノグラムを大幅に上回った。ゴミ処理問題は多くの市町村のかかえる大きな課題となっており、苦小牧市においても新処理場の建設、旧施設の改善に取り組むことになった。

注(1) 『室蘭民報』 昭和四十八年五月三十一日号 室蘭民報社

(2) 『新聞切抜綴―衛生問題・廃棄物②』 平成三年～同十二年 苫小牧市史編集事務局編

(3) 『苫小牧民報』 昭和六十年十月一日号 苫小牧民報社

(4)(5) 『苫小牧市新ごみ処理施設の概要』 平成十一年 苫小牧市

二、産業廃棄物

産業廃棄物

処理施設 苫小牧では初めての産業廃棄物処理施設が昭和五十年(一九七五)十一月に着手された。これは日

埋め立て区域は真小牧地先(真砂町)で沖出三〇〇メートル、東西に八〇〇メートルで、面積は約二一萬平方メートル、埋め立て容量は約二四〇萬立方メートルで、埋め立て完了後はアルミの出荷、集荷センターを建設するほか、スポーツ施設も建設する計画になっていた。

この処理施設は九年間で完成させ、年間三一万トンの赤泥を処理するなど、海岸埋め立てはユニークな発想であっただけに関心を集めた。日軽金が苫小牧に進出したのは同四十三年(六八)であったが、海洋汚染問題で赤泥の海洋投棄を断念、工場敷地内にポンドを設置、陸上処理をしていたが限界に達していた。

このため海岸埋め立て作業を進め同五十二年(七七)九月末に完成、十月一日から産業廃棄物赤泥の投入を開始した。同工場としては苫小牧に進出以来の大きな悩みが解消されたが、アルミナ製造の中止で計画された施設などは見送りとなった。

苫小牧市の新しい廃棄物埋め立て処分場は昭和五十二年（七七）四月から従来の処分場の北側に移設された。それまでの柏原処分場は同四十四年（六九）から使用されており、当初の民有地が苫東工業基地関連で道企業局に売却されて、年度更新で苫小牧市が用地を借用してきた。しかし、その後この処分場も第三セクターに売却されることになり、市は別の土地に処分場を求めた。

この結果、柏原一三番地の民有地の一五万五、七四八平方メートルを借用し新処分場とした。新処分場は向こう一〇年間使用の見通しで総事業費約六億円を投入することになった。

ところが新処分場建設に対して環境衛生上の問題から植苗地区住民の強い反対が強まる中、合意が得られず同五十三年（七八）八月の時点で凍結の状態となった。四年間にわたって暗礁に乗り上げていた市の廃棄物埋め立て処分場の移転問題は同五十六年（八一）十月になって植苗町内会連合会（二八七戸）がカラスやネズミ等の防除措置を万全にする、不法投棄対策の実施など六項目の条件付きで柏原への移転を認めたことにより解決した。

同五十九年（八四）四月一日から供用が開始となった新廃棄物埋め立て処分場は、六月一日から有料化となった。

新処分場は柏原の国道234号とJR千歳線にはさまれた用地で、当面は第一ブロックの四万六、三〇〇平方メートルが使用され、排水管施設、フェンス、管理棟が設置された。

有料化は廃棄物一トン当たり一、五〇〇円で当初の方針通りのスタートとなったが、民間委託は労使間の決着がつかず多難な船出となった。公害発生のチェックや業務の民間委託をめぐる揺れていた柏原の処分場問題は同六十年（八五）九月二十五日、民間委託で業務を開始させる内容で市労使の合意が成立した。

市は柏原の産業廃棄物処分場の隣接地に一般廃棄物（燃えないゴミ）の処分場を造成していたが、同六十年（八五）八月になって植苗町内会連合会の地域住民は地元への了解もなく着工したことに約束違反であると反発、一般廃棄物の

投棄に反対し新たな難問が浮上した。市は早急に同処分場運営協議会を開き、管理運営のチェック体制などを含めて地元住民の合意を得て、一般廃棄物最終処分場は昭和六十年（八五）十月一日から民間委託で供用開始となった。

同処分場第二期工事が同六十二年（八七）三月に完成した。この埋め立て処分場は同六十年（八五）に完成したのに続いて、国の補助事業として進められ柏原地区三万三、九〇〇平方メートルを造成、ポンプ、管工事が行われた。総事業費は第一期分と合わせて三億七、〇〇〇万円であった。

苦小牧市議会本会議が平成元年（八九）六月二十六日に開かれ、柏原廃棄物処分場用地約一九・八ヘクタールを総額一三億二、四六〇万円で取得する計画に基づいた土地取得案と同案を盛った一般会計補正予算案を可決した。十二年もかかった同用地問題は市の計画が議会を通過して一応の決着をみた。

苦小牧市の廃棄物処理施設

- ・ 苦小牧市沼ノ端クリーンセンター 苦小牧市字沼ノ端二番地の二五
- ・ 苦小牧市糸井清掃センター 苦小牧市字糸井四〇二番地の四
- ・ 苦小牧市廃棄物埋立処理場 苦小牧市字柏原一三番地
- ・ 苦小牧市西町下水処理センター 苦小牧市元町三〇五〇三

（『苦小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則』 平成五年 苦小牧市）

産業廃棄物

苦小牧市内の産業廃棄物処理業者ホクハイが樽前に計画している有害物質も処分可能な最終処分場の建設に対し、建設地付近の住民や土地所有者が平成二年（九〇）三月、樽前有害産業廃棄物処分場建設反対の会を結成した。三月二十日同会は苦小牧市と苦小牧保健所、建設業者に対し処分場建設反対の要望書を提出した。

一方、苦小牧自然保護協会など自然保護団体は、市内樽前の樽前ガロー近く、に産業廃棄物処分場建設の計画を知り、反対運動を展開していくことを決めた。市では計画が浮上して以来、一貫して計画変更を業者側に求めた。

一方、市内美沢に産業廃棄物処分場の建設計画のホクハイの建設計画をめぐり、道で事前協議が行われ審査は最終段階を迎えた平成五年（九三）九月、建設に反対してきた植苗・美沢地区住民らと市側と異例の懇談会が開かれた。市が主催した会合には約五〇人の住民が出席した。

同社は「廃棄物処理法」に基づき、昨年十月に道に事前協議書を提出していた。この間、市では市の指導指針などから特別、支障はないとの意見を道に提出した。また、「美々川流域の自然と生活を守る会」ではこれまでに市に反対する一方、近隣の千歳市などからも一、二〇〇人の署名を集め、道に要望書を添えて提出していた。

沼ノ端地区の市政懇談会が十月二十七日に開かれ、鳥越市長は美沢地区で計画しているホクハイの産廃処分場建設について「美沢での計画は断念し、苦東へ建設することになるのでは」との見通しを説明した。^①

産業廃棄物処 苦小牧市は平成三年（九一）十二月一日から「産業廃棄物最終処分場設置に関する指導指針」の理の指導指針 運用、指導を強化した。これは昭和六十三年（八八）に道が定めている「産業廃棄物処理に関する指導指針」を基に苦小牧市の事情を加味し、強化した内容とした。

自然環境保全、住民の理解、美観などへの対応を具体的に示し、市との公害防止協定締結を義務付けた。道の指針に加えられた部分は、①目的で生活環境保全に加えて自然環境保全も考慮し、②設置者が事前に説明する町内会などへの距離は五〇〇メートルから一キロメートルに、③設置予定地の隣接土地所有者の相当数の同意、④設置予定地の条件で鳥獣特別保護地区、道と市の自然環境保全指定地区などを明確に掲げた、⑤処分場周囲に塀の設置など美観上の配慮、⑥借地の場合は土地所有者にも共同責任負担、⑦市との公害防止協定締結の義務付けなどの厳しい指導指針

となった。⁽²⁾

産業廃棄物減量　ゴミの減量化を研究し、あらゆる角度から提言や試案をまとめる「苫小牧市廃棄物減量等推進等推進審議会 審議会」（岩倉賢周会長・委員二〇人）が平成七年（九五）九月一日に発足した。この審議会は、市清掃課を事務局に一般公募の主婦や学識経験者、各種市民団体、事業所などの代表らで構成された。

ゴミ処理や分別徹底の在り方を審議してきた同審議会は同九年（九七）二月十四日、ゴミ減量の方策を盛り込んだ提言書を鳥越市長に手渡した。同審議会の意見を集約した提言書では、ゴミ問題の解決は地球環境問題や清潔なまちづくりを考える上で不可欠とし、廃棄物の減量に向けた具体的な方策を市に提言した。

その主な内容は、①市が減量の目標と方向性を示す、②分別徹底の市民PR、③ゴミ袋の透明化、④ステーション方式による資源回収、⑤事業者に対するゴミ減量計画の作成指導、⑥資源回収ボランティア活動への支援、⑦長期的展望に立ったゴミ処理施設整備などであった。⁽³⁾

一方、ゴミの収集有料化については、有料化によるゴミ減量効果は一時的にしか期待できず、慎重な議論が必要とした。同審議会は三月末で任期満了となった。

苫東の産業廃棄物処理施設　苫東工業基地開発連絡協議会（九者連）は平成六年（九四）四月、苫東工業地域内設置が課題と棄物処理施設　なっていた産業廃棄物処理施設に関する基本的な整備方針を決めた。場所は苫東臨海部の工業用地（B地区）で、最終処分用地と中間処理施設用地、合わせて八ヘクタールを確保、最大年間三万トンの処理能力を想定し、同地域内で発生する廃棄物の処理に影響のない範囲で、周辺市町で発生するものも受け入れ広範的な処理を行うというものであった。

苫東工業地域の産業処理施設の建設が同六年（九四）九月に始まった。これまで同地域内に処理施設がなかった苫

東にとつては不可欠な機能で、今後は地域内で処理できる体制が整った。建設に着手したのは産業廃棄物処理業者のホクハイ（本社苦小牧、植村憲重社長）で受け入れ能力は約六万五、〇〇〇立方メートルであった。

苦東工業地域に建設していたホクハイの産廃処理施設の最終処分場が平成六年（九四）十一月に完成した。一期工事で苦小牧東部石油備蓄苦小牧事業所に近い場所です第三セクターの苦小牧東部開発と賃貸契約を結んだ六ヘクタールの用地に最終処分場を建設した。受け入れ能力は、遮断型が五、〇〇〇立方メートル、管理型、安定型がそれぞれ約三万立方メートルの本格的操業を開始した。また、ホクハイは二期工事に着工したい意向を明らかにした。

苦東内で最終処分場を建設していたアビマス（本社苦小牧）の「苦東産業廃棄物処理センター」が同六年（九四）十二月に完成、十三日から稼働した。産廃処理センターは開発地域のC地区の道有地に建てられ、敷地面積は二ヘクタール、最終処分場は安定型で約一・三ヘクタール、最大三万立方メートルの埋め立てが可能となった。

産廃処理のホクハイは同九年（九七）三月、開発地域B地区で焼却施設や廃液濃縮装置などを盛り込んだ中間処理施設の起工式を行った。中間処理施設は開発地域内で進めている第三期計画で約一ヘクタールを利用した。すでに一期計画で最終処分場、二期計画でリサイクル研究所と管理施設などをそれぞれ整備を終えていた。

注（１）『苦小牧民報』平成五年一〇月二十八日号 苦小牧民報社

（２）『新聞切抜綴―衛生問題・廃棄物』昭和四十八年～平成十二年 苦小牧市史編集事務局編

（３）『苦小牧民報』平成九年二月十五日号 苦小牧民報社

三、墓地と火葬場

高丘霊園と 高丘霊園は緑ヶ丘公園と隣接する地区にあり、昭和三十七年（六二）十二月に整備され、近くに

高丘第二霊園 はハイキングコースが設けられ、新しいタイプの墓地として市民に親しまれてきた。全体の面積は二・四ヘクタールで、使用区画は七ヘクタール、六、一三〇区画であった。

分譲は同三十六年度（六一）から始められ、分散していた旧高丘、沼ノ端、錦岡、勇払、柏原、静川の合計六墓地を統合する形でスタートした。霊園内整備は同四十九年度（七四）も国庫補助を受け都市計画公園事業として総額約二、〇〇〇万円を投入して排水工事、舗装工事が行われた。しかしながら、年々膨れ上がる苫小牧市の人口の急増ぶりから飽和状態となり、第二霊園構想の着手に迫られた。

高丘霊園の使用料は同四十七年（七二）の分譲時点では一平方メートル当たりの基準使用料が四、二五〇円で一区画（四平方メートル）でも一万七、〇〇〇円で、これに墓地管理料を含めても二万一、〇〇〇円であった。しかし、同五十年（七五）の段階では一区画当たり三万八、〇〇〇円、管理料四、〇〇〇円を加えて四万二、〇〇〇円となった。さらに同五十一年（七六）には一気に六万五、〇〇〇円にまで跳ね上がった。

市では同三十六年度（六一）から進めてきた高丘霊園の整備も同五十四年度（七九）が最後となり、第二霊園の検討を始めた。同五十六年（八一）二月、土地所有者との話し合い、了解が得られたことから設計調査費として七、五〇〇万円を昭和五十七年度（八二）予算に盛り込んだ。

第二霊園計画は、現在の高丘霊園から約二キロメートル支笏湖寄りの森林公園北側の国道二七六号沿いで、人口三万人を想定し現高丘霊園の約二・一倍に当たる四五ヘクタールの用地を確保し、九、二八七区画を造成するという

ものであった。

新霊園「高丘第二霊園」計画は、昭和五十七年（八二）一月に建設大臣の認可が下り、さらに知事認可を得て同年六月から墓地造成工事に着手した。第二霊園は約六〇パーセントが緑地で、霊園センター、サブセンター、墓域センター、墓所地区センター、墓所区センターなど各サービス施設が随所に配備され、造成工事は四期に分けて行われ、全体の総事業費は約二八億三、〇〇〇万円で、うち一期分は二、三〇三区画で五億一、〇〇〇万円であった。

高丘の通称四マイル付近の第二霊園の一期分として同年七月、五五〇区画の墓地分譲を開始した。この第二霊園が完成すると九、二八七区画の墓地ができる。単年度完成ごとに墓地の分譲を行うことにし、一期分の一区画料金は使用料と永代管理料を合わせて一四万円であった。⁽¹⁾

高丘第二霊園の二期分分譲が平成二年（九〇）五月に行われた。分譲区画は六平方メートル（二一万円）一〇四区画、四平方メートル



高丘霊園



高丘第二霊園

ル（一四万円）が二八三区画で、前年度までに三、二九五区画が分譲済みとなった。市は平成四年度（九二）の第二霊園の墓地三三五区画を同年五月に分譲した。四平方メートル（一四万円）二七六区画、六平方メートル（二二万円）五九区画で市の予想を上回る応募があり、六平方メートル区画は競争率一・五倍の人気ぶりであった。

高丘霊園の整備事業として平成四年八月、これまでの二カ所のトイレを一カ所に統合して霊園のほぼ中央部に建築された。既存のトイレはいずれも老朽化が進み、水洗式でないこともあつて市民から不評をかっていたが、モダンなトイレが新築され面目を一新した。また、階段の手すりはすべての階段に設置され、墓所入口近くに雨水の排水溝も取り付けられた。総事業費は約一、九〇〇万円であつた。

市は同六年度（九四）から高丘第二霊園の三工区の造成工事を開始した。計画では同十二年度（二〇〇〇）までに一〇・四ヘクタールを造成し、二、七四〇区画の墓地を整備、毎年三九〇区画の墓地を分譲することにした。

墓地整備状況

高丘霊園 二一・四ha（六、一三〇区画）昭和三六～五五年度分譲済

高丘第二霊園 五一・三ha（九、六三六区画）平成六年度までに五、〇八六区画分譲済、逐次分譲

その他植苗に四七区画あり

（『市政概要』第16版）平成七年 苫小牧市議会事務局

新霊葬場 苫小牧市は平成六年（九四）一月、高丘四一番地の高丘霊葬場の移転改築に向けて基本計画の策定の設置に着手した。これは現霊葬場は昭和四十二年（六七）七月に建設された鉄筋コンクリート造り一部木造モルタル平屋建て、延べ五六四平方メートルの建物で、普通炉四基を備えて稼働してきた。

しかしながら、築後すでに二十六年を経過、施設の老朽化が進み、その上、利用件数は平成五年度（九三）が一、

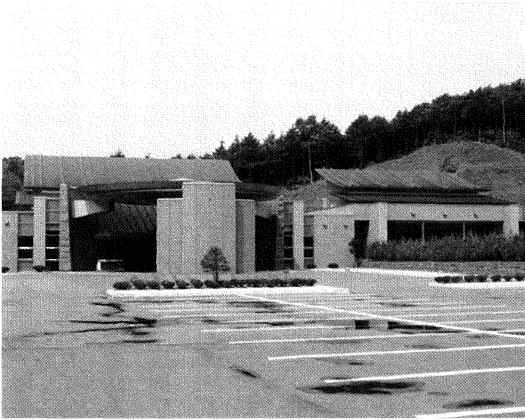
〇六七体、平成六年度（九四）が一、一〇〇体と年々増加傾向が見られ、しかも炉の形式が古く数年に一度は数百万円単位のメンテナンスを強いられていたほか、火葬時間がかかり市民から改築要望が出されていた。

市は同六年六月、市営高丘新霊葬場の全面改築を計画、同十年（九八）四月に供用開始することを明らかにした。計画では老朽化が進む現霊葬場を取り壊し、総事業費約二〇億円をかけて現地で立て替えることにした。同年度は基本設計を策定して施設規模などの中身を固め、同七年度（九五）に実施設計、同八年度（九六）に工事に着手するスケジュールで懸案の改築事業に乗り出すことになったのである。

このため市は現施設の西側に新霊葬場を建設することを計画、同八年二月、新施設の建設概要をまとめた。これによると新施設の建物は鉄筋コンクリート造り一部二階建て、延べ二、五六八平方メートル、火葬棟と待合棟をロビーで結び、既存施設の五倍以上の霊葬場で、炉は普通炉が七基設置されることになった。

火葬棟には、炉前ホールのほか、収骨室、告別室各二室を設置、霊安室、残骨室も設けられ、待合棟には近代的な七つの待合室のほか、喫茶、売店コーナーも開設されることになった。さらに建物周囲には日本庭園を造成、庭園ゾーンには池が造られるほか、木橋、生け垣も設置、池周辺には石山、築山なども設けられ、散策も楽しめる風情ある庭園が造られるというものであった。^②

新霊葬場の移転新築工事は平成八年（九六）七月に着手した。従来の重



高丘新火葬場

油から灯油へ切り替え無煙無臭方式を採用する火葬炉七基の規模は札幌（三一基）旭川（八基）に次いで釧路（七基）と同数の道内三番目となる。また、駐車場も普通乗用車四六台、バス七台分を確保し、既存の三倍のスペースに拡大された。

市は平成九年（九七）三月、新高丘霊葬場の使用料を決めた。従前は市民は無料、市外の人四、〇〇〇円を徴収していたが、道内他都市では火葬場の使用料を設定している自治体が多く、市は新霊葬場の開設に伴い市民は大人で一萬三、〇〇〇円、子ども（一二歳未満）九、〇〇〇円、体の一部や死産児は四、〇〇〇円市外の人二倍の二萬六、〇〇〇円の有料化に踏み切った。

苫小牧市高丘火葬場使用料

区	分		位	
	単	位	市	内
火	一二歳以上の者	一体につき	一三、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
	一二歳未満の者	一体につき	九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
葬	胎児（妊娠四月以上）	一体につき	四、〇〇〇円	八、〇〇〇円
	身体の一部	一件につき	四、〇〇〇円	八、〇〇〇円
炉	衣産わい者	一個につき	七〇〇円	一、四〇〇円
	保冷車を利用する場合	一体一夜につき	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
室	保冷車を利用しない場合	一体一夜につき	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円
	安			

『苫小牧市高丘火葬場条例』苫小牧市例規類集 平成十一年十一月加除分 苫小牧市

さらに現行の火葬場は正規職員一人、嘱託職員二人で運営していたが、新設を契機に管理運営は民間委託に切り替えることにし、管理者一人（嘱託）、火葬業務に六人を配置し、委託内容は火葬業務、清掃業務、電気設備保安業務、廃棄物処理業務などとした。

新高丘霊葬場が平成九年（九七）十一月一日、オープンした。管理の一部に道内の霊葬場としては初の民間委託を導入、火葬炉はコンピュータ制御のハイテク化された近代的施設に生まれ変わった。旧施設は同年十月三十日に三件の火葬が行われ三〇年の歴史に幕を閉じた。

一方、残骨供養の象徴とされてきた高丘霊葬場敷地内の「霊拝観音堂」が新霊葬場の改築に伴い同九年（九七）秋に解体されることになった。観音堂は昭和三十一年（五六）年に建立され、火葬にされた後の残灰を一括して処分していたことから「霊灰観音」とも呼ばれていた。平成八年（九六）八月二十七日、最後の第四一回観音堂大祭が行われた。観音堂奉賛会（福永繁喜会長）が主催し約三〇人が参列、故人の霊を慰めた。^③

注（１）『苦小牧民報』 昭和五十七年七月十九日号 苦小牧民報社

（２）『高丘霊葬場』 平成九年 苦小牧市高丘霊葬場

（３）『苦小牧民報』 平成八年八月二十八日 苦小牧民報社

第二節 保健衛生

一、苦小牧の保健衛生の現状

予防接種と集 我が国の予防接種は種痘に始まり、昭和二十二年（一九四七）に予防接種法が公布されて組織的団健（検）診 に実施されることになった。同三十三年（五八）にジフテリア・百日咳混合ワクチン、同三十九年（六四）頃から破傷風を加えた三種混合ワクチンに切り替えられ、接種回数の減少が図られた。また、種類としては予防接種法と結核予防法によるものと、自主的に行なわれる任意接種とがある。

現在本市において行われている予防接種は、ジフテリア・百日咳・破傷風（三種混合）、ジフテリア・破傷風二期、ポリオ、日本脳炎、破傷風、麻しん（はしか）、風しんの七種類である。同五十年（七五）には種痘、三種混合、ジフテリア、ポリオ、インフルエンザ、日本脳炎、破傷風であったが、同五十二年（七七）以降において様式の変更があり、種痘が削除された。同五十三年（七八）から麻しん（はしか）、風しんが新たに加わり、平成元年（八九）からMR（はしか、おたふくかぜ、風疹）の予防接種が実施されたが、平成六年（九四）四月から中止となった。インフルエンザの予防接種は同五年度（九三）から集団接種から個別接種（任意接種）に変更となり、その後の記録はない。ジフテリアの単独予防接種は、同六年四月から新しくジフテリア・破傷風二期の新混合ワクチンが開発されて中止となった。一方、三種混合（ジフテリア・百日咳、破傷風）の予防接種は同五年（九三）四月から生後一・二ヵ月から生後六ヵ月へ引下げられている。¹⁾

苦小牧市史（追補編）

また、結核予防検診については別個に実施されていて、昭和五十年（七五）にはツベルクリン反応、六、九九四人、BCB接種二、〇四二人、X線撮影一、八四九人、同六〇年度（八五）にはツベルクリン反応七、九五〇人、BCB接種二、五〇六人、X線撮影六、二九二人であったが、平成六年度（九四）にはツベルクリン反応六、〇六九人、BCB接種一、五八八人、X線撮影二、二一五人となっていた。⁽²⁾

苦小牧市の予防接種の推移

（単位・人）

年 度	ジフテリア 百日咳 破傷風	ジフテリア 破傷風2期	ジフテリア	ポリオ	インフル エンザ	日本脳炎	破傷風	麻疹	風しん	M M R
昭和52年度	六七〇九		一九九七	四二九四	二七、一三五	四三	五一	一、〇七九	六〇二	
53年度	九〇七五		一、七二五	五、二四九	二九、二〇八	一〇六	六四	一、〇七九	一、〇七九	
54年度	八七〇一		二、〇七一	五、〇六二	二九、〇四二	一五	三二	一、五二二	一、四五六	
55年度	八五九八		一、八三四	四、八〇四	二九、〇二〇	二八	三一	一、七七〇	八八八	
56年度	八七九五		一、七六四	五、一八三	三〇、一〇〇	一九	五六	一、九四四	九六〇	
57年度	八四三八		一、八九一	四、五七二	三〇、九二二	三六	六〇	一、一七八	八九七	
58年度	八六〇八		二、〇八〇	四、四七二	三〇、四七七	四八	二二	二、〇二四	一、〇七三	
59年度	七、八六三		二、一六三	四、四〇〇	三二、八六九	五八	六八	二、〇二五	一、一四五	
60年度	八六九八		二、一六三	四、三三四	三二、八三二	三九	六二	二、〇二五	一、一四五	
61年度	八四六五		二、二二六	三、九七三	二九、七四五	四一	四九	一、九六一	一、三三〇	
62年度	七、四七三		二、二二一	三、七八四	二〇、五七五	三九	八二	一、六四一	一、三三七	
63年度	六六九四		二、〇七八	三、三六八	一六、六〇八	五四	六五	一、七三三	一、三〇六	
平成元年度	九一三三		一九九二	三、四三二	一六、〇九	五四	六二	一、七三七	一、二九五	
2年度	七、九〇九		一、九七六	三、二六〇	一六、六七二	七五	六二	一、七三七	一、二七三	一、一六九
3年度	六七〇九		一、八六六	三、三〇七	一六、六八二	三六	五二	一、八六六	一、二七三	九七九
4年度	六三八一		一、八六八	三、二四二	一六、六八二	五〇	四七	一、八六八	一、二七〇	七五五
5年度	七、七八九		一、七八八	三、二二一	一六、六七	三四	四二	一、七八八	一、二七四	六九二
6年度	六五七五		一、八〇六	三、一八一		四七	四二	一、八〇六	一、二四〇	
7年度	六六八六		一、八〇九	三、一〇一		三七	二六	一、九一七	一、九四〇	

平成8年度	六五二四	九六六	三、一九三	五〇	一五	一、五一七	一、九五
9年度	六五八二	一、〇九六	三、三八	八二	四二	一、四七五	二、〇五四
10年度	六、九三〇	二、四七二	三、三七	七二	二二	一、五二〇	一、九三

一方、集団検診、衛生教育などについては、昭和五十年（七五）には妊産婦（母親）教室、乳幼児健康相談、間接脱臼検査があつたが、同六十二年（八七）以降統計様式に変更があり、乳幼児健診と大人の健康検査に分けられることになった。乳幼児の健康診査については四カ月、一〇カ月、一歳六カ月、三歳児に行なわれている、ガン検診については、同六十三年（八八）から肺ガン検診、乳ガン検診、平成五年度（九三）から大腸ガン検診が加わつた。

苦小牧市の乳幼児・成人検診等の推移

(單位・人)

年 度	母 教	乳 親 室	幼 4、12 児 カ 月 診	受 1歳 信 カ 月 診	者 3 歳 数	健 診 断	成 人 病 健 断	健 胃 ガ ン 診	肺 ガ ン 診	子 宮 ガ ン 診	乳 ガ ン 診	大 腸 ガ ン 診
昭和62年度		二六四	三、四五〇	四三六	一、七一九		四四八二	八四五	一、一六三	四八五九	三、九三六	
63年度		三二〇	三、〇五八	一、七九九	一、六八六		四六七四	一、七五五	一、六三三	五四二七	四、〇二五	
平成元年度		二八三	三、〇五四	一、六八五	一、四八六		四四九七	二、八九三	一、六三八	五四三一	四、〇二六	
2年度		二八六	二、九七六	一、六〇二	一、五七三		四四七二	二、六八八	三、〇八五	五四五五	四、五三四	
3年度		二六〇	三、〇二一	一、五八一	一、五八九		四四七〇	二、七八七	三、一三八	五四四一	五、〇六五	
4年度		二二五	二、九六〇	一、四六三	一、四六三		四四七二	二、七二八	三、二九八	五四一九	五、〇六五	
5年度		二四七	二、九七九	一、五九四	一、五七二		五三九二	二、九三四	三、八〇七	六二二八	五、七六五	
6年度		二〇九	三、〇〇〇	一、五七三	一、五四三		五〇四九	二、七一一	三、五二七	五九一七	五、三二〇	三、一六
7年度		二二三	二、九三九	一、六〇五	一、五四四		五〇〇八	二、四六四	三、四七四	五五五六	四、八二九	二、六九四
8年度		一九三	二、九五九	一、五九二	一、五四四		五二八七	二、四六三	三、七七四	五四七〇	四、八二九	二、七四四
9年度		一七二	二、九二七	一、五六六	一、五七〇		五四三六	二、五〇三	三、八三三	五四八八	四、四九五	三、〇一七
10年度		一八五	二、八九三	一、六八八	一、五一〇		五九〇七	二、五八五	四、三三八	五二三八	四、一七四	三、四〇二

北海道立 北海道立苫小牧保健所は、昭和十九年（四四）九月二十一日に設置され、苫小牧市、白老町、早苫小牧保健所 来町、追分町、厚真町、鵠川町、穂別町の一市六町を担当し、疾病予防、保健増進、環境衛生等に関する公衆衛生の向上及び増進を図るための第一線機関である。同二十六年（五一）三月に旭町に移転、同四十四年（六九）二月に新庁舎が完成した。

保健所では次の事項について指導及びこれに必要な事業を行なうとされている。①衛生思想の普及及び向上、②人口動態統計、③栄養の改善及び飲食物の衛生、④住宅・水道・下水道・廃棄物の処理・清掃その他環境の衛生、⑤保健婦、⑥公共医療費事業の向上及び増進、⑦母性及び乳幼児ならびに老人の衛生、⑧歯科衛生、⑨衛生上の試験及び検査、⑩精神衛生、⑪結核・性病・伝染病その他の疾病の予防、⑫その他苫小牧地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項である。

また、保健所は必要に応じ、結核、性病、歯科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行なうことができる。ただし、この場合は医療法の規定に基づく診療所として道知事の開設許可をうけること。

なお、平成十一年度（九九）における苫小牧保健所の重点事業は次のとおりであった。

①東胆振地域保健医療福祉推進方針等の進行政管理について、②市町村保健センター等の整備促進について、③介護保健制度施行に向けた支援及び調整について、④医療監視について、⑤薬事監視について、⑥薬物乱用防止対策について、⑦献血促進啓発事業について、⑧災害時医療対策について、⑨毒物劇物等安全対策について、⑩感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行について、⑪口腔ケア事業について、⑫栄養改善対策（給食施設指導）について、⑬生活衛生監視指導班による広域的な監視・指導業務等の推進について、⑭飲用井戸等のクリプトスポリジウム対策について、⑮温泉資源の保護について、⑯精神保健福祉事業について、⑰精神科緊急医療システム

についてであった。勤務体制は、所長、次長、企画総務課、保健予防課、生活衛生課、保健指導課、試験検査課、主幹、専門員の、所長以下五人であった。⁽³⁾

保 健 苦小牧市は、市民の健康の保持及び増進を図るたる市保健センターを昭和五十三年（七八）十月、

センター 旭町二丁目五の四（苦小牧保健所裏）に完成させた。また、これに先立ち手薄になる夜間の急病対策に当たってきた「夜間休日急病センター」が同月十五日に同センターに移転し、翌日から診療業務を開始した。同センターの運営は市と市医師会による財団法人で行うことになり、十月二十五日付で設立、認可を受けた。

苦小牧市保健センターは同年十一月一日にオープンしたが、市と市医師会が同四十九年（七四）から具体的な準備を進め、総工費七億三、〇〇〇万円をかけて建設していたもので、鉄筋コンクリート二階一部三階建て、延べ二、二四四平方メートルの快適な衛生施設となった。このセンターでは次の業務を行なうものであった。

- ① 保健意識の向上及び普及に関すること
- ② 健康相談及び健康増進に関すること
- ③ 各種健診及び健康増進に関すること
- ④ 休日及び夜間における急病者の診察に関すること
- ⑤ 公共団体に対する医療機器利用の提供に関すること
- ⑥ その他センターの設置の目的を達成するために必要なこと

〔苦小牧市保健センター条例―苦小牧市例規集2〕 平成十一年十月加除分 苦小牧市

一階部分は夜間休日急病センターと健康管理センターの公衆衛生部門、二階が健康増進部門とコンピューターを使った総合健康検診部門となっている。コンピューターを使った短期人間ドックを中心とする総合健康検診部と肺機能検査

や体力テストなどを行うもので、健康増進部門については機械の調整などから昭和五十四年度（七五）にオープンした。市民の健康への関心の高まりを背景に、保健センターで実施している短期人間ドック（総合健診）の申し込みが増え、定期健康診断に代えて受診を申し込む事業所も増加した。平成元年（八九）四月には申し込みから二、三カ月も待たなければ受診できない状態になった。

同センターの短期人間ドックは尿、血液、心電図、レントゲン、眼底眼圧など一六の検査行程があり、午前中に検査、その結果をもとに午後から医師、保健婦らの個別指導を受ける日帰り健診で、同六十三年度（八八）は二四四日間の受診日があり、三、七八二人が受診した。

市民の健康意識の高まりや、労働安全衛生法の改正で事業者が定期健診から人間ドックに変更している傾向から、人間ドックの受診者が急激に増加した。平成二年（九〇）十月段階で同三年（九一）二月まで予約で一杯になった。同元年度は過去最高の三、九八二人の受診者となった。同センターでは週三日間とし、受診者数を二〇人に増加し、最新式の健診機器を導入して対応することにした。

同センターの同二年度（九〇）の人間ドックの受診者は過去最高だった昭和六十三年度（八八）を七九人上回る四、〇六一人を数えた。団体（事業所）契約がそのほとんどで医師一人のため、一日の受診者は一六人が原則であるが、日によって二〇人まで対応することもあった。一月には健診機器を一新し三〇人まで受診できる体制を整えた。



苫小牧市保健センター

平成三年（九二）夏から判定医を一人増員し、一日二〇人までが限度であつたが、週一回二人体制で三〇人が受診できることになった。

事業については、当初は「健康増進」として①体力測定、②体操教室、「簡易コース」として①循環器、②呼吸器、③消化器、検診として①胃ガン、②乳ガン、③糖尿病、④血圧測定があり、「一般検診」では①一般コース、②血液型、③貧血検査、④肝機能、⑤その他で、「相談衛生教育」では①性教育、②赤ちゃんダイヤル、③育児相談、④栄養相談、⑤母親教室、⑥市民健康教室などがあつた。

苦小牧市保健センターの利用状況

（単位：人、回）

事業名	平成二年		平成五年		平成七年		平成八年		平成九年		平成一〇年	
	人	回数	人	回数	人	回数	人	回数	人	回数	人	回数
保健センター実施分												
総合検診	苦小牧市内 三、五四七		五〇五五		五三七六		五三二二		五四九一		五三三四	
検診	苦小牧市外 五一四		五八二		五八五		五九五		五八		五三〇	
健康増進	計 四〇六	二四二	五六三七	二四二	五九六一	二四三	五九〇七	二四三	六〇〇九	二四三	五八六四	二四〇
大腸ガン検診		四	一四四	九八	五六	三四	六六	三五	四一	三四	二一	一五
乳ガン検診			三〇七九	二四二	三、二五〇	二四一	三、九三六	二、三三二	四九七三	二四三	四八五四	二四〇
無料健康診断			六二七		七〇二		七四〇		八五		七九六	
老人	胃ガン検診 六四九	三七	七二	三六	六一〇	三六	七〇二	三六	七五九	三六	六八二	三六
保人	肺ガン検診 四七六	三七	五五	三六	四一七	三六	四二二	三六	四三八	三六	四〇九	三六
健康	乳ガン検診 四一一	三七	五五	三六	四一八	三六	四四九	三六	四八四	三六	四五六	三六
法	大腸ガン検診 二、四六七	一八	二、三八四	三六	二、〇六九	三六	二、〇七二	三六	二、〇四〇	三六	一、九三三	三六
小計	四〇〇三	二九	四七二九	三六	三、九四四	三六	四、二四八	三六	四、二二三	三六	四、〇三三	三六

苦小牧市史（追補編）

[illegible]

注(1) 『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課

(2) 『議会要覧(市政概要)』 各年 苦小牧市議会事務局

(3) 『事業計画―平成十一年度』 平成十一年 北海道苦小牧保健所

二、食中毒とエイズ対策

集 団 昭和六十三年(一九八八)七月十七日、市内の三中学校の生徒二一人が学校給食が原因で集団食中毒 中毒発生、十九日までに市内の一二中学校六、三七七人のうち、腹痛や下痢、発熱など食中毒の症状を訴えた生徒は一、一三五人であった。^[1]

学校別では苦小牧市第二学校給食共同調理場から配送を受けていた三中学校に多く、第一学校給食調理場から配送を受けている中学校にも食中毒の症状を訴える生徒もみられ、ほぼ全市的に及んだ。第二給食センターでは七小学校に給食を配送していたが、中学校とは献立が違い、小学校の児童には食中毒の症状は出なかった。

苦小牧保健所は十三日から三日間分の保存食と、中毒者の便を検査した結果、食品一九検体のうち四検体からサルモネラ菌が検出された。原因食品は十四日の給食で出された冷やしラーメンの具であることが判明した。

サルモネラ菌とは桿菌の一種で、牛、馬、豚、鶏を冒し、とくにネズミに多い。この細菌が、これらの排せつ物、あるいは、ハエを介して食物とともに人間の体内へ入り繁殖をし、その体内毒素によって中毒症状を起こす。感染後、数時間から二四時間後に発病し、悪寒、高熱、嘔吐、下痢、腹痛をとまなう。サルモネラ菌による食中毒は昭和五十五年代(八〇〜)後半から急増。それもサルモネラ菌属のうちのエンテリティディスによるものが平成八年(九六)

以来トツプを占めている。とくに病原性が強いわけではないが、主として鶏卵を汚染するため、食中毒原因の王座を占めるようになった。産み落とされた直後の新鮮な卵なら発病しないという²⁾。

集団食中毒事故について道保健環境部と苫小牧保健所が昭和六十三年（八八）

七月二十三日、疫学調査を検討し、サルモネラ菌に汚染された錦糸卵により発生したものと断定し、製造販売業者を八日間の営業停止とする行政処分を行った。

同月二十三日現在、食中毒による欠席者数は二三九人、うち入院者は二六人で食中毒症状を訴えている登校生徒は七七二人であることが分かった。その後、減少したものの同月二十八日現在もお四校で五人が入院、一五人が通院、三七人が自宅療養をしていた。

学校給食による食中毒事故について市教委は同六十三年八月十八日に開かれた市議会議員協議会に報告、佐々木教育長は原因食品業者の物資納入停止処分にする考えを明らかにした。同食中毒事故では三、四三五人の生徒、教職員が被害を受け、入院者は四一人、通院者は一、六三〇人にのぼったが、同年八月十三日までに入院、通院、自宅療養者はいなくなり事態は落ち着いたことを報告した。また、同教育長は被害者への補償は日本体育・学校健康センターによる災害共済給付、全国市長会学校災害賠償責任保険の給付などについて関係機関や代理店と折衝していることも明らかにした。

学校給食による食中毒事故で市学校給食会は同六十三年八月二十二日、理事会を開き原因食品を納入した商社社に対し、平成元年（八九）三月三十一日までの物資納入停止処分を決め、食品業者へ通告した。

学校給食の食中毒を報ずる新聞

苫小牧市教委は被害者への補償額を入院者日額一万円、通院者同五、〇〇〇円、自宅療養者は一律三、〇〇〇円などを決め、中学校区ごとに父母らへの説明会を開くことにした。被害者総数は三、七三九人（うち入院者四六六人、通院者一、六八五人、自宅療養者二、〇〇八人）で、補償総額は三、五〇〇万円余となった。

さらに、市教委は十月十四日、集団食中毒被害者に対する見舞金支給の通知を学校を通じて送付した。見舞金総額は二、四九四万九、〇〇〇円となった。⁽³⁾

〇―157 平成八年（九六）七月二十六日、苫小牧市内の病院に入院していた女性患者から病原性大腸菌が検出され、**の発生** 出され〇―157と確認した。全国に広がる〇―157の予防対策に苫小牧保健所は懸命であった。

〇―157とは、病原性大腸菌のうちの一つのタイプで、**O（オー）**は菌の特性を示すドイツ語（*Ohne*）の頭文字。大腸菌は菌体の抗原抗体反応の違いによって一七三種に分類され、〇―157は一五七番目に認定されたことを意味する。大腸菌の多くは無害だが、この〇―157は発症すると腹痛や下痢、血便を起こす。毎年一〇〇件程度は〇―157による食中毒が厚生省に報告されているが、同八年（九六）には、五月末の岡山県での集団発生を皮切りに、七月末までに全国の感染者は八、七〇〇人に達し、死者七人を出した。ことに大阪・堺市内では小学校の児童を中心に六、五〇〇人という食中毒としては記録的な大量発生を引き起こした。同二年（九〇）に浦和市内の幼稚園で死者二人を出したのもこの型であった。感染力が強く、ごく微量の数百個の細菌でも経口感染して発症する危険性がある。流行は同九年（九七）にも続き、抗生物質を投与しても治療効果の出ない「**耐性**」をもった病原性大腸菌が四府県で一二種発見されたことが、厚生省・国立国際医療センター研究所の調査で明らかになった。⁽⁴⁾

病原性大腸菌〇―157の感染患者が確認されたことを受け、苫小牧市は同八年七月二十七日「〇―157 苫小牧市緊急対策本部」（本部長・鳥越忠行市長）を設置した。対策本部は部長以上二一人と保健衛生課職員二〇人の計四一



〇ー157 感染を報ずる新聞

人で構成し、苦小牧保健所と連携を取りながら、市広報や各関係機関の協力のもと市民に予防対策の周知徹底を図る方針を決めた。市では保健衛生課内に相談電話も設け、保健婦一〇人が交代で待機、対応することになった。さらに市は平成八年（九六）七月二十九日、〇ー157の予防対策に関するチラシ五、〇〇〇部を印刷、全町内会への配布を開始した。

一方、苦小牧保健所は内部に〇ー157対策会議を設置、〇ー157患者の自宅から食材を取り寄せて検査するなど感染原因を調べるとともに患者が利用した三カ所の飲食店についても店側の協力要請する形で同月二十八日、調理場などを検査した。また、二次感染の防止に全力を挙げるとの考えから、苦小牧市内だけでなく東胆振六町を含む管内の給食施設や営業施設などに対し、改めて注意を促すための文書を発送した。一般向けパンフレットを用意して窓口で配布するほか、希望者には無料検便も実施することとした。

市内二二小学校と一三中学校に給食を配送している二カ所の学校給食共同調理場は同八年六月下旬の苦小牧保健所の立ち入り検査後、施設内の一斉消毒を実施した。調理場と内部の調理器具だけでなく、トイレや事務室、休憩室、配送トラックに至るまで念入りに雑菌駆除の消毒剤散布を行った。

苦小牧市教委は同年七月二十九日、市内の全小、中学校へ「病原性大腸菌〇ー157の予防について」の文書を通達した。この内容は、クラブ活動などで登校する児童、生徒への石けんでの手洗いの励行、排便後は石けんでよく手

を洗い、手で触れた蛇口などもよく洗うこと、プール使用に際しての指導の徹底を要請したほか、施設上の衛生管理として水飲み場、トイレの清掃の徹底、手洗い場に必ず石けんを置くこと、水飲み場、手洗い場の蛇口が上を向いていて水が滞留しないようになどを学校管理者に求めたものであった。

苫小牧市内の保育園では〇―157予防対策として、園舎の消毒や給食の改善などを行った。市内の保育園は市立一〇カ所、法人関係一一カ所の計二一施設で調理場を中心に遊戯室や保育室、トイレなど園舎全般に消毒液を散布した。また、市立保育園は平成八年（九六）八月の献立分から「冷やし中華」と「冷麦」をやめ、温かいうどんにしたほか、生野菜を使わないなどの対策をとった。

〇―157の感染防止に懸命の厚生省が、集団給食機能を持つホテルや福祉施設、飲食業界などに対し、同年七月下旬に通達した検査保存期間を従来の三日以上を二週間以上と延長したため、検査容器が全国で品切れになり、市内の老人施設や学校給食センターなどは、新たな保存用冷凍庫の購入に迫られるなど予想外の出費がかさんだ。

苫小牧保健所や市の〇―157緊急対策本部に市民や業者からの問い合わせ電話が依然続き、保健所にはピーク時には一日八〇件以上もの電話がかかった。スーパーなどからは早く感染原因を発表してもらわなければ商売にならないとの切実な声も聞かれ、予防、対策面での相談に追われた。

市では「食品は中心部の温度が七五度以上で一分以上加熱する」などを内容とする予防チラシを各町内会へ配布、さらにテレビ、ラジオ、街頭放送も活用し広報活動を活発に展開した。また、市内の薬局では薬用石けん、消毒用エタノール、消毒薬などが品薄状態が続くなど市民生活にもさまざまな影響が出た。

苫小牧市内で〇―157患者が発生した問題で苫小牧保健所は同八年八月五日、患者が発症前に外食した市内の飲食店二店の食材や調理器具を調べたところ、〇―157は検出されなかったと発表した。感染源や感染経路にかかわる道

や保健所の一連の調査はこれでほぼ終了した。しかし、感染原因は特定できず解明作業は極めて難しい状況となった。市内の学校給食施設や飲食店などから〇―157予防対策のための衛生業者に消毒依頼が殺到した。平成八年（九六）八月二十日現在で保育園二一園、小、中学校二〇校、高校八校、老人ホーム、幼稚園、会社の社員食堂、食品製造所、飲食店などで一〇〇件を超す依頼が相次いだ。

二期の学校給食再開から三週目に入った同年九月、学校給食センターでは生野菜を給食の献立から外し、徹底した施設内の殺菌作業に当たるなど一層緊張感を高めた。ハンバーグなどの中身の温度を調べるデジタル温度計を導入するなど三〇項目にわたる対策を講ずるなど現在もお、手を緩めずその予防活動が続けられている。

新感染症予防法 従来の伝染病予防法は明治三十年（一八九七）、性病予防法は昭和二十三年（一九四八）に制定とエイズ対策 されたもので、多くの点で実情と合わないものになっていた。このため、政府は新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症予防法）を平成十年（九八）十月二日に公布し、翌十一年（九九）四月一日から施行した。このことに伴いこれまでの伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）が廃止された。

人類は、これまで疾病、とりわけ感染症により、多くの苦難を経験してきた。ペスト、痘瘡、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立つて、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・前文』 平成十年十月二日制定

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症予防法）の施行により、一類感染症のエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ病の五疾患、二類感染症の急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフスの六疾患、三類感染症の腸管出血性大腸菌感染症、四類感染症のインフルエンザ、ウイルス性肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群（エイズ）、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、マラリア、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、その他厚生省の定める疾患であった。指定感染症並びに新感染症の集団発生及び海外旅行者の持ち帰りによる感染防止のため、住民に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、発生時に適切かつ迅速な対応を図れる体制を整備することを予防対策の方針とするものであった。

苫小牧保健所では特にエイズ予防対策については、治療法が確立されていない現在、エイズに対する正しい知識の普及と患者・感染者に対しての差別・偏見をなくすことが必要であるとしていた。このため正しい知識の普及などの啓発活動及び健康教育を重視し、またHIV抗体検査を北海道HIV抗体検査実施要領に基づき、プライバシーの保護に努め実施することにした。

苫小牧保健所の平成十年度（九八）HIVにかかわる一般相談（保健所）は三二件、専門相談（協力医療機関・王

子総合病院）は六件、HIV抗体検査数は三二件であった。保健所では苫小牧性教育研究会が実施する性教育や成人式、健康教育等の各事業でエイズ予防に関するパンフレットなどの配布とその活用を通して、エイズ予防の普及啓発活動を行っている。また、最新の情報整理にあたるため、北海道ブロック拠点病院である北海道大学医学部のホームページなどから最新情報入手し、保健所職員の資質向上に努めるとともに、健康教育等に利用するなどエイズ予防対策を推進している。⁵⁾

嫌煙権運 厚生省は、平成四年（九二）に五月三十一日の世界禁煙デーから一週間を「禁煙週間」と定め、喫動と対策 煙が喫煙者のみならず、非喫煙者の健康にも悪影響を与えることを広く国民に啓蒙普及するため、公共の場での禁煙と分煙を促進するなど喫煙対策の一層の推進を図ることにした。

苫小牧市内では市保健センターや苫小牧市立総合病院、苫小牧保健所などが施設内や事務室内での禁煙を実施しているほか、各小、中学校、高校でも職員室内での禁煙、会議中の禁煙を実施されている。苫小牧市役所内では「禁煙タイム」を実施し禁煙や減煙への取り組みが定着し、ホールや待合室には喫煙コーナーを設け、職員や市民の健康を守ろうとする嫌煙権運動の広がり、その背景にあった。

このほか市内の公共施設、事業所、交通機関などでも非喫煙者の立場に立った配慮がなされ、禁煙箇所と喫煙箇所が区別されていて、喫煙人口は年々減少の傾向にあるといわれている。ちなみに、本市におけるたばこ販売本数は昭和五十年（七五）四億三、〇七四万本、同六十年（八五）五億一、八一五万本、平成元年度（八九）五億一八五万本、同五年度（九三）五億五、八六二万本、同七年度五億九、七〇九万本、同九年度（九七）五億九、九二四万本、同十年度（九八）五億九、七五〇万本であり、人口の増加からみてもやや減少気味にあることは事実である。⁶⁾

注1) 『苦小牧民報』 昭和六十三年七月十九日号 苦小牧民報社

(2) (4) 『現代用語の基礎知識』 1999年版 自由国民社

(3) 『苦小牧民報』 昭和六十三年九月二十一日号 苦小牧民報社

(5) 『保健所事業計画書』 平成十一年度版 北海道苦小牧保健所

(6) 『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課

第三節 医 療

一、苦小牧の医療施設

苦小牧市内の 医療施設については、我が国では①患者一〇〇人以上收容し、内科、外科、産婦人科、眼科及医療施設の推移 び耳鼻咽喉科を含み、検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急又は患者輸送能力を持ち、知事の承認を得た施設を総合病院とし、②患者二〇人以上の收容を有する施設を病院とし、③患者一九人以下の收容か、患者の收容施設を有しないものを診療所と区別している。¹⁾

昭和五十年(一九七五)末現在における本市の医療施設は、総合病院二院(八〇六病床)、病院七院(六四七病床)、診療所六五所(五五二病床)、歯科診療所が三〇カ所あって、本市には一〇四カ所の病院と診療所があった。また、医療従事者は医師一〇六人、歯科医師四一人、薬剤師六九人、助産婦二九人、保健婦一二二人、看護婦二七三人、准看護

苦小牧市史（追補編）

婦三一八人、技師その他一六一人であつた。

これが平成十年（九八）になると、総合病院は苦小牧市立総合病院、王子総合病院の二院（八七三病床）、病院一二院（二、〇七八病床）、診療所九六所（五四一病床）となり、施設数では八一施設、病床では一八一九病床の増加であり、総合病院は二施設で変わらないものの、六七の病床の増加であつた。一方、病院は一二院で五院増加し、一、四九八の病床が増えていて、大型病院の進出があつた。診療所は九八所で三一院増加したものの、病床数は一一病床減つていて、診療所の通院施設化が進んでいることを示すものであつた。歯科診療所は七七カ所で四七カ所の増加であつた。また、医療従事者は医者三一九で二一三人の増、歯科医師一三〇人で八九人の増加、薬剤師二三四人で一六五人の増、助産婦だけは小子化から二六人と三人減であり、保健婦は三五人で二三人増、看護婦（士）一、〇三〇人で七五七人の増、准看護婦（士）九五二人で六三四人の増、その他三四二人で一八一人の増加であつた。⁽²⁾

苦小牧市の医療施設の推移

（単位：院、所、個、人）

年次	総数		病数		内総合病院		診療所		内科		医師		医療従事者		看護士		准看護婦(士)	その他
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	診療所	医師	歯科医師	薬剤師	助産婦	保健婦	看護士	婦(士)		
昭和50年	一〇四	二、〇〇五	九	一四五三	二	八〇六	六五	五五二	三〇	一〇六	四一	六九	二九	一一	二七三	三一八		
51年	一〇七	二、〇八五	八	一五〇一	二	八四六	六八	五八四	三一	一一三	三九	七一	二五	一二	三〇八	三三六		
52年	一一七	二、二〇二	九	一五九二	二	八四六	七二	六〇〇	三八	一二五	四二	七〇	二九	一一	三三七	三五〇		
53年	一二一	二、二二四	九	一五九二	二	八四六	七四	六二二	三八	一二九	四八	七〇	二九	一二	三三七	四〇〇		
54年	一二八	二、三五四	九	一六九一	二	八八四	七七	六六二	四二	一三六	五二	三〇	三一	一三	三三九	四二二		
55年	一三三	二、四六五	九	一七四一	二	八八四	八〇	七二四	四四	一六四	五三	三三	二七	一五	三七一	四六四		
56年	一四二	二、五五三	一〇	一八二九	二	八六一	八二	七二四	五〇	一七九	六七	四五	三六	一六	四三九	五九八		
57年	一四六	二、六八八	一一	一九九六	二	八六一	八二	七二四	五四	一六三	六七	三九	三一	一六	四二四	五六四		
58年	一五〇	二、八三二	一一	二、一四一	二	八六一	八四	六八二	五四	一六四	六六	四五	三二	一六	四五七	五六二		
59年	一五二	二、八八六	一二	二、一七九	二	八七三	八四	七〇七	五六	一七一	六九	一三三	三六	一八	四九四	六三三		

苦小牧市内の病院一覽表 (平成九年末現在)

昭和61年	昭和62年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
一五二	一五四	一五八	一六一	一七〇	一七八	一六八	一七八	一七五	一八三	二〇九	一八九
三、〇〇七	三、〇〇七	三、〇八一	三、三六八	三、五九八	三、五九八	三、五五八	三、五五八	三、五五八	三、五五八	三、五五八	三、五五八
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
二、三二一	二、三二一	二、三二一	二、三二一	二、三二一	二、三二一	二、三二一	二、三二一	二、三二一	二、三二一	二、三二一	二、三二一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
八七三	八七三	八七三	八七三	八七三	八七三	八七三	八七三	八七三	八七三	八七三	八七三
八四	八六	八六	八四	八二	八二	八五	八四	八六	八六	八六	八四
六八九	六八九	六八九	六八九	六八九	六八九	六八九	六八九	六八九	六八九	六八九	六八九
五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六
一七八	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八	一七八
七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二
一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三
三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
五〇九	五〇九	五〇九	五〇九	五〇九	五〇九	五〇九	五〇九	五〇九	五〇九	五〇九	五〇九
六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五	六八五
二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇

『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課

区分	名称	経営主体	所在地	一般	精神	病床数	診療科目
総合病院	苦小牧市立総合病院	市	本幸町1・2・21	四二二			内・神・小・外・整・脳・皮・沁・産・眼・耳・リ・歯
病院	北海道立苦小牧病院	医療法人	表町4・2・22	四四〇		八〇	内・呼・外・整・脳・皮・沁・産・眼・耳・リ・歯・放
	医療法人王子総合病院	医療法人	双葉町3・5・7	四〇			内・呼・外・整・脳・皮・沁・産・眼・耳・リ・歯・放
	医療法人社団苦小牧緑ヶ丘病院	医療法人	清水町1・5・7	二二			内・神・小・外・整・脳・皮・沁・産・眼・耳・リ・歯・放
	医療法人社団玄洋会道史佐藤病院	医療法人	緑町1・23・5	七〇	二二		内・精・神・放
	医療法人神谷病院	医療法人	光洋町3・16・4	七二	四〇二		内・小・脳・放
	医療法人社団真和会苦小牧病院	医療法人	若草町5・10	八二			内・呼・消・循・小・リ
	医療法人社団崇仁会苦小牧病院	医療法人	見山町7・8・23	八二			内・呼・消・循・小・リ
	勸医協苦小牧病院	医療法人	澄川町7・9・18	一八〇			内・神・呼・消・循・小・リ
	医療法人社団延山会苦小牧澄川病院	医療法人	新中野町3・9・10	一六七			内・神・呼・消・循・小・リ
	医療法人同樹会苦小牧病院	医療法人	字植苗五二	二二三			内・精・神
	医療法人こぶし植苗病院	医療法人	矢代町2・18・1	二二〇			内・呼・消・循・外・整・脳・皮・リ・放
	医療法人社団養生館苦小牧日翔病院	医療法人	明野新町5・1・20	二二〇			内・呼・消・循・外・整・脳・皮・リ・放
	医療法人社団平成醫塾苦小牧東病院	医療法人		二二〇			内・呼・消・循・外・整・脳・皮・リ・放

『東胆振地域保健医療計画』 平成十年 北海道苦小牧保健所・東胆振地域保健医療対策協議会

苦小牧市 苦小牧市医師会の定款では昭和二十二年（四七）十一月九日議決となっているが、胆振東部郡医師会（会長・豊福豊王子病院長）は社団法人の登記を同二十三年（四八）一月二十一日に行い、その設立年月日は同年一月八日と『苦小牧市医師会史』にある。その後幾多の変遷を辿り、同四十八年（七三）四月十九日に「苦小牧市外二郡医師会」から「苦小牧市医師会」に名称を変更した。平成十年（九八）四月現在、医師会に所属している医療機関数は一〇五カ所の診療所および病院である。これは苦小牧市内を含めて白老、早来、追分、厚真、鶴川、穂別の六町が苦小牧市医師会の管轄区域となっている^③。



苦小牧医師会館

社団法人苦小牧市医師会に所属している会員は、平成九年（九七）九月現在、二〇九人で、科目別の内訳では内科医八〇人（三八％）、外科医三七人（一四％）、小児科医と整形外科医がともに一七人（八％）、精神科医が一五人（七％）、耳鼻科医一人（五％）、産婦人科医が一〇人（四％）、続いて脳神経外科医、眼科医、皮膚科医がともに六人（三％）、そして麻酔科医が四人（二％）となっていた。

苦小牧市医師会は医道の昂揚、医学医術の発展普及と公衆衛生の向上とを図り社会福祉を増進することを目的に、①医道の振興、昂揚に関すること、②医療の普及充実に関すること、③公衆衛生の啓発指導に関すること、④医学の振興に関すること、⑤医育の整備に関すること、⑥医師の補習教育に関すること、⑦医事衛生の調査研究に関すること、⑧医業経営の改善に関すること、⑨医業資材の改善に関すること、⑩会員の相互扶助に関すること、⑪

准看護婦養成のため准看護婦学院経営に関すること、⑫夜間休日急病センターの運営に関すること、⑬その他目的達成上必要な事項と苦小牧市医師会定款にある（昭和五十一年改正分）。

苦小牧市医師会には委員会や検討部会があり、さまざまな保健事業に対応してきた。特に休日夜間診療対策では同五十一年（七六）には苦小牧市夜間急病センターの開設にあたり、同検討会が設けられてその実現にあたった。その後、各委員会は廃止されたもの、統合されたもの、分離されたものなどがあったが、近年では公費負担対策委員会、医政委員会、学術委員会、親睦委員会、苦医報編集及び広報活動委員会、学校保健委員会、防災委員会、救急・急病委員会、産業医委員会、健やかな乳幼児を育む委員会、地域医療対策委員会、健康スポーツ医学委員会の一二委員会が組織化されていた。

苦小牧市医師会歴代会長一覧

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
1	豊富 豊	昭和23・4～昭和30・3	5	梅津 三千	昭和51・4～昭和59・3
2	佐久間 三八	30・4～" 35・3	6	大島 好雄	" 59・4～平成2・3
3	矢倉 安太郎	" 35・4～" 45・3	7	野中 富夫	平成2・4～現在に至る
4	飛鋪 洋三郎	" 45・4～" 51・3			

（『苦医報』各号 苦小牧市医師会より作成）

苦小牧市内地区別の医療施設（平成九年九月現在）

郊外東地区 日本製紙勇払工場診療所、植苗病院、東苦小牧医院、浪岡内科消化器科クリニック、とよもり整形外科
 鉄北東地区 加藤クリニック、あがた内科医院、江夏泌尿器科医院、苦小牧緑ヶ丘病院、田辺産婦人科医院、緑町病院、菊地整形外科

苦小牧市史（追補編）

科医院、春日町クリニックス、斎藤耳鼻咽喉科医院、北海道立苦小牧病院、合田内科小児科医院、双葉外科医院、いまい内科クリニックス、藤田内科小児科医院、西川整形外科医院、とまこまいこどもクリニックス、花輪内科循環器科医院、ステイ眼科、柳町診療所、苦小牧泌尿器科クリニックス、明野よしつる耳鼻咽喉科、松沢クリニックス、苦小牧東病院

中央東地区

吉川整形外科内科医院、千秋医院、藤井皮膚科医院、わだ脳神経外科クリニックス、平山皮膚科医院、王子総合病院、若草クリニックス、苦都病院、同樹会病院、苦小牧耳鼻咽喉科クリニックス、木村内科小児科医院、小森山産科婦人科クリニックス、三上外科整形外科医院、野中眼科医院、沖医院

中央地区

吉鶴耳鼻咽喉科医院、苦小牧市立総合病院、浜町クリニックス、矢嶋内科、三輪小児科医院、おき小児科医院、市村小児科医院、苦小牧日翔病院、小西医院、苦小牧こぶしクリニックス、水元産科婦人科、苦小牧保健センター、

中央西地区

いしぐろ外科肛門科医院、山下医院、横田内科胃腸科医院、藤澤産婦人科医院、堀内整形外科医院、やまざきこども医院、とまこまい脳神経外科、三島内科小児科医院、光洋クリニックス、山本耳鼻咽喉科医院、佐竹眼科医院、神島整形外科、苦小牧病院、矢倉クリニックス

鉄北西地区

藤田医院、稲岡内科小児科医院、村上耳鼻咽喉科、勤医協苦小牧病院、メモリアル整形外科、中杉皮膚科医院、関寺外科小児科胃腸科

旧糸井地区

柴田内科循環器科、百村産婦人科医院、しのじま皮膚科クリニックス、喜早眼科、三好内科胃腸科クリニックス、川口小児科医院、たかなぎ小児科、K&Aクリニックス、鈴木小児科内科医院、川村クリニックス、すえくに医院、吉田内科医院

郊外西地区

苦西耳鼻咽喉科クリニックス、苦小牧澄川病院、いちむら小児科医院、アーク整形外科クリニックス、池田クリニックス、道央佐藤病院

『社団法人苦小牧市医師会名簿』 平成九年九月現在 苦小牧市医師会より作成

苦小牧歯科 社団法人苦小牧歯科医師会は、昭和二十三年（四八）一月三十一日
医師会 日に設立認可をうけて開設された。初代会長は高松信三、会員一三人であった。

苦小牧歯科医師会は発足以来、歯科医学の専門医としての学術研究や歯科技術の錬磨を目指し、年間二〜三回程度の学術講演会、研修会を開催して歯科医師の社会的地位の向上と、歯科医学の確立にたゆまぬ研鑽が続けられてきた。そのテーマをみるとき歯科界を取り巻く社会情勢の変遷の概要を知ることができる。

・補綴の段階からみた最近の診療、・齶触と予防とフッ素、・歯槽膿漏の外科的処置・咀嚼システムについて、・口腔まわりの生理、・脳神経と頭蓋底通過部、・最近の歯科理工学教育について、・歯科教育の歴史、・パイロットデンチャーシステムなどは東京医科歯科大、大阪大、北大、日本歯科大などの教授を招き、医学的基礎や臨床、さらに一般医科と歯科とのかわり等について学習が深められている。

また、地元会員による研究発表も継続的に行われ、・義歯の人工配列、義歯の咬合調整、・構造医学について、歯科における救急、・歯科におけるクスリ、歯科における痛み、・顎口腔系の反射、テンプレート療法等についての研究がいまなお熱心に続けられている。

さらに親睦会も盛んで、野球、ゴルフ、アイスホッケーなどの部活動も活発である。



歯科医師会アイスホッケー部

苦小牧歯科医師会歴代会長一覽

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
1	高松 信三	昭和23・1～昭和31・3	6	杉村 孝	昭和57・4～昭和63・3
2	加藤 生男	31・4～" "	7	金丸 順太郎	" 63・4～平成3・3
3	佐々木 久美	46・4～" "	8	高田 鉄男	平成3・4～" 6・3
4	生原 醇治	47・4～" "	9	松岡 英廣	" 6・4～現在に至る
5	高松 諄	51・4～" 57・3			

苦小牧市内地区別の歯科医療施設（平成十一年三月現在）

郊外東地区 アラヤ歯科医院、カナモト歯科医院、沼ノ端歯科医院、勇弘歯科医院

鉄北東地区 あがた歯科、阿部歯科医院、新生台歯科クリニック、医療法人社団上田歯科医院、医療法人社団江畑デンタルクリニック、金丸歯科医院、医療法人社団かなもり歯科医院、かんの歯科医院、小橋歯科医院、清水歯科医院、関歯科医院、明

野歯科クリニック、高橋歯科医院（緑町）、高橋歯科医院（春日町）、高松歯科緑町医院、たかまつ歯科医院、アップル

小児矯正歯科、つつみ歯科医院、さくら歯科クリニック

中央東地区 秋山歯科医院、江畑歯科医院、王子総合病院歯科、尾形歯科医院、坂歯科医院、澤田歯科医院、大門歯科医院、医療法

人社団高橋歯科医院、新中野歯科医院、松本歯科医院、みかみ歯科矯正歯科医院、村上歯科医院、とまこまい矯正歯科

中央地区 大町歯科加藤医院、岸田歯科医院、佐々木歯科医院、土上歯科医院、苦小牧市立総合病院歯科、藤田歯科医院

中央西地区 国本歯科診療所、斉藤歯科医院、柴田歯科医院、けいた歯科クリニック、もうおか歯科医院、森田歯科医院、木村歯科

鉄北西地区 医療法人社団今野歯科医院、タカタ歯科医院

旧糸井地区 伊尾歯科医院、大原歯科医院、いずみの歯科クリニック、玄間歯科医院、川治歯科医院、あおば歯科、シミズ歯科医院、

袖井歯科、橘歯科医院、田中歯科医院、田村歯科医院、豊巻歯科医院、

はいばら歯科医院、宮本歯科、医療法人社団山崎歯科医院、医療法人社団若葉歯科医院

郊外西地区 いしざわ歯科クリニック、ファミリー歯科クリニック、おくやま歯科医院、ときわ歯科クリニック、榊原歯科医院、医療法人社団佐藤歯科クリニック、杉村歯科医院、道央佐藤病院、錦岡歯科クリニック、ハマナス歯科医院

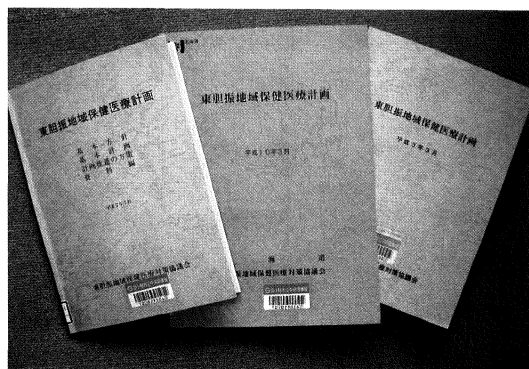
（『五十年の足跡／創立50周年記念誌』平成十一年 財団法人苫小牧歯科医師会より作成）

東胆振地域保健 北海道では昭和五十五年（八〇）三月に「北海道保健医療基本計画」を策定し、道内二一の保

医療計画の策定 保健医療圏の形成と健康の増進から疾病の予防・治療・リハ

ビリテーションに至る包括的な保健医療体制の確立を目指してきた。二次保健医療圏とされた苫小牧市・厚真町・早来町・鶴川町・穂別町・追分町・白老町の一市六町の保健医療体制の在り方を協議し、保健医療基本計画の策定を目的に、同五十七年（八二）二月二十七日に東胆振地域保健医療対策協議会（会長・炭谷肇）が発足した。委員は学識経験者、保健医療関係者、保健医療を受ける者、関係行政機関などから二七人（のち二八人）で構成されていた。

同六十年（八五）三月には「東胆振地域保健医療計画」がまとめられた。同計画は三部構成で、第一部基本方針、第二部保健医療の現状と課題で圏域の実態をデータで詳細に示し、第三部は対策編で、①医療の確保、②対人保健活動の推進、③環境保健の強化について今後の目標を設定していた。苫小牧市立総合病院を圏域センターとする医療処理のネットワーク化のほか、道立苫小牧



東胆振地域保健医療計画

病院の早期改築、王子総合病院の地域センター病院指定促進、医師をはじめ医療技術者の確保なども盛り込まれ、今後道に対して計画の実現を求めていくものであった。⁽⁴⁾

しかしながら、その後の社会情勢の変化、地方財政の環境の変化があり、北海道地域保健医療計画との整合性を図る必要から、新しい計画を策定することになった。このため、東胆振地域保健医療対策協議会は本格的な長寿社会の到来を間近に控え、保健医療をめぐる著しい情勢の変化にも対応し、圏域の住民が生涯を通じて健康を確保することができるよう計画の改定に取り組み、平成三年（九一）三月に新しい「東胆振保健医療計画」を策定した。これは同九年度（九七）までの計画であり、二一世紀を展望して保健・医療・福祉が一体となって包括的な保健・医療サービスを「いつでも・どこでも」受けられる計画であった。

平成九年度をもつて現計画が終了することになり、同十年度（九八）から平成十九年度（二〇〇七）までの一〇カ年の「東胆振地域保健医療計画」を策定した。この計画は、苫小牧市立総合病院の改築検討委員会の設置と答申、道立病院の改築、王子総合病院の改築、苫小牧市内の病院の増加などを保健医療環境の変化、高齢者に対する保健福祉サービスの推進、老人保健施設、訪問看護ステーションなどが設置されて、保健・医療・福祉の連携体制が整えられつつあることを捉えた、今後一〇カ年の新たな総合計画であった。

東胆振地域保健医療計画（平成十年三月）

1、基本理念

ヘルス・プロモーションの理念に従って、圏域の住民一人一人が自らの健康保持増進に努めるとともに、生涯を通じて、心身ともに健康な生活を送ることができる地域社会の形成や環境づくりに努めます。また、本圏域の特性や実態を踏まえ、地域の保健医療資源を有効に活用しながら、保健・医療・福祉・教育・職域などの各分野が連携を図り、地域社会が一体となって保健増進から疾病予防、

早期発見、早期治療、リハビリテーション、終末期ケアに至るまでのプライマリヘルス・ケアを重視した包括的な保健医療サービスのネットワークの確立を目指します。

▼ヘルス・プロモーション：人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスのことで、個人々が食事や運動などの生活習慣や、自然環境だけでなく社会の価値概念まで含めた広い概念としての環境を健康に良いように変えていくこと。

▼プライマリヘルス・ケア：健康増進、予防、治療、リハビリテーションなど、主要な健康問題を対象に、住民の十分な参加により、国や地域社会が行う実用的、科学的で、社会的に受け入れられる保健サービスのこと。

2、基本方針

東胆振地域保健医療計画では、地域に密着した保健・医療・福祉サービスを目指す方向として、次の七つの領域についての施策を進めます。

ア、子ども、女性施策

子どもを持ちたいと思う人に、安心して子どもを生み育てることができるよう、また、子どもたちが心身ともに健康で、発育年齢にふさわしい成長を遂げることができるよう、さらには、必要に応じた適切な医療や養育を受けることができるような社会を目指します。

イ、精神保健福祉対策

精神障害者等が、必要とする保健・医療・福祉サービスを本人の意志により選択し、自らの意志に基づく自立した生活を送ることができるような地域社会を目指します。

ウ、高齢者対策

高齢者の一人一人が心身ともに充実した人生の円熟期を実感することができ、また、高齢のために心や体に障害が生じて、必要

苫小牧市史（追補編）

な保健・医療・福祉サービスを本人の意志により選択し、自らの意志に基づく自立した生活を送ることができるような地域社会を目指します。

エ、健康づくり、疾病対策

地域の住民が、自分自身の健康を自分自身の問題として考え、それを保持、増進するように自ら努めるとともに、予防可能な疾病の罹患による若年期や壮年期の発病を防止できるような社会の環境を整えることにより、生涯を通じて心身ともに健康な生活を享受できるような地域社会を目指します。

オ、地域医療対策

地域ごとに、住民が必要とするときに、その状況に応じて、生活の質を重視した適切な医療サービスを受けることができるような地域社会を目指します。

カ、生活衛生対策

市場に流通している食品を安心して飲食することができ、また、生活環境が衛生的に保たれることにより、環境の中の病原体や有害物質による健康被害を受けることのないような地域社会を目指します。

キ、基盤整備

地域の保健医療施策を効率的かつ効果的に実施するために、施設設備の整備や人材の養成・確保を計画的に推進します。

（『東胆振地域保健医療計画』平成十年 北海道苫小牧保健所・東胆振地域保健医療協議会）

一方、苫小牧市地域医療協議会は、健康時の健康擁護を出発点に地域住民自ら健康を維持・増進させ、生活の向上に必要な保健医療を組織的に提供、市民生活を支援しようと、昭和五十五年（八〇）十一月二十五日に発足、同六十年（八八）八月九日に同協議会（会長・中澤啓次、委員一六人）は鳥越忠行市長に「苫小牧地域保健医療計画」を

提出していた。

注(1) 『平凡社第百科事典』 昭和六十年 平凡社

(2) 『苦小牧市統計書』 昭和五十一年、平成十一年 苦小牧市企画調整部企画課

(3) 『苦小牧市医師会史』 昭和五十三年 苦小牧市医師会

(4) 『苦小牧民報』 昭和六十年五月二十四日号 苦小牧民報社

二、主な医療機関と看護婦(士)養成機関

苦小牧市立 苦小牧市立総合病院は、昭和二十一年（一九四六）十月一日に設立され、同月十一日に本町に開業総合病院 した苦小牧町立病院をその前身とし、同二十五年（五〇）現在地に移転し、同三十三年（五八）三月一日総合病院としての受診科目、病床数等を満たし、道知事の認可をうけて苦小牧市立総合病院と改称し、現在に至っている。

同五十一年度（七六）における市立総合病院は内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科の一一科で、患者数は外来一八万九、〇七五人、入院一一万七、二〇九人であった。なお、脳神経外科は同五十一年四月診療を開始したが、道内の市立総合病院では札幌、函館などに次ぎ五番目であった。⁽¹⁾

以来市立総合病院は、胆振東部、日高地域の中核病院として地域医療の充実を図ってきた。同五十四年（七九）六

月、市は同病院の健全経営を目指してマスタープランを策定、大幅改革に乗り出すことになった。これまでに医療需要の増大から昭和三十二年（五七）に地上三階建ての西病棟を建設し、同四十三年（六八）、同四十四年（六九）には地下一階地上六階建ての新館を建設するなどの増改築を行い、医療機器をはじめ施設整備を進めてきた。同五十四年度（七九）末では外来患者が一日平均六五九人、入院患者が三七五人でベット回転率は八九・二パーセントと西病棟と新館だけでは手狭になっていたのである。

このため同五十五年度（八〇）から三カ年計画で大規模な改築を行うことになり、総事業費一八億七、〇〇〇万円をもつて旧結核病棟や隔離病棟を中心に古い建物一、八八七平方メートルをとり壊し、この部分に鉄筋コンクリート造り四階建ての建物を新築することとし、同五十五年（八〇）九月工事に着手した。当初四階建てとしていたが、一部計画を変更して五階建てとなった。三年計画で進められた市立総合病院増築棟が同五十七年（八二）四月十二日完成した。増築棟は総工費一七億円となり、延べ面積六、八八五平方メートル、一階は外来診療室、医事課、医療相談室、二階から五階は各科病室となった。

同病院の利用者は年間延べ二六万人にのぼり、毎年五〇六パーセントの伸びが見られることから、同五十九年（八四）四月に大型コンピューターを導入した。コンピューターの導入は患者増による医療事務の増加に対応するとともに、職員増の抑制を考慮したものであった。また、同年十一月に老朽化のひどい外壁の改修をはじめ身障者用スロープの設置といった病院始まって以来という補習工事が行われた。改修は外壁の補修が中央棟と西棟で、これと並行して中央棟のエレベーターがそっくり取り替えられた。

同六十三年度（八八）に同病院は一億七、七〇〇万円を投じて医療機器の更新とともに新たにシネ撮影装置を導入し、循環器系の疾患をX線で撮影、高速判定する体制を整えた。外来患者らの投薬待ち時間短縮に向けて検討され、

平成四年（九二）四月から葉袋印字装置と自動錠剤分包機を導入した。

また、「パーキンソン病」などの特定疾患（難病）の患者増加から脳神経外科内に開設していた神経内科の診療を週二日へと拡大し、昭和七年（九五）四月に市内初の神経内科を開設したのである。

一方、病院経営の方は同六十三年度（八八）から赤字に転落、平成四年度（九二）は四億六、〇〇〇万円の赤字となり、累積債務は二六億円に上っていた。こうした危機的狀態を建直するため、同五年度（九三）から体質改善に本腰を入れた。ひつ迫する財政事情の中で心臓、肝臓の専門外来を新設したり、小児科、皮膚科、産婦人科、歯科などの午後の受け付け時間を延長、眼科も午後診察を行うなど診療体制の強化と本格的な増収対策に取り組むことになった。

同病院は同六年（九四）二月、医療倫理委員会（委員長・越野勇副院長、委員八人）を設置した。産婦人科の医師三人の連名で「体外受精、胚移植の施行」について同委員会に許可を求める申請があった。委員会では審議の結果、同年三月三十日付で「婚姻している夫婦間。遺伝子操作は行わないなど」日本産婦人科学会の基準の枠内で」の条件付きで承認された。

薬剤師が入院患者と直接面談で服薬指導する「薬剤管理指導業務」を同六年九月から導入した。薬によるアレルギーや副作用歴を薬剤師自身が把握し、服薬について指導、アドバイスしていく方式であり、一方的な投薬ではなく、専門家の立場で薬の情報を提供していくシステムで、東胆振圏域の医療機関では初の導入となった。

同病院は同年十月に高度医療機器のMRI（全身用磁気共鳴装置）を導入した。MRIの導入は病院側の懸案事項の一つだったが、大型機器のため施設を改造しなければ設置できず、費用面からもこれまで先送りされていた。一億三、〇〇〇万円の費用を投じたMRIは最新機種で威力を発揮し、中核病院としての存在価値を高めた。

市立総合病院は赤字経営の解消を目指し、同七年度（九五）を初年度とした財政健全化計画をスタートさせた。同

五年度（九三）末で一億円が見込まれる累積赤字をすべて一般会計の負担とし、平成十一年度（九九）まで五カ年で赤字解消するほか、事務部門を中心に一九人の職員を削減、経営安定を図ることとした。

日帰りの「脳ドック（脳の健診）」コースを同九年（九七）九月から開設した。健診は頸部X線撮影、MRIによる断層撮影、MRA（核磁気共鳴脳血管画像処理装置）による撮影、総合診断など五項目で市内の医療機関では三カ所目となった。



苫小牧市立総合病院

市立総合病院（越野勇院長）は同八年（九六）十二月十九日、市民会館ホールで開院五〇周年記念式と祝賀会を開き、東胆振の基幹病院として半世紀の節目を祝った。この間、「救急センター」を開設したほか、診療科目に脳神経外科、麻酔科、神経内科を加えるなど診療体制を充実させ一三科体制で四三三病床となるなど中核病院の一つとして発展してきた。

鳥越市長の私的諮問機関「市立病院改築検討委員会」（委員長・井本博助役、委員一人）が平成七年（九五）十月、発足した。病院内部で策定した素案をもとに検討を加え改築場所や将来の病院像などを中心に意見をとりまとめることになった。また、老朽化、狭隘化する同病院の全面改築問題を話し合う「市立病院改築検討懇話会」（笠原晃会長、委員一人）が同十年（九八）十月に設置された。同懇話会は基本理念、施設整備、病院運営の方向性、改築場所などを柱に、求められる市立病院像などを中心に審議、答申することになった。

同懇話会は七回にわたる会合を開き、平成十一年（九九）一月に中間答申書をまとめ、さらに同年十一月三十日に答申書を市長に提出した。答申書では本文のほか第一部から第五部まで、中項目一九、小項目三三となっており、現病院建物施設の老朽化から移転新築が必要と結論付けていた。①診療体制は、緊急医療、高度医療の充実強化、終末医療のモデル的な試行などを行う、②地域の医師、診療所、病院などとの連携、具体的には開放病棟の設置、医療機器の共同利用など地域医療支援機能、③オーダーリングシステムや物品管理システムを導入し、効率性を高める一方で開かれた医療という点からインフォームドコンセプトを徹底する、④適切な医療の提供は経営の健全化なくしてあり得ない、⑤現地改築については用地が狭く、設計上の制約が大きい、将来を展望した場合に好位置とはいえない、⑥建設場所は第一候補に緑ヶ丘公園（オーロラ球場）、第二候補地に北光町二丁目（王子製紙所有地）、第三候補地に住吉町二丁目とする、⑦平成十七年（二〇〇七）の完成開院を目標とするというものであった。^③

これにより、苦小牧市立総合病院の改築問題はいよいよ動き出すことになったのである。

苦小牧市立総合病院歴代院長一覧

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初	芝田 実	昭和21・10～昭和26・3	4	阿部 守邦	平成4・4～平成7・3
2	矢倉 安太郎	" 26・4～" 60・3		越 野 勇	" 7・4～現在に至る
3	宮田 昭一	" 60・4～平成4・3	5		

苦小牧市立病院の患者数の推移

（単位・人）

科	名	区分	昭和五一年度	昭和五五年度	昭和六〇年度	平成元年度	平成五年度	平成七年度	平成九年度	平成一〇年度
総	数	外 来	一八九〇七五	二二八七八〇	二七三〇二六	三二一、五三五	二九二、六三二	二八九、五三六	二八八、九〇八	二八四、九四六
	入 院		一一七、二〇九	一二五、三〇〇	一四五、三六四	一二六、七八二	一二三、九九七	一二六、四五三	一二七、九五二	一二七、九三三

『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課より作成

北海道立 北海道立苫小牧病院は、昭和二十九年（五四）一月に結核治療を目的に北海道苫小牧療養所として

苫小牧病院 開設された。同四十六年（七二）十一月に北海道病院事業条例の改正により北海道立苫小牧病院となり、内科と外科の二科であった。しかしながら、老朽化が進んだことと結核患者の減少により、廃止の方向も打ち出されていたが、一方では改築再建を望む声も大きかった。

苫小牧市も現地改築の要望書を道に提出していたが、道は道立病院の再編整備と経営健全化の方針について見直し案をまとめ、平成四年（九二）六月の道議会保健環境委員会に報告した。

道の示した見直し案では、平成五年度（九三）中に現在のベッド数一五〇床（結核病床）を一二〇床に変更、このうち八〇床を結核病床とし、残る四〇床は一般診療科目とするというものであった。また、現在二万六、七〇〇平方メートルある敷地は、遊休地が多く、この半分を売却し残る敷地に現在の平屋建てを改築、地上三階建て地下一階の建物が計画された。

道は道立苫小牧病院の改築基本設計を同六年（九四）一月にまとめた。この基本設計では鉄筋コンクリート造り三階建て、延べ床面積五、七九〇平方メートルで一階には外来診察室や検査室、病棟（四〇床）、事務室、二階には手術室や医局、病棟（四〇床）、三階は病棟（四〇床）という配置であった。

同年八月、同病院の全面改築工事が始まった。新しい道立苫小牧病院が同七年（九五）十一月、完成し二十一日に新装オープンした。低肺機能を回復させる道内初のリハビリ室を備えた呼吸器系専門の医療機関となった。冷暖房の空調



改装された北海道立苫小牧病院

設備や車いすトイレ、スロープなども備え、入院生活の快適性が重視された施設となった。

結核など呼吸器疾患の患者を主に受け入れる同病院は、胆振管内では唯一の近代的な道立病院となった。総事業費は約四一億六、〇〇〇万円で現施設の東側に生まれ変わった。また、平成八年（九六）六月から付属施設改築工事に着手車庫三八・八四平方メートル一棟、保育所一〇七・七四平方メートル一棟、看護婦宿舎二二五・二四平方メートル一棟六戸、院長公宅一三〇・一五平方メートル一棟、職員公宅六八八・二四平方メートル一棟八戸、リハビリ公園二、〇〇〇平方メートル、駐車場一〇七台収容などが同八年十二月に完成をみた。⁽⁴⁾

医療法人王 王子総合病院の歴史は、苦小牧では最も古く明治四十二年（一九〇九）八月、苦小牧工場内に診療子総合病院 所が開設され、同四十四年（二一）十一月に新病院で診療を開始したのに初まる。

その後、戦乱をはさんで幾多の変遷を経て、昭和三十七年（六二）十二月には内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の診療科を持つ総合病院の資格を取得し、工場従業員の病院から地域の医療機関へと発展していった。同四十年（六五）十一月には、五五年間にわたって親しまれてきた王子工場構内（現成志会館）の病院から、装いも新たに表町（現グランドホテルニュー王子）へ新築移転した。

在来の王子製紙苦小牧工場付属病院から独立し、医療法人王子総合病院となったのは同四十二年（六七）十月のことであった。病床二〇〇を有し診療科目は一〇科となった。同四十八年（七三）三月には第二病棟の増築があり、病床数は一挙に三六二と飛躍的に拡大した。同五十一年（七六）九月には四〇二病床、診療科目は一二科と拡大充実された。

同五十二年（七七）から同五十四年（七九）にかけて病院の診療体制の拡大、充実に伴い外来棟の増築、看護婦寮の新築等を行い、病床数は四四〇床となった。また、第一内科（消化器系を中心）と第二内科（循環器系を中心）に



新築された王子総合病院

分科して発展を期した。昭和五十四年（七九）七月には人工透析室を開設した。

同五十五年（八〇）以降は医療分野での進歩が急速で、同病院でも医療機器の充実に追われた。頭部CT、全身CT、心エコー、腹部エコー、MRI診断機器などの導入であった。

高気圧酸素治療室の開設は同五十八年（八三）で、脳卒中、ガス中毒等の治療に朗報となった。その後、検診センターを開設し、ドック検診に対応できるようになった。このように診療体制の充実に比べ、現有建物の老朽化、狭隘化が著しくなってきた。

現状の施設では、傷みと狭さに加えて医療の高度化、近代化に即応した病院機能を維持することが困難な状況となっていた。こうしたことから病院の移転新築計画が急浮上し、計画実施が決まったのは平成六年（九四）のことであった。計画の実施に当たっては、将来に向けて予想される社会的ニーズに対応し、高度医療、特殊診療機能及び健康管理部門の拡充を図るとともに、地域社会に根ざした保健、医療、福祉サービスを提供できる総合病院を目標とした。

新病院工事は同七年（九五）九月四日、若草町（旧王子球場跡地）で地鎮祭を行い、工事の安全を祈願した。建設現場では地下部分の掘削工事から始まり、捨コン打設、基礎配筋工事、型枠工事、基礎コンクリート工事と進められていった。同年十二月一日には立柱式が行われ、鉄骨工事の安全祈願を行った。新病院は総工費約一三〇億円を投入し、三万一、〇一六

平方メートルの敷地に、鉄骨鉄筋コンクリート造り地下一階・地上七階建て（延べ三万一、〇七五平方メートル）であつた。医療法人王子総合病院の組織は、①王子総合病院、②老人保健施設ケアライフ王子、③訪問看護ステーション、④在宅介護支援センター王子、⑤看護専門学校となり、診療科目は内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿科・リハビリ科・放射線科・麻酔科の一八科で、医師五二人、薬剤師一六人、助産婦一六人、検査技師三三人、療養士等二一人、看護婦二四八人、准看護婦九二人など、総員六二七人となつた。^⑤

続いて共同設計室の竣工検査、共同企業体の社内検査等を経て官庁検査が終了した。平成九年（九七）三月三十一日に落成した王子総合病院、ケアライフ王子の竣工式が同年四月二日、新病院エントランスホールで関係者約一二〇人が参列して行われた。こうして、ゴールデンウィーク明けの同年五月六日、新病院が開院し現在に至っている。

王子総合病院歴代院長一覧（昭和二二年以降）

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
六	豊 福 豊	昭和22・12～昭和30・3	8	伊 藤 長 英	昭和57・7～平成4・5
七	佐久間 三八	" 30・3～" 57・7	9	藤 瀬 幸 保	平成4・5～現在に至る

（王子総合病院記念誌「移転新築。創立88・法人創立30周年」平成十年 王子総合病院）

訪問看護ステーションは、訪問看護ステーションは、平成三年（九二）に介護が必要な高齢者が在宅で安心して療養がうけられるようにと、老人訪問施設の拠点として設けられた。

在宅で介護の必要な高齢者に対して、かかりつけの医師の指示書により、訪問ステーションから患者宅を訪問して

サービスを提供するものである。新ゴールドプランでは平成十一年（九九）までに全国に五、〇〇〇カ所を設置する計画である。

これを受けて勤医協苫小牧病院が同六年（九四）八月一日に苫小牧では初めての「勤医協とまこまい訪問看護ステーション」を開設した。同ステーションは看護婦が在宅老人家庭を訪問し、主治医の指導のもと排泄、食事介助、体位交換、リハビリ、点滴などを行った。サービス希望者は勤医協の通院患者を中心に病院周辺の人が多く三六人、これを専属看護婦二人とパート看護婦一人で対応している。

苫小牧市は北海道在宅医療ケア事業団とタイアップして、同六年（九四）十二月に訪問看護ステーションを開設する方針を決めた。事業団のステーションは自治体、医師会、看護協会、保健所などによる運営委員会を開設地に置き、その協力体制で運営するもので、高齢者の依頼に応じ直接訪問し、リハビリ指導や介護に重点を置いた看護サービスを供給するというものであった。北海道総合在宅ケア事業団の「苫小牧中央訪問看護ステーション」は同七年（七五）十二月一日、市内表町の王子不動産第三ビル一階に開設された。これは勤医協とまこまい看護ステーションに次ぐ市内第二号で、スタッフは所長をはじめ看護婦三人、保健婦一人の計五人体制で市が出資し、医師会が全面的にバックアップすることになった。

ステーションでは寝たきり老人世帯などを訪問し、病状の経過観察や介護指導を行うもので、初日はケアを要望する介護者との連絡調整や電話での問い合わせに大忙しであった。

若草町に新築移転した王子総合病院は平成九年（九七）五月六日にオープンしたが、新病院と通路でつながれたケアライフ王子内に訪問看護ステーションを開設した。職員は看護婦二人で、同十年現在の患者数は王子総合病院一人、他の医療機関五人である。

一方、精神病院では、緑ヶ丘病院が専用棟を活用し痴呆老人や軽症の精神病患者が通所しながら、機能回復や社会復帰のトレーニングを行なうことにした。精神科としては市内初の訪問看護ステーションを併設し、同病院の訪問看護は一般の訪問看護とはやや異なる分野で展開されている。

苦小牧市立総合病院 昭和三十年代（五五）に入り苦小牧市内に開業する病院・医院が増え、医療業務にたず付属高等看護学院 さわる看護婦不足の深刻さが増大していった。この解消策として看護婦養成機関設置の要請が高まり、看護婦としての必要な専門知識及び技術を習得させ、その特性を養うことを目的に同三十年十一月、苦小牧市立病院内に「付属看護婦養成所」が開設された。

その後、同三十六年（六一）四月には高度医療に対応できる看護婦の質的向上を図るため、准看護婦養成から専門課程看護学科を新設して時代の要請に応える教育に切り替え、各種学校として認可を受け「苦小牧市立総合病院付属高等看護学院」と改称した。そして、同三十七年（六二）三月をもって「准看護婦養成所」は閉所となった。

同五十六年（八一）四月には専修学校として認可になり、以来現在までの卒業生は一、〇〇〇人余を数えそのほとんどは病院・診療所勤務の医療看護に従事して活躍している。⁶⁾

王子総合病院付 王子総合病院の看護婦養成事業は昭和二十五年（五〇）に「乙種付属准看護婦養成所」を設置、属看護専門学校 生徒一〇人をもって開設したのに始まる。これは苦小牧における看護婦養成の嚆矢であった。

同三十八年（六三）八月に総合病院となり、王子総合病院付属看護婦養成所と改称した。さらに、同五十七年（八二）四月に王子総合病院付属看護専修学校と改称し、准看護成所は平成二年（九〇）三月の第三期准看護婦卒業生を最後に閉所となった。

近年、著しく進歩する医学の看護内容は、より高度な専門知識と技術が要求されるようになった。このため同病院

では看護婦の資質向上を図るとともに、医療看護に寄与することを目指し「付属専門学校」として新発足させることにした。昭和六十三年（八八）七月、表町四丁目の同病院東側に一、二一六・〇二平方メートルの学校用地を取得、平成元年（八九）九月に看護婦養成所指定申請を行い、同時に付属看護専門学校設置認可申請を行った。

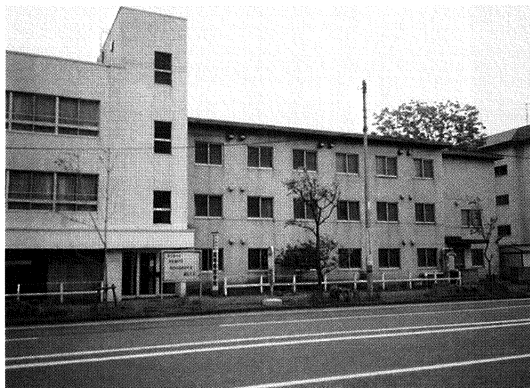
平成元年十月、鉄筋コンクリート造り三階建て延べ面積二、二二〇・八八平方メートルの新校舎が完成し、同年十二月「保健婦助産婦看護婦法第二二条二号」の規定により看護婦養成所の指定を受けた。

さらに同二年（九〇）一月「学校教育法第八二条の八第一項」の規定により「王子総合病院付属看護専門学校」としての設置が認可となった。そして同年四月、第一期生三〇人の入学をもって開校した。^⑦

苦小牧市医師会 昭和四十年代（六五）になって苦小牧市内と近隣町村には七〇余の病院・医院、診療所が付属看護専門学校 あり、看護職員の不足が著しく深刻化していた。ほとんどの医療機関では補助看護婦により医療の介助が行われていた。

そこで苦小牧市二郡医師会は、人材を得るため看護婦養成所を設立することにし、同四十四年（六九）九月に旭町に建設用地を確保し、医師会館と看護婦養成所を建設したのである。苦小牧市外二郡医師会（現苦小牧市医師会）付属看護婦養成所は同四十五年（七〇）四月四日に開校し、初代校長には飛舗洋三郎が就任、担任教師陣に開業医・婦長をはじめ、非常勤講師等を委嘱した。

その後、同五十一年（七六）一月の市議会で保健センター設立に伴い、その時同議会に請願のあった高等看護学院夜間三年進学コースが採択になり、これをうけて同五十三年（七八）四月の医師会総会において敷地内に高等看護学院（看護学科）の開設を承認し、同五十五年（八〇）四月十二日看護学科第一期生（三一人）の入学式を行った。また、この年十一月には専修学校高等課程が認可をうけ、苦小牧市医師会付属看護専門学校（専門課程看護学科・高



市立総合病院付属看護高等学院



王子総合病院付属看護専門学院



苫小牧医師会付属看護専門学院

等課程准看護学科」と改称し、昭和五十七年（八三）九月の医師会臨時総会で准看護学科の定員を四〇人から八〇人に増加変更を行なった。

同五十八年（八三）六月に日本自転車振興会より看護婦養成施設の建築整備補助事業の補助金三億七、〇四四万円の交付を受け、同年八月に准看護学科定員増（一学年四〇人を八〇人）に伴う校舎増築工事に着手した。校舎新築のため同五十四年度（七九）建設の校舎を解体、この間、森林組合ビルの七、八階を仮校舎として借用し、不便な授業を余儀なくされた。同五十九年（八四）一月、新校舎（鉄骨造り地下一階地上四階一部五階、延べ面積一、九四三平

方メートル）が完成した。

平成四年度（九二）より推薦入学制を導入しており、同校設立以来の卒業生も数多くいて、各地の医療機関の看護業務に専念し、同九年（九七）三月には高等課程准看護学科（知事試験）が第二六期卒業生を、専門課程看護学科（国家試験）が第一六期卒業生を出し、社会的貢献度も高く評価されている。⁽⁸⁾

注（１）『苦小牧市統計書』昭和五十六年版 苦小牧市市長公室企画課

（２）『苦小牧市立総合病院～開院50周年OBの集い』平成八年 苦小牧市立総合病院院友会

（３）『苦小牧民報』平成十一年十二月一日号 苦小牧民報社

（４）『新聞切抜綴―医療②』平成三年～同十二年 苦小牧市史編集事務局編

（５）（７）『王子総合病院記念誌～移転新築・創立88周年・法人創立30周年』平成十年 医療法人王子総合病院

（６）『創立三〇周年記念誌』平成三年 苦小牧市立総合病院附属高等看護学院

（８）『苦小牧市医師会五十年史』平成十年 社団法人苦小牧市医師会

第三章 労働と宗教

第一節 労政対策と労働組合

一、労働対策調査と労働福祉センター

労働基 苦小牧市は平成五年（一九九三）十一月、労働基本調査報告書をまとめた。これは同三年（九一）本調査 十月一日現在で従業員一〇人以上の一、一五八事業所を対象に調査を行い、五四四社（四七％）から回答を得た。平均基本賃金は男が二五万三、一六一円、女が二〇万二、六〇六円で基本給の引き上げ率は五・三パーセントの一万〇、二八〇円であった。休日は週休二日制が五六・四パーセントと最も多く、前年より二・九パーセント上回るなど、地元企業の取り組みが進んだ。週休二日制の形態では月一回が三〇・六パーセントと最も多く、完全が二一・八パーセント、週休二日制を採用していない事業所では六六・七パーセントが検討中と回答した。

労働時間では休憩を除く平均実労働時間が七時間三九分、従業員五〇～九九人の事業所が最も短く七時間三二分で前年より一三分の減となった。また、定年制は六〇歳以上が男で七〇・三パーセント、女で六五・九パーセント、定年後も六三・七パーセントの事業所が再雇用を実施、就職あつせんを含めると、七一・二パーセントで定年後の雇用の道が開けていることが分かった。

市が市内事業所（従業員一〇人以上）の実態を調べた平成六年度（九四）労働基準法改正に伴い労働時間の短縮や週休二日制の導入が着実に進んでおり、労働条件の向上が見られた。また、定年についても高齢者雇用安定法の改正で、定年年齢を六〇歳とする事業所が増え、六〇歳定年制が定着しつつあることが分かった。

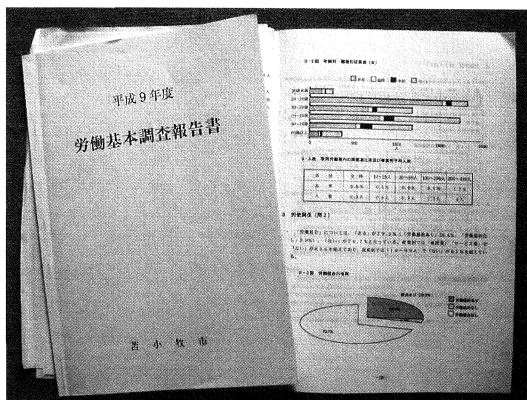
調査は同五年（九三）十月一日現在で、一、三三二事業所を対象に行い、四四・二パーセントの五八九事業所が回答した。回答事業所の総平均賃金は、男二三万四、八九二円、女一九万七、六三八円で基本給のベースアップ（定期昇給を含む）は平均三・六パーセント、七、五四七円となっており、率では建設業、卸売・小売業が、額では建設業、卸売・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業が平均を上回った。

初任給の平均は高卒で男一四万六、三五九円、女一二万一、四六六円、大卒男一七万〇、〇四二円、女一六万〇、八七四円であった。一時金は、夏季手当で平均一・八八ヵ月、四〇万四、三八〇円、年末手当で平均二・四ヵ月、四九万三、五六二円で電気・ガス・水道・熱供給業で高い支給状況となっていた。

週休制の形態は週休二日制が六五・九パーセントで最も多く、前年よりも四・六パーセント増え週休二日制は確実に進化した。逆に週休一日制は一七・五パーセントで前年の二三・一パーセントを五・六ポイントも下回った。週休二日制の形態は、月二回週休二日制が三四パーセントで最も多く次いで完全週休二日制の二四・五パーセント、隔週休二日制は一三・四パーセントであった。

労働時間は、一日の平均拘束時間で平均八時間四三分と前年より八分短くなった。一日の実労働時間は七時間三七分で七分短縮された。労働基準法改正で前年四月から法定労働時間が原則週四〇時間（業種や従業員規模によって週四四時間の猶予事業所も）となったことから時短が進行していた。

定年年齢は六〇歳以上が男で八一・四パーセント、女で七七・四パーセントといずれも前年より高い割合となった。



苫小牧市労働基本調査報告書

高齢者雇用安定法の改正で、平成十年（九八）から六〇歳定年が義務化されることから、定年年齢を六〇歳以上と定める事業所が増えた。退職金制度は八九・八パーセントで実施しており、自社の制度のみの事業所は二八・二パーセント、自社の制度と他の制度を併用しているのは三六・五パーセントで実施していることが分かった。

平成八年度（九六）の労働基本調査結果がまとまった。調査対象は常用労働者一〇人以上、五〇〇人未満の事業所で、調査票の送付は一、一二三事業所、このうち四五四事業所から回答があり回収率は四〇・四パーセントであった。

注目されたのは週休二日制の定着と四〇時間への対応が求められる週の所定内労働時間であった。このうち週休二日制が一六・三パーセント、隔週と月三回、月二回が合わせて四五・二パーセント、一回が九パーセントであった。このほか年間や月間で休日設定し、繁忙期と閑期で柔軟に対応して二日制を導入しているか、試行している事業所が一五・二パーセント、未実施は一四・三パーセントで運輸・通信業と建設業、三〇人未満の小規模事業所が目立った。

一方、厳しい現実となっていたのが週所定内労働時間で、一〇〇人以上の事業所は平均で四〇時間程度なのにに対し、三〇人以上一〇〇人未満は四一時間三分、三〇人未満は四二時間であった。

特に四〇時間への対応が遅れているのは建設業と運輸・通信業で、両業界とも約九〇社の回答事業所のうち、四割以上が四四時間以上の労働時間で建設業では四六時間以上の事業所が一割を超えていた。

同十年度（九八）の労働基本調査報告書によると、常用労働者一〇人以上

五〇〇人未満雇用している市内の一、〇九一事業所を対象に調査を実施した。このうち四一一事業所から回答があり、回収率は三七・七パーセントであつた。労働時間では一週の所定内労働時間の総平均は三九時間四四分で、業種別では金融・保険業の三七時間六分で、規模別では三〇〇～四九九人の三六時間〇分が最も短かつた。

週四〇時間制が義務化されている中で建設業、卸売・小売業はともに四〇時間を超えていた。しかし四週平均の数字であるため必ずしも週四〇時間制が未実施とはいえないが、未実施の事業所がある程度存在していると考えられた。週休二日制では、形態としては完全週休二日制が最も多く、二四・六パーセントであつた。次いで、その他が二三・七パーセント、隔週二日制が二〇・〇パーセントとなっており、未実施は六・一パーセントであつた。賃金の状況では、高校卒男子を例にとると、事務系では電気・ガス・熱供給・水道業の一四万八、七三三円、技術系では運輸・通信業の一六万五、六三三円、労務系では建設業の一六万九、一二一円が最も高かつた。

定年年齢では男女とも六〇歳が最も多く八九・七パーセントで、六五歳以上としている事業所はサービス業（男八・〇パーセント、女八・二パーセント）と建設業（男七・七パーセント、女六・五パーセント）のみであつた。しかし、六〇歳未満としている事業所が五・六パーセントあり、平成十年（九八）四月一日から義務化された定年年齢六〇歳以上の取り組みが進んでいない状況下にあることも分かつた。^{（一）}

労働力需給 苫小牧市労働力需給センター（会長・大泉源郎市長）は昭和五十一年（七六）十一月、勤労青少年センターを対象に職場環境調査を行ったが、同五十二年（七七）二月にその結果がまとまつた。出身地、学歴、年齢、勤続年数などの基礎的な調査だけでなく、対象者の趣味、余暇の利用の仕方、職場への満足度などを調査、興味深い資料となつた。

同調査は勤労青少年ホームの利用者延べ一六七人に調査票を配布、男五三人、女八七人の計一四〇人の回答を得た。

回答者の年齢は男が二三歳をピークに平均年齢が二二・八歳、女が二一歳をピークに平均二一歳であった。出身地別では苫小牧出身者が男二二人、女四九人ともっとも多く、そのほか道内市部、郡部別では男がいずれも一二人同数、女では郡部二三人、市部一二人となり、道外出身者は男七人、女三人であった。

学歴では男女総合で高卒が全体の七〇パーセントを占め一位、以下短大卒一〇パーセント、各種学校卒、中卒、大卒、職訓、その他であった。勤務先の業種ではサービス業が一位で二一・一パーセント、以下、卸売、小売業、製造業、官庁、運輸通信、金融・保険・不動産、電気・ガス・水道の順位であった。

勤労青少年の意識に関する調査は賃金・待遇、労働時間・余暇時間の量、将来の安定性、仕事の内容、職場の人間関係、福利厚生などについて、満足、やや満足、不満足などの形で回答を求めた。これによると賃金・待遇に関する不満は依然多く、労働時間・余暇のあり方についての不満も満足よりは多かった。

将来の安定性、職場の人間関係、自分の仕事の内容については比較的満足か、それに近い回答が多く、青少年が何を求めているかの一端を伺えた。「今後どのような福利厚生施設が欲しいか」の問いに対する回答は多彩で、男では自然公園、体育施設、音楽堂、野外活動施設など、女では簡単に利用できる図書館、自然公園、体育館、音楽堂などを挙げ、体を動かし知識を高めたいという要求の強いことが分かった。^②

労働福祉 労働福祉センターは工業都市化が進む中での苫小牧における勤労者人口が急増していることから、センター市内で働く人たちが気軽に交流でき、憩える場をと昭和四十七年（七二）に市内の労働界を二分する地区労と同盟が共同歩調をとって大泉源郎市長に直訴し、市の依頼を受けた両労働界の代表が道内外の施設を視察、市に対して要望意見を出すなど建設へ向けて具体的な準備が進められていた。

こうした経過の中で同四十九年度（七四）に初めて五〇〇万円の建設調査費が計上されたが、建設場所が決まらず

そのままとなった。昭和五十年（七五）は建設費として五〇〇万円が盛られたが、施設内容が具体化されていなかったことから当初予算から、削られるなど二転三転し、市議会でも早期建設をめぐって論議を呼んだ。

市は同五十一年度（七六）に着工することを決めた。建設場所は末広町一の市職員寮の跡地と決め、施設内容については地区労、同盟、苦労協などのほか商業労働者、工業労働者、中立系の組合代表など一人で「労働福祉センター建設協議会」を発足させ、施設内容について働く者の側から検討するなど急ピッチで進められた。

独身寮跡地二、四六一・八平方メートルに鉄筋コンクリート二階建て延べ九九〇平方メートルで建設することになり、一階には労政相談室のほか、和室や会議室、図書資料室を、二階は五〇〇人収容の大ホールにすることで固まり、五年ごしの念願であつた同センターの建設にゴーサインが出た。

労働福祉センターの建設工事は同五十一年（七六）七月十七日、本格的な建設に着手した。市では単なる労働者の憩いの場とするだけでなく、生活改善運動から同センターを年々豪華となる結婚式の簡素化を進めるため、一階中会議室を結婚式場としても利用することにした。

同年十二月の市議会で同センターの管理運営にかかわる条例案が満場一致で原案通り可決された。懸案となつていた労働福祉センターが十二月二十二日オープンした。総事業費は一億五、三三六万円であつた。⁽³⁾

苦小牧市労働福祉センターの利用状況一覧

（単位・回）

年 度	総 数	ホ ー ル	タ ー 議 室	利 用 数	組 合 ・ 組 合 員 数
昭和52年度	一、一九五	一六九	七二八	二九八	一九八
53年度	一、三九五	二六七	八二七	三〇一	二一九
54年度	一、四〇〇	二五四	八二二	三三四	二二〇
					一五、七七〇
					一六、七二八
					一六、六九七

平成																		昭和
10	9	8	7	6	5	4	3	2	元	63	62	61	60	59	58	57	56	55
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
一、七八二	一、七九四	一、八七四	二、〇四〇	二、〇三〇	二、一〇四	二、一九八	一、九四八	一、八九六	一、九四八	一、九一〇	一、七二六	一、六三〇	一、七六九	一、六五一	一、六七四	一、七二九	一、八二〇	一、六七四
二七七	二九一	三〇九	二二七	二二二	二八七	三二四	三二六	三六二	三二六	二九一	二二六	二二四	二八四	二二三	二二二	二二七	三〇八	三三八
一、一五一	一、一三四	一、二七〇	一、三〇六	一、三二二	一、三四七	一、三五三	一、一九一	一、〇六四	一、一六一	一、一八九	一、〇三三	一、〇〇九	一、一二九	一、〇五一	一、一一九	一、〇四九	一、一五二	一、〇〇四
三五四	二六九	二九五	六九七	四六六	四八〇	五〇三	四三一	四四〇	四六一	四三〇	四六七	三九七	三五六	三六八	三三八	四〇八	二六〇	三五二
二九三	二八八	二八一	二七八	二五五	二五九	二五八	二六九	二六一	二六二	二六一	二六八	二七三	二七三	二七一	二七三	二二七	二二〇	二一七
一五九二九	一六三七四	一六七三五	一七一七九	一六六六二	一七〇三六	一六五七七	一六六二六	一七三二五	一七六五四	一七六八五	一七七九八	一八三四六	一八九三八	一八六四三	一八八三三	一六五〇六	一六四二七	一六六四四

〔苦小牧市統計書〕 各年 苦小牧市企画調整部企画課より作成

注(1) 『苦小牧市労働基本調査報告書』 各年 苦小牧市経済部工業労政課

(2) 『職場環境調査』 昭和五十二年度 苦小牧市勤労青少年ホーム

(3) 『苦小牧市労働福祉センター概要』 平成十年度版 苦小牧市労働福祉センター

二、労働組合の変遷

労働組織統一 苦小牧市労政懇談会がまとめた昭和四十七年（一九七二）十一月一日現在の苦小牧市内の労働組合の労働組合 合数は一五一組合、組合員数は男一万一、八二三人、女二、二〇九人、計一万四、〇三二人であった。規模別では組合員数一〇〇人未満の組合は八七組合、組合員数は四、一二九人で、一〇〇人以上の組合は二七組合で一万〇、一六三人となっており、組合員数が五〇人から九九人までの中規模の組合が三二組合で最も多かった。上級指導団体の勢力をみると苦小牧地区労加入が四四組合、五、三六二人で最も多く、次いで苦小牧地区同盟が四一組合、四、七六六人、苦小牧労働組合協議会が一五組合、六八二人の順であった。また、未加入組合は五〇組合で組合員数も三、四八二人で地区同盟に次いでいた。

市経済部では同五十八年度（九三）版「労働組合実態調査報告書」をまとめた。同五十七年（九二）十一月一日現在で、市内に二七三組合、一万八、八三三人の組合員数であった。これは前年より四六組合二、二二七人の増であったが、これは従来、調査もれになっていた組合が今回の調査で明らかになったものが大半を占めたためであった。同調査は毎年労働基本調査の一環として実施しているもので、未組織の労働組合の実態を明らかにするため一〇人以上従業員がいる全事業所に対してアンケートを実施する一方、苦小牧地区労、地区同盟、苦小牧労働組合協議会などの地域ナショナルセンターの資料なども付け加え、より実態に即した調査を進めた。

二七三組合のうち組合員が六人から一九人の小さな組合が九八と最も多く、三〇人から四九人が四〇組合、二〇人から二九人が三四組合、一人から五人の組合が二一もあった。地区労加盟組合は七五あり、組合員数は七、五〇七人と最も多く、次いで地区同盟は五二組合で五、二七八人、労働組合協議会は一三組合、一、〇五六人の順であった。

苦小牧市がまとめた平成元年（八九）一月一日現在の労働組合実態調査によると、市内の労働組合数は二六二組合、一万七、六八五人で前年に比べ一単組増加したが組合員数は一一三人減少した。これによって市内の組合数は昭和六十年（八五）に二七三単組、一万八、九三七人をピークに三年連続の減少となった。

苦小牧地区労が六二単組、六、二七七人で前年に比べ二単組、七人の減少、苦小牧地区同盟は五一単組、四、六四五人で前年比一単組、五二人の増、苦小牧労働組合協議会（苦小牧労協）は一二単組、八八九人となり二単組、二五七人の大幅な減少となった。苦小牧労協は二五七人の組合員を数えた生命保険関係の単組が改組し、従来近隣町を含む苦小牧支部として構成していたが、支部系列の各分会に組合員を配置、近隣町の組合員が脱会する形となり、大幅な減少となったのである。^①

苦小牧の労働運動のけん引役であった苦小牧地区労（田村龍治議長、四九単組、約六、〇〇〇人）は平成五年（九三）十月二日、市内の若林会館で第四七回定期大会を開き、正式に解散を決めた。これは連合への労働界再編に伴う措置で、継承組織として「苦小牧地区労平和運動センター」を設立することも承認した。

解散を決めていた苦小牧地区労は同五年（九三）十月二十五日、市労働福祉センターで組合代表者会議を開き、継承組織である「苦小牧地区労平和運動センター」（略称・地区労センター、吉岡幸吉議長）を正式に設立した。同じく解散を決め、連合苦小牧として合体する苦小牧地区同盟（塚本博議長、組合員約四、三〇〇人）が、それぞれ政治団体としての継承機構は残すものの、地元労働戦線は反連合を掲げる苦小牧地区労連（津田孝議長、組合員約一、五〇〇人）を除きほぼ統一し新しい労働運動へ第一歩を踏み出した。

現在の労 連合北海道の苦小牧の拠点となる苦小牧地区連合（連合苦小牧）の結成大会が平成五年（九三）十月一日、市内のホテルで開かれた。旧総評系、旧同盟系、さらに純中立系も加えた大同団結で二六

産別、三単組、九、三〇〇人の市内最大の労働団体が誕生した。

連合苦小牧は（西野茂樹会長）は道内では五一番目の地区連合として発足、自治労、情報労連、紙パ連合、電力総連、森林労連、交通労連、運輸労連、港運同盟、全開発、ゼンセン同盟、合化労連、資源労連、化学一般、北教連、日林労、全農林、全水道、全通、J R連合、都市交通、全郵政、全たばこ、労金労組、全北電、J R総連らが加盟、発足した。

運動方針としては、①春季生活闘争の推進 ②労働諸条件を高める闘い ③政策・制度闘争 ④地域運動の取り組み ⑤組織強化の闘い ⑥教育・文化活動、メーデーの取り組み ⑦政治に関する取り組み ⑧国際交流の取り組みなどを柱に据えた。労働諸条件を高める闘いでは、企業規模間の労働条件格差の改善に努めるほか、地域運動の取り組みでは軍縮、核兵器廃絶、憲法擁護など平和を守る運動も展開、政党との関係については、目的と政策要求が一致する政党との相互の自主性を尊重しながら協力することを基本とし、具体的な政党支持については、当面、構成産別の判断にゆだねることを確認しての船出となった。

地元労働界の苦小牧地区同盟（塚本博議長、五四単組、約四、五〇〇人）は平成六年（九四）三月四日、三四年間にわたる活動のピリオドを打つ解散式を行った。闘争至上主義から脱皮し、民主的な労働運動を目指した同盟運動は今後、連合苦小牧の運動に引き継がれることになった。

地区同盟は、昭和三十三年（五八）二月の賃上げ要求に端を発し、同年七月から一四五日間にあたる王子争議を機に誕生、前身は同三十五年（六〇）三月に発足した全労苦小牧地区協議会で、同三十九年（六四）三月にこの名称に改めていた。

苦小牧市の労働組合数・組合員数の推移

(単位・団体、人)

年 度	総 合 数	組合員数	一般労組 (労組法)	公共企業体 (公労)	地方公営 (地労法)	国家公務員 (国公)	地方公務員 (地公)
昭和50年度	一二五	一四、五〇八	八八	一〇、〇六五	一八	七	一〇
51年度	一七九	一五、六七七	一二九	一〇、六八七	二三	一一	一四
52年度	一九八	一五、七七〇	一四八	一〇、七八九	二三	一一	一四
53年度	二二九	一六、七八	一七〇	一一、四八一	二二	一一	一四
54年度	二二〇	一六、六九七	一七一	一一、五一二	二〇	一一	一五
55年度	二二七	一六、六四四	一六九	一一、四七七	二〇	一一	一五
56年度	二二〇	一六、四二七	一七〇	一一、二五四	二二	一一	一六
57年度	二二七	一六、五〇六	一七八	一一、三五〇	二二	一一	一六
58年度	二七三	一八、八三三	二二四	一三、八六二	二〇	一一	一六
59年度	二七三	一八、六四三	二二三	一三、七四六	一九	一一	一五
60年度	二七三	一八、九三七	二二三	一四、五二四	一九	一一	一六
61年度	二六八	一八、三九六	二二三	一四、一八一	一五	一一	一六
62年度	二六八	一七、七九八	二二七	一三、九八八	四	一一	一六
63年度	二六二	一七、六八五	二二八	一三、九〇九	四	一一	一六
平成元年度	二六九	一七、六五四	二三四	一三、八七一	四	一一	一六
2年度	二六一	一七、三二五	二二八	一三、四七七	四	一一	一四
3年度	二五八	一六、六二	二二六	一三、八六四	四	一一	一三
4年度	二五八	一六、五七七	二二六	一三、九〇四	四	一一	一三
5年度	二五九	一七、〇三六	二二八	一三、二〇二	四二	一一	一三
6年度	二五五	一六、六六二	二二四	一三、一四二	四二	一一	一三
7年度	二七八	一七、一七九	二四七	一三、八三三	三五	一一	一三
8年度	二八一	一六、七三五	二五〇	一三、三八五	三四	一一	一三
9年度	二八八	一六、三七四	二五五	一三、一七	三八	一一	一三
10年度	二九三	一五、九二九	二六一	一二、七五〇	三四	一一	一二

〔苦小牧市統計書〕 各年 苦小牧市企画調整部企画課より作成

苦小牧市内労働組合の加盟上部組合の状況

（平成十年四月現在）

名 称	所 在 地	会長・議長	組合数	組 合 員 数
連合北海道苦小牧地区連合	末広町一・一三・一三	吉岡幸吉	八三	七九六八
苦小牧地区労働平和運動センター	末広町一・一四・一〇	金子達也	四〇	三七六七
苦小牧同盟友愛センター	王子町二・一・一	塚本博	四九	三、五九二
苦小牧労働組合協議会	沼ノ端一三四	神戸二三雄	三	一三二
苦小牧地区労働組合総連合	元町三・八・二〇	斉藤秀夫	二〇	一、六一九
その他			一七〇	五、七四三
合 計			二九三	一五、九二九

『労働組合実態調査報告書』 平成十年度 苦小牧市経済部工業労政課

王子争議 昭和三十三年（五八）の王子製紙苦小牧工場での労使間の対立、いわゆる「王子争議」において職
 の 和 解 場の秩序を乱したとして解雇された組合員四人が王子製紙（本社東京、田中文雄社長）を相手取つて
 起こした「雇用契約確認請求訴訟」で同四十八年（八三）六月十九日、札幌地裁民事二部は、原告らの行為は、いず
 れも就業規則に違反し、処分は懲戒権の乱用や不当労働行為に当たらないと組合側の訴えを退ける判決を言い渡した。
 また、同じ訴えで併合審理されていた一人も訴えを棄却された。提訴以来一一年を経て、この間、口頭弁論は判決
 を含めて四一回に及んだ。この異例の長期裁判の背景には一四五日にわたる長期無期限スト、何度も繰り返された流
 血の惨事などで、戦後では三池争議に次ぐ労使間の根深い対立が横たわっていた。

王子争議も同五十三年（七八）七月十八日で二〇周年の記念日であった。この二〇周年を記念するかのように七月
 十日、労使による和解協定が成立、争議に最終的な終止符を打った。戦後労働組合運動の活気を示す闘争、総資本と

総労働の闘いなどと評価される一方、テレビアンテナが立ち並ぶ豊かな会社の労使が争う殿様ストと酷評されもした。王子製紙工場の従業員は二分され、憎しみを生でぶつけあった争議で工場だけでなく、苦小牧市民にも大きな傷を残したといわれる。

協定の内容は、原告による訴訟の取り下げ、組合、原告に対し会社は一時金一、〇〇〇万円を支払うというもので、この和解について王子労組の田原賢蔵委員長は、裁判の長期化、上級審反動化により勝利の展望がない。原告の高齢化によって復職しても現場に戻れないなどの理由を上げ、長期の闘争による苦悩が深く刻印された。^②

一方、王子争議の中で誕生した王子苦小牧新労（山崎長寿委員長）は、和解したこの年に結成二〇周年を記念し、八月七日には組合員による結成記念前夜祭、結成当日の八日には結成記念式典及びバザーなど盛大な記念祭を開いた。

王子労組では昭和五十三年（七八）十一月十五日、苦小牧市労働福祉センターで「王子解雇撤回闘争終決報告集会」を開き、闘争終決宣言を行った。集会には組合員、組合員〇B、地区労加盟労組員ら約一〇〇人が参加した。集会では解雇撤回裁判の原告団八人のうち六人が出席、原告団を代表して田原元委員長が経過を報告、王子労組三〇周年に作られた長期ストのスライドも上映され、感無量の集会であった。^③

注（１）『労働組合実態調査報告書』昭和五十八年度版 苦小牧市経済部労政課

（２）『苦小牧民報』昭和五十三年七月二十日号 苦小牧民報社

（３）『苦小牧民報』昭和五十三年十二月十六日号 苦小牧民報社

第二節 宗 教

一、生活と宗教

日本人の 平成十年（一九九八）の宗教年鑑によると、全宗教団体の信者数は約二億一、二六四万人であると生活と宗教 いう。その内訳では、神道系約一億四五五万人（四九・二％）、仏教系約九、五一一万人（四四・七％）、諸派系約一、一二二万人（五・三％）、キリスト教系一七六万人（〇・八％）であつた。また、神社数は八万一、四四五社、寺院数が七万七、一九一寺院、キリスト系教会が六、五六四教会、諸派系教会が一万七、九七〇教会であり、ほかに各宗教の布教所が二万八、二〇九カ所であつた。¹

本市における具体的な宗教人口を掴むことは困難であるが、全国の例に近いものと思われる。開拓期の例をみても、人々は入植地に入るや、心のよりどころとして社を建て、ふるさとの祭神を祀つて祈つた。次は子供たちのために学校（教育所）、集落ができると寺院を建てたのである。苦小牧では、社については明治以前、寺院は明治前期以降に建てられていた。

しかしながら、戦後の宗教改革にともない、本市の宗教も大きな変革をみたのである。

昭和二十年（四五）十二月、マッカーサー指令による連合国総司令部覚書が発せられ、信教の自由がうたわれた。これは国家と神社神道とを切り離し、神道を含むすべての宗教と国家権力とを分離することを命じたものであつた。

「日本国憲法」では、信教の自由を基本的人権として保障し、公権力と宗教を厳格に分離することを規定した。敗戦

による従来の天皇制国家観に基づく価値の崩壊とともに、民主主義の嵐と信教の自由のもとで多種多様な新宗教が一齐に出現した。

天理教は教祖の精神に帰る復元運動を開始し、金光教は教祖を公然と、生き神として信仰することができるようになったことを喜んだ。戸田城聖は創価教育学会を創価学会と改称して再建した。谷口雅春は生長の家の拡大に成功するなど、目まぐるしい政治変革とともに宗教変革も矢つぎばやな変革、再建がすすめられていった。

北村サヨの天照教は戦後に生まれた新宗教である。世界救世教の教祖、岡田茂吉は浄霊法による病氣直しで教勢を拡大した。岡田の教えを引き継いだ有力な弟子たちの中には世界真光文明教団を立教し、さらに崇教真光が分立した。昭和十三年（三八）に霊友会から分かれた立正佼成会は、戦後、有力な教団に成長し教団の近代化につとめ、社会に安定した地位を築くまでに至った。

創価学会は富士本山大石寺を総本山とする日蓮正宗派の信者の団体で、永井数学の伝統を持つ宗門であった。創価学会は同三十年代後半（六〇）から池田大作の指導のもと躍進を続け、巨大な宗教組織に発展している。

一方、キリスト教系新宗教の世界基督教統一神霊教会は教組・文鮮明をキリスト再臨のメシア（救世主）として仰ぐ教団であるが、キリスト教会からは異端視されている。この他に、メシア多岐救済を求める宗教活動の中には、エホバの証人（もろみの塔）やイエスの御霊教会、イスラムカルチャーセンターなどが立教され、これらの支部や教会は苦小牧市内にも現存し、信仰する人の熱意ある活動が展開されている。

宗教法人 昭和二十六年（五一）四月三日に法律第一二六号として公布、施行された「宗教法人法」は、本則の設置 一〇章八九条、付則二八項からなっており、「宗教法人令」（昭和二十年十二月二十八日、勅令第七〇号）とは比較にならないほどの細かい規定のある法律であった。

文部省は同法の草案づくりを同二十四年（四九）から始め、法制意見局の審査をも受けて検討を重ねた。そして同二十六年（五一）二月には確定案を作成し、第一〇回国会に政府提出案として上程され、衆議院、参議院をそれぞれ政府原案通り通過し、四月三日の公布、施行となった。宗教法人は設立の登記をすることで成立するが（宗教法人法第一五条）、それにもかかわらず設立登記以前に利害関係者に一定の事項を公告する必要がある（同法第一二条三項）、ついで一定の期間を経てその規則について所轄庁の認証を受けることが義務づけられた（同法第二一条一項）。いわゆる認証制であるが、これによって公益法人たる宗教法人にふさわしくない団体の法人設立は、宗教法人令の時代に比べてはるかに困難となった。宗教団体法の認可主義や宗教法人令の単純な準則主義の中間を採用したものともいえるが、宗教法人法によって新宗教は明治維新以来、初めて「宗教」の名にふさわしい地位を得ることができたといえよう。⁽³⁾

本市においては、戦前に設置された宗教団体、施設が組織化され、一部において昭和二十年（四五）十二月に勅令による宗教法人令の適用を受けたところもあり、さらに同二十六年（五一）四月の公布の宗教法人法は殆どの団体、施設がその認証をうけ、法人登記していたのである。

昭和五十年以前等の市内の主な宗教団体一覧

名 称	法人登記年月日	所 在 地	代 表 者	主 神・宗 派	沿 革・特 記 事 項 等
樽前山神社	昭和28・7・8	矢代町1・9・1	永井 高明	大山津見神、久久能智神、鹿屋野比賣神	明治八年に開拓使より勇払郡郷社樽前山神社の社格を受ける、昭和十一年七月十六日県社に昇格、同二十一年七月二十四日宗教法人令による樽前山神社となり、同二十八年七月八日宗教法人として登記完了する。
恵比須神社	昭和28・9・4	字勇払一三八	片石 昌仲	恵比須神	嘉永三年九月九日創立、明治八年村社公称、昭和二十一年七月三十日宗教法人令による恵比須神社となり同二十八年九月四日宗教法人として登記完了する。

妙顯寺	昭和28・6・8	音羽町15・2	末沢 禎俊	日蓮宗	昭和二十七年四月妙見庵となり、同二十八年六月八日妙見教会として宗教法人となった。昭和二十九年四月妙顯寺と寺号公称し、音羽町に寺院を建立する。
妙光寺	昭和35・11・29	字中野89・8	木村 義賢	日蓮宗	昭和五年法華宗布教所として栄町に設立、同二十七年四月妙見庵となり、同二十八年六月八日妙見教会として宗教法人となった。昭和二十九年四月妙顯寺と寺号公称し、音羽町に寺院を建立する。
望洋寺	昭和28・4・8	浜町1・4・14	吉田 守賢	真言宗智山派	大正十三年十月真言宗智山派不動教会所として創立、昭和二年七月説教所として認可、同十四年三月望洋寺として寺号公称、同二十八年四月八日宗教法人となる。
法華寺	昭和28・4・2	字沼ノ端一二五	小松 智元	日蓮宗	大正十三年十月真言宗智山派不動教会所として創立、昭和二年七月説教所として認可、同十四年三月望洋寺として寺号公称、同二十八年四月八日宗教法人となる。
中央院	昭和28・12・22	元町1・8・18	荒澤 哲翁	曹洞宗	明治十二年四月八日札幌中央寺支所第二号説教所として開設、同十七年二月十五日実法山中央院として寺号公称し、昭和二十八年十二月二十二日宗教法人として登記完了する。
定賢寺	昭和42・11・8	字高丘19・1	佐藤常一郎	曹洞宗	昭和二十八年四月八日宗教法人となる。
浄生寺	昭和33・10・7	字勇払一三八	杉林 良彰	浄土真宗本願寺派	昭和二十三年五月勇払の地で布教開始、同三十三年七月浄生寺として寺号公称、同年十月二十七日宗教法人としての登記完了する。
照念寺	昭和29・4・14	見山町4・14・10	輝川 敬忠	浄土真宗大谷派	昭和二十六年五月本場町普徳定賢により布教開始、同三十八年高丘に本堂新築し、同四十二年十一月普徳山定賢寺として寺号公称、同四十二年十一月八日宗教法人となる。
正法寺	昭和29・4・10	高砂町1・5・7	中山 東旭	臨済宗	明治十二年四月八日札幌中央寺支所第二号説教所として開設、同十七年二月十五日実法山中央院として寺号公称し、昭和二十八年十二月二十二日宗教法人として登記完了する。
正光寺	昭和28・7・6	高砂町2・3・21	吉井 智見	浄土真宗本願寺派	昭和二十九年十月駅前二同派説教所として創立、大正十四年十二月正光寺として寺号公称、同二十八年七月六日宗教法人となる。
真宗寺	昭和28・5・2	幸町1・1・11	朝倉 瑞秀	浄土真宗本願寺派	昭和二十九年十月駅前二同派説教所として創立、大正十四年十二月正光寺として寺号公称、同二十八年七月六日宗教法人となる。
慈照寺	昭和28・4・13	若草町1・1・20	須藤 隆山	浄土宗	明治二十三年浄土真宗本願寺派説教所として創立、大正十四年十二月真宗寺として寺号公称、同二十八年五月二日同派説教所として創立、同二十四年京都妙心寺派臨済宗正法寺として寺号公称、同二十九年四月十日宗教法人となる。
延命寺	昭和45・7・10	字錦岡一〇二	吉田 承賢	真言宗	昭和二十一年篤志家により太平洋戦争の戦没者を弔う地蔵尊を安置、その後お堂を建て、同四十四年七月十日に宗教法人となる。
安立寺	昭和28・4・1	矢代町1・8・21	立谷 和康	日蓮宗	明治四十四年五月十六日日蓮宗布教所として開設、昭和二十二年一月護国山安立と寺号公称、同二十八年四月一日宗教法人となる。
出雲神社	未登記	錦町1・5・3	中山 一信	大國主命	明治四十一年九月王子工場建設に当り聖德太子大碑を出雲神社敷地に建立、大正十四年一月二十四日苦小牧太子会が発足し、昭和二十一年一月一日聖德太子堂を建設、同七年三月二十二日に苦小牧聖德太子奉賛会と改称した。昭和四十年一月二十七日宗教法人、聖德神社となる。明治四十年五月十五日井上千代により創設、昭和三十年九月二十一日聖德太子碑を聖德神社に移す。同四十五年七月一日に事務所所在を変更する。宗教法人化はしていない。
聖德神社	昭和40・1・27	幸町1・6・15	竹本 良吉	聖德太子	明治四十一年九月王子工場建設に当り聖德太子大碑を出雲神社敷地に建立、大正十四年一月二十四日苦小牧太子会が発足し、昭和二十一年一月一日聖德太子堂を建設、同七年三月二十二日に苦小牧聖德太子奉賛会と改称した。昭和四十年一月二十七日宗教法人、聖德神社となる。明治四十年五月十五日井上千代により創設、昭和三十年九月二十一日聖德太子碑を聖德神社に移す。同四十五年七月一日に事務所所在を変更する。宗教法人化はしていない。

苦小牧市史（追補編）

仏宝寺	昭和46・10・19	春日町13・5	岡田 広裕	日蓮正宗	昭和三十年五月三日創価学会苦小牧支部創設、その寺院として同四十六年十月十九日に日蓮正宗仏宝寺が宗教法人として登記される。
陽順寺	昭和29・4・20	錦町2・6・7	出雲路英一	浄土真宗大谷派	明治三十九年九月本町に浄土真宗大谷派説教所を創設、大正二年錦町に移り本堂新築し、東ノ寺と呼ばれる。昭和二十七年六月陽順寺として寺号公称し、同十九年四月十三日宗教法人となる。
苦小牧寺	昭和48・9・27	字明野62・4	石岡 正義	本門仏立宗	昭和四十七年字明野に苦小牧寺を建立、直ちに寺号公称し、同四十八年九月二十七日宗教法人となる。
樽前山観音寺	昭和39・8・26	字樽前二一六	久保田正拓	大乘仏教	昭和三十九年四月一日勢至菩薩を本尊として字樽前に樽前山観音寺を創立、同年八月二十六日に宗教法人として登記完了する。
日蓮宗法力教会	昭和47・11・27	高砂町2・7・6	郡司 徳男	日蓮宗	昭和三十一年五月浜町に法力教会として創立、本山は身延山、室蘭から住職が定期的に來苦し布教、同四十七年十一月二十七日宗教法人となる。
金毘羅院	昭和28・8・31	字錦岡二七六	秋山 有盛	真言宗	昭和二十六年に高野山真言宗の金毘羅院として創立、同二十八年九月四日宗教法人として登記完了する。
日本基督教会苦小牧教会	昭和29・4・13	本町2・2・10	中村 静郎 秦 利器	プロテスタント長老派	大正三年札幌北辰教会の牧師により、苦小牧の王子製紙社員等にキリスト教の福音の種がまかれた。同十三年十二月本町に日本基督教会苦小牧伝導所が開設された。昭和二十九年四月十三日に宗教法人の登記を完了した。
カトリック教会	昭和	表町1・1・18	ニユーフェルト神父 ヨゼフ・ヘルメン神父	ローマ・カトリック教会	大正十四年本町に苦小牧出張所兼日曜学校を開設、昭和五年教会に昇格し、日本天主教苦小牧教会と呼ばれた。同二十一年に建物を町立病院に提供、旭町に代替地を得て、幸町の仮教会に移った。同三十二年旭町に新聖堂が完成し、旭町カトリック教会と呼ばれた。さらに同四十七年に表町に移った。昭和三十九年三月旭町教会から独立して西町カトリック教会、同四十年十一月に双葉町カトリック教会が独立した。
日本聖公会苦小牧聖ルカ教会	昭和35・11・29	旭町2・6・9	佐々木克良	英国国教会	昭和二十九年アメリカ聖公会の宣教師により旭町に苦小牧聖ルカ教会が設立され、同三十四年から幼稚園事業が行なわれ、翌三十五年十一月二十九日に宗教法人登記を完了した。
日本基督教団苦小牧弥生教会	昭和38・9・19	西弥生町2・1・9	奥村 益良	プロテスタント	昭和二十九年九月西弥生（弥生）町に宣教師館が完成し伝導を開始、同三十三年四月教会堂完成し、同年九月十四日に幼稚園の開園式を行なった。同三十八年九月十九日宗教法人となる。現在障害者福祉に力を入れて活動している。
苦小牧ハリスト正教会	昭和49・11・20	山手町1・9・25	有原 次良	ロシア正教	大正初期に苦小牧に移住した佐羽内一族により信仰が保持され、昭和四十九年十一月二十日に宗教法人の登記完了し、翌五十年に立派な教会が出来上がった。
苦小牧福音教会	昭和50・6・6	双葉町2・2・1	五十嵐不二夫	日本聖書福音教団	昭和二十六年スウェーデン人宣教師により伝導開始、同三十三年に緑町（双葉町）に教会を新築した。同四十二年高丘霊園に教会墓碑を建立し、同五十年六月六日に宗教法人となる。
山手町キリスト教会	昭和	山手町2・3・5	大坂 克典	日本アッセンブリー	昭和四十三年七月アメリカより宣教師が來苦し伝導開始、十二月十五日に会堂が完成した。宗教法人年月日は不明。

名 称	法 人 登 記 年 月 日	所 在 地	代 表 者	主 神・宗 派	沿 革・特 記 事 項 等
天理教大宮分教会	昭和28・4・1	幸町2・4・4	大宮 秀雄	天理教	大正七年五月天理教東大教会浅草分教会大宮宣教所を幸町に設置、大宮は天理教大河原分教会の信者が苦小牧にいて、大河原と苦小牧の頭文字をとって命名した。昭和二十八年四月一日に宗教法人となった。
天理教苦小牧分教会	昭和28・4・1	寿町2・2・12	江本春一郎	天理教	大正四年十一月十八日に苦小牧宣教所として本町に設立、昭和二十一年六月二十六日宗教法人令による教会となり、同二十八年四月一日宗教法人の登記完了する。
天理教北辰分教会	昭和28・4・1	栄町2・1・17	片山 勇	天理教	昭和三年十二月二十日に栄町に宣教所を設置、同二十一年七月二日に宗教法人令による教会となり、同二十八年四月一日に宗教法人として登記完了する。
天理教樺島分教会	昭和28・6・2	矢代町1・1・8	岩崎 吉男	天理教	本分教会は樺太郡浜頓別町で設立、昭和二十八年六月一日に宗教法人となり、同四十八年十月十二日に苦小牧市矢代町に移転した。
天理教樺前分教会	昭和41・1・5	三光町26・21	岩倉 巻次 岩倉 光博	天理教	本分教会は岩倉一族にて創立され、昭和四十年十二月二十五日宗教法人の設立認証をうけ、同四十一年一月五日宗教法人の登記完了する。
名 称	昭和五十年以降の主な市内宗教団体				
聖徳院	昭和55・3・24	字桶苗一五三	審 定海	主神・宗派 鋒山修験本宗	本院は昭和五十五年三月十日に宗教法人として設立認証、同二十四日に宗教法人の登記を完了する。
エホバの証人の苦小牧会衆	昭和51・6・29	山手町1・8・9	猪師 哲善	エホバ主神	昭和五十一年六月二十九日宗教法人に登記完了する。
八大龍王八唱団	昭和51・11・11	字糸井三一二	宮村 初男	八大龍王	昭和五十一年十一月十一日宗教法人として設立登記完了する。
洗心会	昭和53・8・24	音羽町2・12・12	菅原 宗次	大日如来	密教的修験の場として昭和五十三年八月二十四日宗教法人となる。
北海道イスラーム文化センター	昭和53・11・11	弥生町2・3・1	荒井 節雄	イスラム教	アルラを本尊に昭和五十三年十一月十一日宗教法人として登記完了する。その後美園町3・15・17に移転した。
不退寺	昭和57・6	字沼ノ端五七三	新保 宗之	浄土真宗大谷派	昭和五十七年四月一日に開設し、同年六月九に道知事に認証をうけ、直ちに法人登記を行い不退寺として寺号公称する。
大乗神寺	平成11・11	明徳町1	石浦 章道	曹洞宗	昭和五十九年十月に平取より市内西部地区に新出張寺を新設し、平成十一年十一月に曹洞宗日光山大乗神寺として正式に認証をうけた。

（『市内宗教団体沿革資料』 昭和四十三年 苦小牧市史編さん室、『宗教法人台帳』 昭和五十六年 苦小牧市行政資料室、『市内宗教団体資料』 平成十一年 苦小牧市史編集事務局より作成）

注（１）『知恵蔵』二〇〇〇年班 朝日新聞社

（２）『日本宗教事典』 昭和六十年 弘文社

二、昭和五十年以降における主な神社の変化

樽前山神 樽前山神社が勇払郡郷社として開拓使から公称されたのは明治八年（一八七五）九月である。昭和社の移転 五十年（一九七五）には鎮座一〇〇年を迎えることになった。これまでの敷地が狭隘であることなどから移転新築問題が噂されていたが、この記念すべき年に樽前山神社百年事業奉賛会が設立され、その記念事業として懸案だった高丘移転を具体化、総工費約八億円をかけて三カ年計画で神社造営に取りかかることが決定された。

平成二年（九〇）四月、奉賛会準備事務局を設置し、新社殿造営の準備に入った。そして同年九月、樽前山神社新社殿奉賛会の発会式が行われた。同神社移転の理由は矢代町に社殿が建立されてから七〇年が経ち、潮風などによる社殿の老朽化、神社周辺の宅地開発の発展による狭隘化、さらには樹木の生長も悪く緑に囲まれた荘厳な雰囲気が失われてきたことなどであった。

移転先は、市内高丘の苦小牧工業高校西側の市有地約四万三、〇〇〇平方メートルを買収、「鎮守の森」造りを目指して建設することになった。こうして同二年十月五日、同神社で御遷座宮地造成工事安全祈願祭が行われ、高丘での造成工事に着手した。造成費用は土地造成費を含めて六億八、〇〇〇万円で三億円の奉賛募金を目標とした。

同三年（九一）三月十五日に地鎮祭が行われ本格的な工事が開始された。同年十月八日には本殿の上棟式が盛大に行われ本殿の建築に入った。

新社殿、稲荷社、天満宮、社務所などの造営を祝う樽前山神社遷座奉祝大祭は同四年（九二）七月十四日、古式に



高丘に新築移転した樽前山神社

のつとり矢代町の旧社殿から高丘の新社殿までご神体を移す遷座渡御行列が市内を巡行、夜には新社殿で古来から伝わる儀式の正遷座祭が執り行われた。遷座渡御行列は約三〇〇人で編成され、社名旗を先頭に弓矢、馬に乗った神官、ほこ、四神旗などに続き、樽前山神社のご神体を乗せた鳳輦（ほうれん）を市民約六〇人が担ぎ、沿道の市民が見守る午後七時に新社殿に到着した。また、午後八時から関係者約四五〇人が出席して正遷座祭が行われた。周囲の照明が一切消され、暗やみをほのかに照らすがり火の中、神主の手によってご神体が新社殿に納められ、古来から伝わる儀式が執り行われた。

一方、境内では、日本舞踊、剣道演武、演奏会などの奉納行事が繰り広げられ、神社造営を記念するふるさとの祀りを盛り上げた。⁽¹⁾

同神社の例大祭が開幕した平成六年（九四）七月から、それまで若草町のお祭り広場で開かれていた露店会場が高丘の神社境内（約三〇〇店）に移された。神社参道入り口に鎮座一二〇年を記念した大鳥居が完成し、同七年（九五）十月十六日、完成を祝う奉告祭などが行われた。鳥居は高耐候性特殊鋼材製で高さ一五・五メートル、柱間一メートル、柱の最も太い部分は直径一・三五メートルで総重量は九〇トンである。「通り初め」では永井宮司を先頭に市民一〇〇人が鳥居をくぐり、神社の新しいシンボルの完成を喜んだ。

なお、樽前山神社境内には稲荷大明神、天満宮も旧境内より移されて、それぞれ移築祭が行なわれた。

沼ノ端神 沼ノ端神社の建立時期については北海道炭砒鉄道（現ＪＲ室蘭本線）沼ノ端駅が設置された頃とさ社の改築 れているが、年月ははっきりしていない。その後二回ほど移転し、場所も変わっていた。

昭和五十八年（八三）に町内会有志が沼ノ端神社建設委員会（竹田鉄夫委員長）を結成、同三年（二八）十月に改築した社殿は築後五〇年余を経過していて老朽化が進んだため改築されることになった。

新社殿と社務所は同五十九年（八四）八月に完成した。同月二十日夜、改築のため樽前山神社に仮安置していたご神体を戻し、改めて魂を入れる正遷座祭が多くの方参拝者が見守るなか、厳粛に行われた。

改築された神社は、境内の一部を約二メートル盛り土して社殿と社務所が一体となり、神拝殿がこれまでよりもひと回り広く、八畳二間、約五〇平方メートルの社務所も設けられ、地域住民の活動にも活用できることになった。

苫小牧市内の夏祭りの最後を飾る祭典が、改築を祝い本格的な子どもみこしや稚児行列が街並みに繰り出した。神社参道ではビアガーデンや露店が並び、カラオケ大会などが開かれた。また、平成六年（九四）八月の同神社祭典から四十数年ぶりに「大人みこし」が復活、出陣した。

糸井山神 宮の森町入口の小高い丘の上にある糸井山神社は、大正二年頃（一三頃）に建てられたと言われているが、長い間、風雨にさらされ年数も経っていたため社殿の傷みが激しくなっていた。こんな折りにしらかば町在住の永井俊治が神殿を新築奉納することを決め、昭和五十二年（七七）六月に超スピード工事で白木造りの赤屋根、前面に向拝に出た新神殿及び参道や階段、鳥居の新築工事が完成した。そして、十四、十五日の両日に遷座祭が町内を挙げて行われた。

九月三、四の両日には新神殿完成祝賀会と併せて盛大に糸井山神社の例大祭を行った。樽みこしの町内巡行、芸能大会、子ども相撲大会など盛りだくさんのプログラムで、市内の秋まつりのトップを飾って賑わった。以来、同神社

の例大祭は錦町の出雲神社と同じ六月に行われ、地域の町内会や商店街などを主軸とした祭典奉賛会や祭典実行委員会の主催で住民に密着した祭典として定着し、年々盛んな祭典となっている。

植苗神社 植苗神社は明治三十年代（一八九七）からこの地に入植した開拓民が植苗、美沢地区に点在するの法人化神社を、昭和二十一年（一九四六）に南、北、中央、美沢の四神社の御神体を一カ所に合祀し、祭日を九月十五日として例大祭を行った。しかし、種々の問題から祭りは中断した。

一〇年後の同三十一年（五六）に第一回合同祭典が再開され、これが契機となって翌三十二年（五七）には各地区神社の解体、移転が行われ植苗神社の完全な合同祭典として再建されたのである。

このような経過をたどった植苗神社は植苗・美沢地区の氏神として安定させ、社格を維持するために宗教法人化を検討していたが、平成五年（九三）八月二十五日宗教法人として認証され、法人登記を行なったのである。同年九月十四、十五日の例大祭では地域住民らが実りの秋の訪れとともに法人化を祝った。神社で法人になったのは市内では樽前山神社、恵比須神社、聖徳神社、に次いで四番目となった。

聖徳神社 聖徳神社は昭和二年（二七）十月一日、市内幸町に太子堂を建立したのに始まり、同四十年（六五）の移転 一月に宗教法人聖徳神社となった。

建設業界関係者の信仰を集める聖徳神社が市内幸町から、高丘の樽前山神社敷地内に移転問題が浮上したのは、平成八年（九六）四月の責任役員会に「聖徳神社移転について」の案件が提出され、同神社奉賛会会長の小川登が趣旨説明を行った。そして五月の同役員会で立ち退き移転の理由説明があり満場一致で移転が承認された。

移転理由は、①市の道路事業計画（シンボリストリート）で小公園とするため、②建物の老朽化が進み補修費に多額の経費が見込まれる、③借地料が平成八年度、年額三万五、〇九二円と例大祭時の寄付収入で賄うには負担が大

きくなつてきている等であつた。六月四日の臨時総代会で正式に移転新築が承認された。⁽²⁾

平成八年（九六）九月字高丘の地に、木造約三一平方メートルの新社殿が完成し、二十一日には遷座奉祝大祭が行なわれたのである。

その他 この他に本市には宗教法人の認証外ではあるが、幾つかの神社があり、関係者の信仰を集めている。の 神社 王子町の王子製紙構内にある王子神社、円空作権現像の安置されていた宮前町の錦岡樽前神社、字樽前の樽前神社、字糸井の糸井浜神社、字樽前の道央佐藤病院内に字柏原から移した柏原神社、大町の稲荷社、苦小牧駅構内にある駅構内神社、北大演習林内の山王神社などがある。

また、苦東開発や住宅地化、漁場の消滅、山林事業の減少などにより、無くなつてしまつた神社もある。

注（１）『樽前山神社御造営記念誌』平成五年 樽前山神社社務所

（２）『聖徳太子堂建立七十周年記念誌』平成八年 宗教法人聖徳太子神社奉賛会

三、昭和五十年以降における主な教会等の変化

カトリック 表町カトリック教会（ローマカトリック教）は大正十四年（一九二五）本町に巡回教会として開設表町教会 されたのに始まる。昭和五年（三〇）に天主教教会苦小牧教会に昇格し、日曜学校、幼稚園の事業を行うようになった。

同二十一年町立病院との用地・建物の交換があつて、一時幸町に仮教会住まいであつたが、同三十一年（五六）十

一月に旭町（現ロイヤル・ホスト苫小牧店）に旭町カトリック教会聖堂を新築した。

昭和五十一年（七六）十月三十一日に、国道三六号に面していて煩雑になったこと、地盤が低く雨が降ると水が貯まるなどから表町一丁目の経済センター隣接地に移転新築して、名称を「表町カトリック教会」と改称して献堂記念式と祝賀会を行なって現在に至っている。

この間、同三十八年（六三）十月に新富町カトリック教会（旧西町教会）が分離独立し、聖母幼稚園を併設、平成二年（九〇）九月に創立二〇周年記念に慈しみの聖母像を建立した。さらに、同四十年（六五）十一月には双葉町仮聖堂が完成、旭町教会の巡回教会となり、苫小牧藤幼稚園を開園した。

同五十五年（八〇）十二月十四日に苫小牧カトリック教会開設五〇周年記念式典を行なった。

日本キリスト教 日本キリスト教会苫小牧教会は大正三年（一四）七月の伝導集会の開始に始まり、その後伝導会苫小牧教会 所の設置、戦争中は陸軍の使用施設になったりした。昭和二十六年（五一）七月に日本キリスト教会に加入し、独立教会となった。同二十九年（五四）四月に日本キリスト教会苫小牧教会を設立し、同月十三日に宗教法人として登記を完了した。

同六十三年（八八）七月に伝導開始八〇周年記念礼拝、記念誌を発刊した。また、築後四十年近く経過した教会堂は老朽化が進んだため、平成三年（九一）十一月に新会堂を新築・献堂した。

苫小牧ハリ 苫小牧ハリスト教会は大正七年（一八）に苫小牧に移住した佐羽内一族により信仰が保持され、昭
スト正教会 和四十九年（七四）十月に宗教法人の認証をうけ、同年十一年二十日に宗教法人の登記を行って正式
の法人団体となった。同五十年（七五）十月十日に佐羽内智が私財を投じた苫小牧ハリスト教会が落成し、東京ニコ
ライ堂の首長府主教など関係者、信者二〇〇人が参列して盛大な成聖式を行なった。

平成十年（一九九八）には苦小牧ハリスト正教会の教会発祥八〇周年記念式典と八〇年史を発刊した。

その他のキリ 苦小牧市内でのキリスト教関係の布教は、戦前は日本キリスト教会苦小牧教会のプロテスタントスト教会等 系と日本天主公堂苦小牧教会のカトリック系の二つであった。

戦後になって移転や独立分離により、表町カトリック教会、新富町カトリック教会、双葉町カトリック教会、日本キリスト教団弥生教会が設立された。日本聖書福音教団苦小牧福音教会（昭和二十三年）、エホバの証人の苦小牧会衆（同三十九年）、日本アッセンブリーズ・オブ・ゴット教団山手教会（同四十三年）、パーフェクトリバリティー（P.L.）教団苦小牧支所（同四十四年）、セプンスデー・アドベンチスト苦小牧キリスト教会（同五十年）、糸井福音キリスト教会（同五十七年）、末日聖徒イエスキリスト教会苦小牧支部、イエス之御霊教会（平成六年）などが設立されている。

分教会・布教所 苦小牧市内のその他の宗教団体である分教会、布教所、修験道場などについては、古い歴史を
・修験道場等 持つものに天理教があり、天理教苦小牧教会（大正四年・寿町）、天理教大苦分教会（同七年・幸町）、天理教北辰分教会（昭和三年・栄町）、天理教樺島分教会（同二十八年・花園町）、天理教樽前分教会（同四十年・三光町）がある。

また、創価学会苦小牧総支部は花園町に、世界救世教北海道地区本部苦小牧布教所が元中野町に、立正佼成会苦小牧教会が柳町に、金教教苦小牧教会が緑町に、崇教真光苦小牧道場が表町に教会、布教所などを持って活動が続けている。
修験道場関係では、昭和五十一年（七六）十一月に設立登記の八大龍王八江聖団苦小牧支部が元町に、同五十三年（七八）八月設立登記の洗心会が字植苗に、同五十五年（八〇）三月設立認証の聖徳院が字植苗にそれぞれ道場を設けて活動している。